

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2020年1月



株式会社きずなホールディングス

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式93,500千円(見込額)の募集及び株式3,733,840千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式576,400千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年1月30日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社きずなホールディングス

東京都港区芝四丁目5番10号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

■ 企業理念

当社グループの企業理念は「葬儀再生は、日本再生」であります。葬儀を通じて改めて人との結びつきに価値を感じて生きようとする人であふれる世の中の実現を目指し、家族葬を提供することで人と人との絆をつなげ、これを以て社会貢献とすることを経営の基本方針としております。

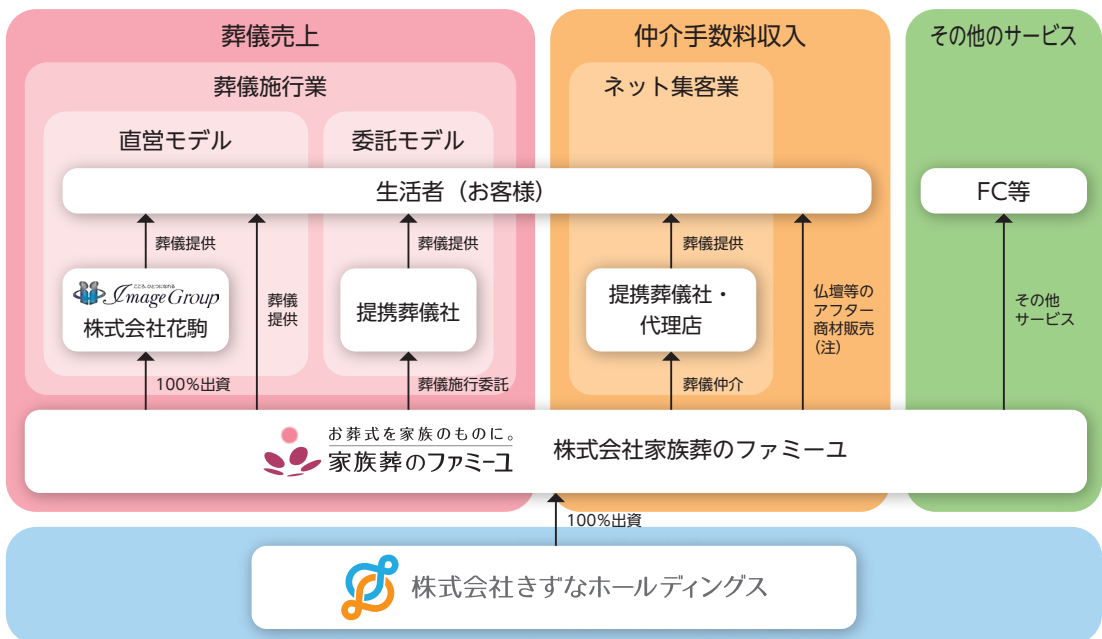
■ 事業の内容

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社家族葬のファミリー、株式会社花駒）の計3社で構成され、当社は持株会社であります。

葬儀売上を構成する葬儀施行業、仲介手数料収入を構成するネット集客業、及びその他のサービスを行っております。

■ 事業系統図

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。



(注)：株式会社花駒においても一部を販売しております。

【葬儀売上】

葬儀施行及び葬儀付帯業務を提供し「直営モデル」と「委託モデル」の2つの形態で行っております。投資効率を踏まえたうえで、「直営モデル」で展開するか「委託モデル」で展開するかを判断しており、資本効率を十分に考慮した展開地域の拡大を図っております。

【仲介手数料収入】

ネット集客業と仏壇等アフター商材販売の収益で構成されております。ネット集客業は、インターネットを使ったプロモーションによりお客様から葬儀施行の依頼を頂き、提携葬儀社及び代理店に仲介しております。

【その他のサービス】

「家族葬のファミリー」ブランドを使用するフランチャイジー（FC）からのロイヤリティ収入等、葬儀売上と仲介手数料収入いずれにも属さないサービスの収益で構成されております。

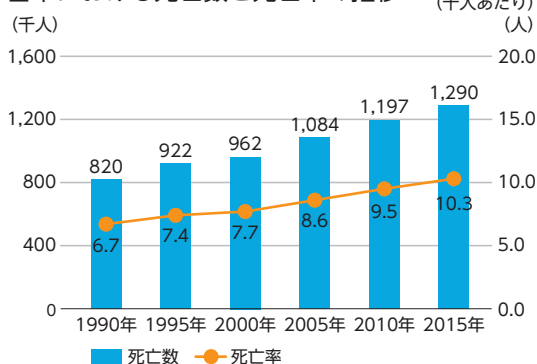
■ 事業の背景

戦後一貫して増加を続けていた日本の人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じましたが（注1）、高齢化の進展に伴い、人口千人あたりの死亡率は10人を超え、死亡数は引き続き増加を続けております。（注2）

注1：総務省統計局「人口統計 長期時系列データ 平成29年」より

注2：厚生労働省「平成30年 我が国の人口動態」より

日本における死亡数と死亡率の推移

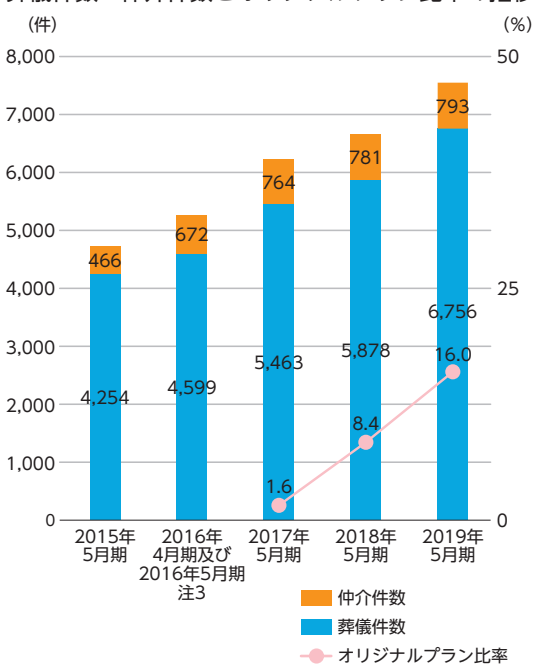


■ 業績の推移

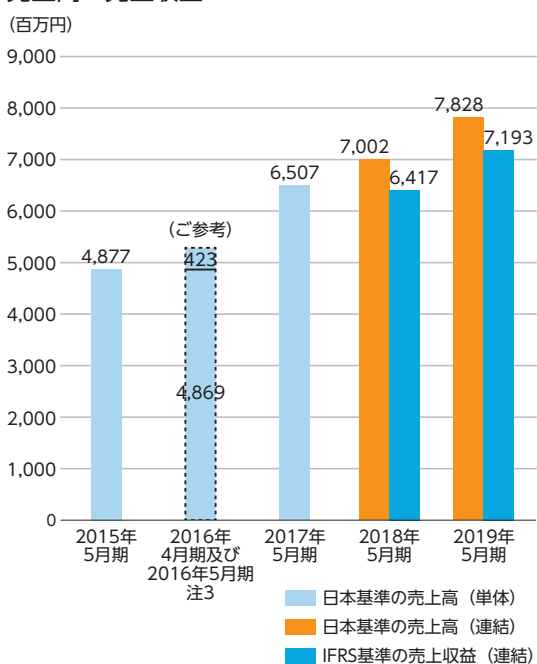
当社グループの事業は葬儀施行業、ネット集客業とともに**継続的に成長**しており、取扱件数（葬儀施行業の葬儀件数とネット集客業の仲介件数の合計）及び日本基準の売上高は2015年5月期より増加し、IFRS基準の売上収益も2018年5月期より増加しております。

特に通常のセットプランよりも高額な葬儀単価が見込めるオリジナルプランについては、2017年5月期のサービス開始から、葬儀件数に占めるオリジナルプラン葬儀件数の割合（オリジナルプラン比率）が毎年増加しております。

葬儀件数・仲介件数とオリジナルプラン比率の推移



売上高・売上収益



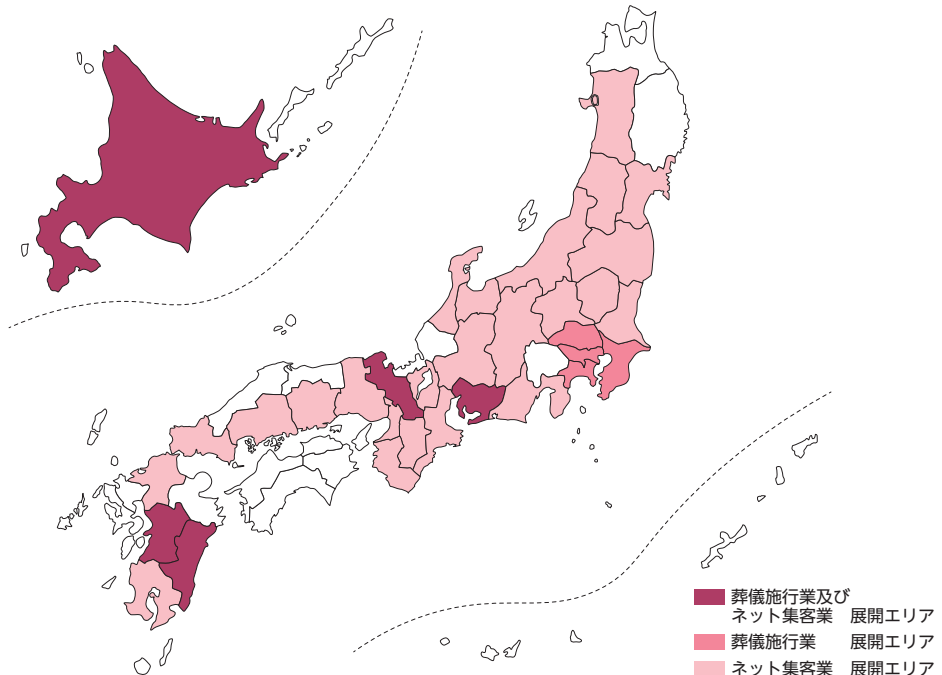
注1：「第二部 企業情報 第1 企業の概況（はじめに）」に記載のとおり、当社は2017年6月に株式移転により設立されているため、参考情報として、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準（以下、「日本基準」という。）に基づいて作成された旧株式会社エポック・ジャパンに係る2015年5月期及び2016年4月期の単体売上高、並びに新株式会社エポック・ジャパン（現 株式会社家族葬のファミリー）に係る2016年5月期及び2017年5月期の単体売上高、並びに当社グループに係る2018年5月期及び2019年5月期の連結売上高の推移を記載しております。

注2：日本基準の売上高については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を上表に記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

注3：旧株式会社エポック・ジャパンの2016年4月期は2015年6月1日から2016年4月29日までの10ヶ月29日間となっており、当該期間における売上高は4,869百万円であり、新株式会社エポック・ジャパンの2016年5月期は2015年10月16日から2016年5月31日までの7ヶ月16日間となっており、当該期間における売上高は423百万円であり、旧株式会社エポック・ジャパンは、2016年4月に株式会社AP51による吸収合併で消滅会社となり、同日付で株式会社AP51は株式会社エポック・ジャパン（新株式会社エポック・ジャパン）へと商号を変更しました。

■ サービス展開エリア

2019年12月31日時点において、**葬儀施行業は9都道府県、ネット集客業は29道府県**、合わせて**全国33都道府県(重複含む)**で葬儀を提供。**将来的には47都道府県**でのサービス提供を目指しております。



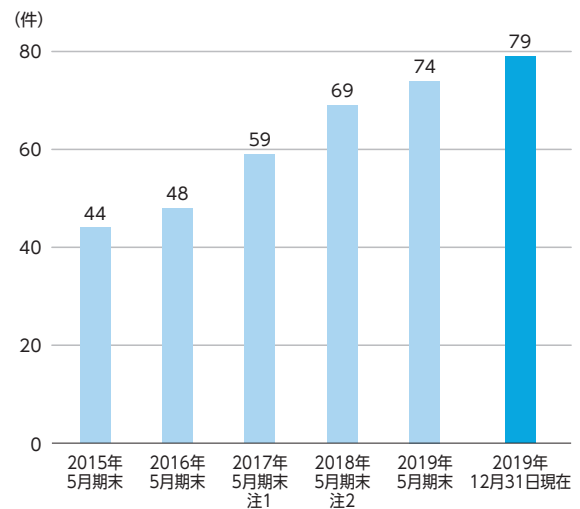
■ 直営ホール数の推移

直営ホールの出店は、自社出店とM&Aの両面から取り組んできており、これまで**継続的に増加**してきています。

地域集中出店によるドミナント化を基本方針としており、人材配置の効率化と広告宣伝の相乗効果等によって収益性の高いモデルとなっております。

ドミナント化による効率化・相乗効果等により、「家族葬のファミリー」1号店の出店以来、**現在まで撤退した直営ホールはありません。**

直営ホール数の推移



注1：2017年5月期は、株式会社ファミリーの葬儀事業を吸収分割により譲り受け、愛知県内7ホール増加しました。

注2：2018年5月期は、株式会社花駒の株式取得により京都府内にて3ホール増加しました。

注3：旧株式会社エポック・ジャパンの2015年5月期、新株式会社エポック・ジャパン（現 株式会社家族葬のファミリー）の2016年5月期及び2017年5月期、並びに当社グループの2018年5月期及び2019年5月期におけるそれぞれ期末時点の直営ホール数に2019年12月31日時点を加えた推移は上記のグラフのとおりです。

■ 主なサービス内容

葬儀売上を構成する葬儀施行業の直営ホールは「家族葬のファミリーユ」ブランドを中心に「弔家の灯（とむりえのひ）」、「イメージユ」など、地域特性や顧客認知度を考慮して複数ブランドを展開しております。

また地価相場等が高いため初期投資がかさむ、あるいは家賃相場が高いため十分なキャッシュ・フローを得られない等の理由により、初期投資の回収期間が長期にわたり直営ホールでは十分な投資効率を得られない地域では、公営斎場等を活用して葬儀の施行を提携葬儀社に委託し、お客様に葬儀サービスを提供しております。

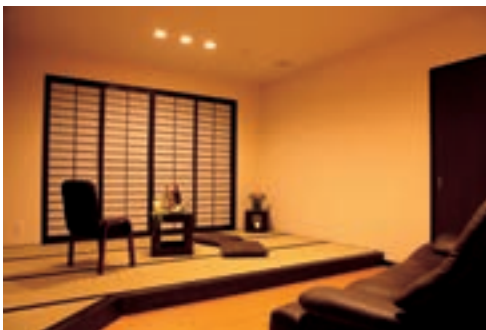
● 「家族葬のファミリーユ」ブランド



「家族葬のファミリーユ真駒内ホール」 外観
(北海道札幌市南区)



「家族葬のファミリーユ希望が丘ホール」 エントランス
(宮崎県宮崎市)



「家族葬のファミリーユ希望が丘ホール」 控室
(宮崎県宮崎市)



「家族葬のファミリーユ希望が丘ホール」 式場
(宮崎県宮崎市)

● 「弔家の灯（とむりえのひ）」ブランド



「弔家の灯 上水前寺ホール」 外観
(熊本県熊本市中央区)



「弔家の灯 霧島ホール」 式場
(宮崎県宮崎市)

● 「イマージュ」 ブランド



「イマージュホール精華」 外観
(京都府相楽郡精華町)



「イマージュホール木津川」 控室
(京都府木津川市)

■ 葬儀プラン

葬儀施行業で提供されるプランは大きく2種類であります。

【セットプラン】

葬儀に必要なものを一式揃えたプランで、ご予算や参列規模に合わせて複数のセット内容をご用意しております。

【オリジナルプラン】

お客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なる想いを表現しており、「**ご家族の意向を汲んだ、ご家族のためのご葬儀**」を提供する当社グループ**独自のプラン**です。生前の故人を偲ぶ写真や映像、また趣味の品々などを囲み、故人の思い出を語り合うことで、忘れられないお別れとなる、そのような場をご提供しております。



オリジナルプラン 趣味の展示イメージ



オリジナルプラン 写真の展示イメージ



オリジナルプラン 祭壇イメージ



オリジナルプラン 棺イメージ

■ 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月		国際会計基準		
		第1期 2018年5月	第2期 2019年5月	第3期 第2四半期 2019年11月
売上収益	(千円)	6,417,226	7,193,505	3,829,072
営業利益	(千円)	641,974	813,188	380,708
税引前当期(四半期)利益	(千円)	465,621	616,237	303,014
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)利益	(千円)	293,364	406,446	196,656
親会社の所有者に帰属する当期(四半期)包括利益	(千円)	293,364	406,446	196,656
親会社の所有者に帰属する持分	(千円)	2,856,520	3,268,689	3,465,982
資産合計	(千円)	15,457,152	16,677,503	17,039,958
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	841.58	963.01	—
基本的1株当たり当期(四半期)利益	(円)	86.43	119.75	57.94
希薄化後1株当たり当期(四半期)利益	(円)	85.96	118.70	57.36
親会社所有者帰属持分比率	(%)	18.5	19.6	20.3
親会社所有者帰属持分当期利益率	(%)	10.8	13.3	—
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,328,040	1,233,294	765,502
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△ 883,114	△ 488,072	△ 305,648
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△ 836,911	△ 526,201	△ 425,916
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	477,802	696,823	730,760
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	175 〔219〕	187 〔278〕	— 〔—〕

- (注) 1. 第1期より国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。IFRS移行日は第1期期首の2017年6月1日となっております。
2. 売上収益には消費税等は含まれておりません。金額単位(千円)の箇所につきましては、千円未満切り捨てにより表示しております。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第1期及び第2期の連結財務諸表については、IFRSに準拠して作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第3期第2四半期のIFRSに基づく四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
5. 従業員数は就業人員(当社グループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。)は、年間の平均人員を□外数で記載しております。
6. 第3期第2四半期における売上収益、営業利益、税引前四半期利益、親会社の所有者に帰属する四半期利益、親会社の所有者に帰属する四半期包括利益、基本的1株当たり四半期利益、希薄化後1株当たり四半期利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第3期第2四半期連結累計期間の数値を記載しており、親会社の所有者に帰属する持分、資産合計、親会社所有者帰属持分比率並びに現金及び現金同等物の四半期末残高については、第3期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

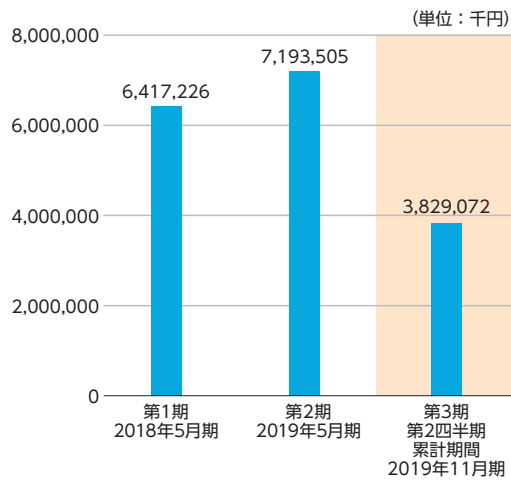
(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月		日本基準	
		第1期 2018年5月	第2期 2019年5月
売上高	(千円)	39,534	190,842
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△ 147	15,389
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△ 1,921	12,432
資本金	(千円)	100,000	100,000
発行済株式総数	(株)	3,394,235	3,394,235
純資産額	(千円)	2,630,223	2,642,655
総資産額	(千円)	2,679,044	6,684,308
1株当たり純資産額	(円)	773.10	776.77
1株当たり配当額	(円)	—	—
(1株当たり中間配当額)	(円)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	△ 0.57	3.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	97.9	39.4
自己資本利益率	(%)	—	0.5
株価収益率	(倍)	—	—
配当性向	(%)	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	9 〔1〕	15 〔—〕

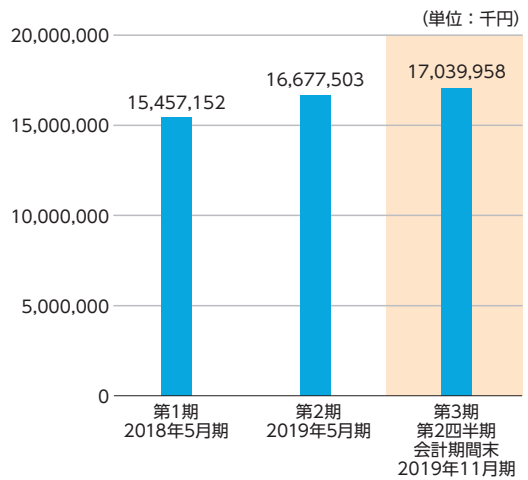
- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。金額単位(千円)の箇所につきましては、千円未満切り捨てにより表示しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また第1期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第1期及び第2期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第1期において経常損失及び当期純損失を計上した理由は、創立費の一括償却等によるものであります。
7. 第1期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。)は、年間の平均人員を□外数で記載しております。

■ 主要な連結指標等の推移 (国際会計基準に基づく数値)

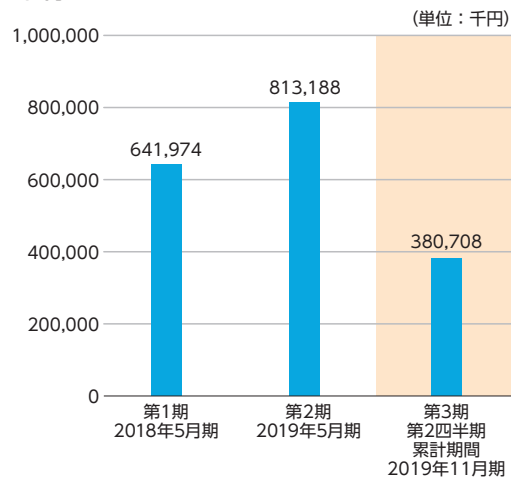
売上収益



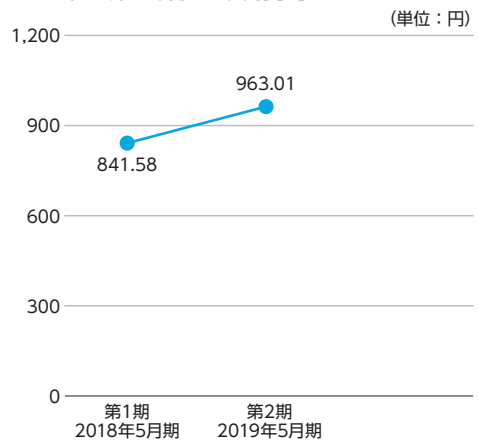
資産合計



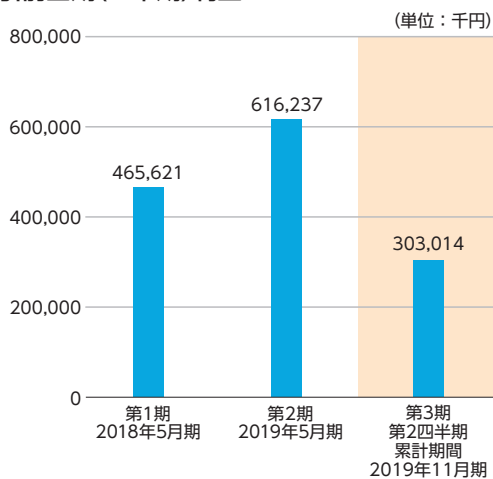
営業利益



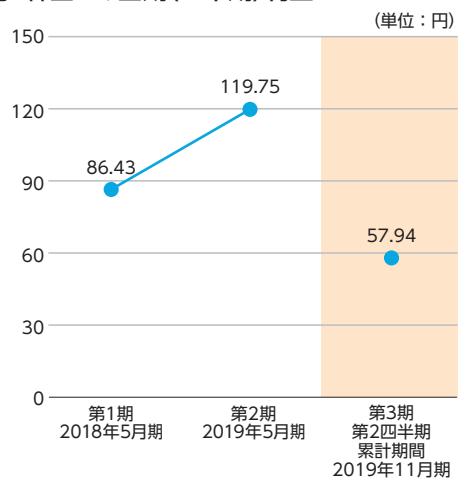
1株当たり親会社所有者帰属持分



税引前当期(四半期)利益



基本的1株当たり当期(四半期)利益



目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	2
3 【募集の条件】	3
4 【株式の引受け】	4
5 【新規発行による手取金の使途】	4
第2 【売出要項】	5
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	5
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	6
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	10
第1 【企業の概況】	10
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	18
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	21
第2 【事業の状況】	22
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	22
2 【事業等のリスク】	24
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	29
4 【経営上の重要な契約等】	37
5 【研究開発活動】	38
第3 【設備の状況】	39
1 【設備投資等の概要】	39
2 【主要な設備の状況】	40
3 【設備の新設、除却等の計画】	41

第4	【提出会社の状況】	42
1	【株式等の状況】	42
2	【自己株式の取得等の状況】	52
3	【配当政策】	52
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	53
第5	【経理の状況】	66
1	【連結財務諸表等】	67
2	【財務諸表等】	148
第6	【提出会社の株式事務の概要】	156
第7	【提出会社の参考情報】	157
1	【提出会社の親会社等の情報】	157
2	【その他の参考情報】	157
第四部	【株式公開情報】	158
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	158
第2	【第三者割当等の概況】	159
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	159
2	【取得者の概況】	161
3	【取得者の株式等の移動状況】	161
第3	【株主の状況】	162
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年1月30日
【会社名】	株式会社きずなホールディングス
【英訳名】	KIZUNA HOLDINGS Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼グループCEO 中道 康彰
【本店の所在の場所】	東京都港区芝四丁目5番10号
【電話番号】	03-5427-6432（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 関本 彰大
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝四丁目5番10号
【電話番号】	03-5427-6432（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼CFO 関本 彰大
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 93,500,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し 3,733,840,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し 576,400,000円 （注） 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 （会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、 有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	50,000 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2020年1月30日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2020年2月14日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

2020年2月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2020年2月14日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	93,500,000	50,600,000
計(総発行株式)	50,000	93,500,000	50,600,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年1月30日開催の取締役会決議に基づき、2020年2月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,200円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は110,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2020年2月27日(木) 至 2020年3月3日(火)	未定 (注) 4	2020年3月5日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年2月14日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年2月26日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年2月14日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年2月26日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年1月30日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年2月26日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年3月6日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2020年2月18日から2020年2月25日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 芝支店	東京都港区芝五丁目34番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年3月5日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2020年2月14日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年2月26日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
101,200,000	5,000,000	96,200,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,200円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額96,200千円については、2021年5月期に連結子会社である株式会社家族葬のファミリーユへの投資資金として充当する予定であります。

株式会社家族葬のファミリーユにおける具体的な資金使途は、事業拡大のための設備資金として、2021年5月期に出店を予定している11ホールのうち2ホールの新規出店に係る費用に充当する予定です。具体的には、2021年5月期に96,200千円の充当を予定しております。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2020年2月26日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	1,697,200	3,733,840,000	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 投資事業有限責任組合アドバンテッジ パートナーズV号 1,162,600株 c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Island AP Cayman Partners III, L.P. 397,600株 c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Island Japan Fund V, L.P. 102,700株 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 アドバンテッジパートナーズ投資組合 64号 34,300株
計(総売出株式)	—	1,697,200	3,733,840,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,200円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2020年 2月27日(木) 至 2020年 3月3日(火)	100	未定 (注) 2	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一 丁目9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町 一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁 目6番1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目 12番32号 マネックス証券株式会 社 東京都世田谷区玉川一 丁目14番1号 楽天証券株式会社 東京都中央区日本橋茅 場町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2020年2月26日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	262,000	576,400,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 262,000株
計(総売出株式)	—	262,000	576,400,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,200円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1	自 2020年 2月27日(木) 至 2020年 3月3日(火)	100	未定 (注) 1	野村証券株式会社の本店 及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号、AP Cayman Partners III, L.P.、Japan Fund V, L.P. 及びアドバンテッジパートナーズ投資組合64号（以下「貸株人」と総称する。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、262,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエオープン」という。）を、2020年4月2日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2020年3月6日から2020年3月31日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオープンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人及び貸株人である投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号、AP Cayman Partners III, L.P.、Japan Fund V, L.P. 及びアドバンテッジパートナーズ投資組合64号は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年6月3日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエオープンの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年9月1日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

(はじめに)

当社の創業者である高見信光は、宮崎県で葬祭業を営む家の次男として生まれ、米国大学院で経営学修士（MBA）を取得後の1998年8月、実父の高見忠典が代表取締役を務める宮崎県宮崎市の総合葬祭株式会社みやそうに常務取締役として入社しました。そして志を同じくする各地の葬儀経営者が集う勉強会が発展する形で、当社の前身である株式会社エポック・ジャパン（以下「旧株式会社エポック・ジャパン」）が2000年7月に東京都港区に設立され、高見信光が代表取締役社長に就任いたしました。

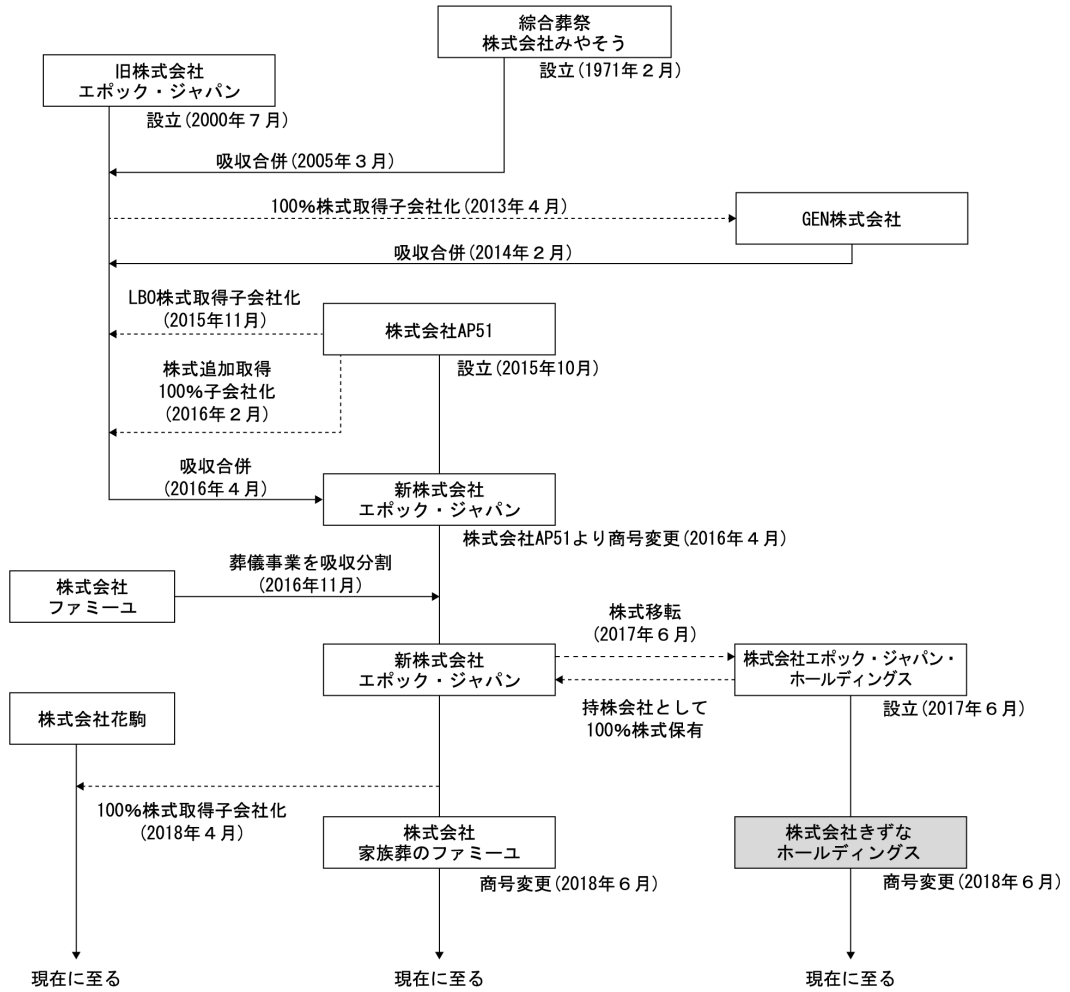
両社において、旧来の葬儀の在り方を見直し、生活者の立場から必要とされるサービスを検討した結果、故人との最期の別れを親しい家族のみで営むことができる空間を提供する「家族葬」という新しいジャンルの葬儀を生み出し、総合葬祭株式会社みやそうの「ファミリーユ大塚ホール」（宮崎県宮崎市）を2001年10月に「家族葬のファミリーユ大塚ホール」へと名称変更することで「家族葬のファミリーユ」ブランドを確立しました。その後、2005年3月には旧株式会社エポック・ジャパンが総合葬祭株式会社みやそうを吸収合併し、旧株式会社エポック・ジャパンで「家族葬のファミリーユ」の全国展開を開始いたしました。また2013年4月には北海道札幌市手稲区のGEN株式会社を完全子会社化した後、2014年2月に吸収合併し、北海道での「家族葬のファミリーユ」展開を本格化させました。

2015年11月には、大株主と社長を兼ねるいわゆる「個人経営」から脱却し、組織的経営によって更なる事業拡大を果たすため、LBO（Leveraged Buyout：買収先資産を担保とする借入を活用した事業買収）スキームによって、高見信光及び彼の親族が保有していた旧株式会社エポック・ジャパンの過半数の株式を株式会社アドバンテッジパートナーズに属するファンドにより設立された株式会社AP51に譲渡。その後2016年2月までに他株主が保有していた残りの株式も全て譲渡され、旧株式会社エポック・ジャパンは株式会社AP51の100%子会社となりました。

そして、「家族葬のファミリーユ」の全国展開をより一層推進することを目的として、2016年4月に株式会社AP51を形式上の存続会社として旧株式会社エポック・ジャパンを吸収合併、同日付で株式会社AP51から株式会社エポック・ジャパン（以下「新株式会社エポック・ジャパン」）へと商号を変更し、実質的に事業を継続しております。

2016年11月には愛知県刈谷市の株式会社ファミリーユから葬儀事業を吸収分割で譲り受け、2017年6月に株式移転により純粋持株会社として当社を設立（設立時の商号は「株式会社エポック・ジャパン・ホールディングス」）、2018年4月には新株式会社エポック・ジャパンが京都府相楽郡精華町の株式会社花駒の株式を取得し完全子会社化、2018年6月に当社の商号を株式会社きずなホールディングスに変更し、子会社の新株式会社エポック・ジャパンの商号を株式会社家族葬のファミリーユに変更しております。

当社グループの事業の変遷を図示いたしますと以下のとおりとなります。



1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準	
	第1期	第2期
決算年月	2018年5月	2019年5月
売上収益 (千円)	6,417,226	7,193,505
営業利益 (千円)	641,974	813,188
税引前当期利益 (千円)	465,621	616,237
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	293,364	406,446
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (千円)	293,364	406,446
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	2,856,520	3,268,689
資産合計 (千円)	15,457,152	16,677,503
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	841.58	963.01
基本的1株当たり当期利益 (円)	86.43	119.75
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	85.96	118.70
親会社所有者帰属持分比率 (%)	18.5	19.6
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	10.8	13.3
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,328,040	1,233,294
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△883,114	△488,072
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△836,911	△526,201
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	477,802	696,823
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	175 〔219〕	187 〔278〕

(注) 1. 第1期より国際会計基準（以下「IFRS」という。）に基づいて連結財務諸表を作成しております。

IFRS移行日は第1期期首の2017年6月1日となっております。

2. 売上収益には消費税等は含まれておりません。金額単位（千円）の箇所につきましては、千円未満切り捨てにより表示しております。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第1期及び第2期の連結財務諸表については、IFRSに準拠して作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用人員（契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。）は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準	
	第1期	第2期
決算年月	2018年5月	2019年5月
売上高 (千円)	39,534	190,842
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△147	15,389
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,921	12,432
資本金 (千円)	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	3,394,235	3,394,235
純資産額 (千円)	2,630,223	2,642,655
総資産額 (千円)	2,679,044	6,684,308
1株当たり純資産額 (円)	773.10	776.77
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△0.57	3.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	97.9	39.4
自己資本利益率 (%)	—	0.5
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
従業員数 (名) 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	9 〔1〕	15 〔-〕

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。金額単位(千円)の箇所につきましては、千円未満切り捨てにより表示しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また第1期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 第1期及び第2期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第1期において経常損失及び当期純損失を計上した理由は、創立費の一括償却等によるものであります。
7. 第1期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。)は、年間の平均人員を〔〕外数で記載しております。

(参考情報)

前述の「はじめに」に記載のとおり、旧株式会社エポック・ジャパンは2016年4月に株式会社AP51による吸収合併で消滅会社となり、同日付で株式会社AP51は商号を株式会社エポック・ジャパン（新株式会社エポック・ジャパン）に変更しました。更に新株式会社エポック・ジャパンは2017年6月に株式移転による株式会社エポック・ジャパン・ホールディングス設立と同時に同社の完全子会社となり、2018年6月に、株式会社エポック・ジャパン・ホールディングスは商号を株式会社きずなホールディングスに変更しております。

参考として、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準（以下、「日本基準」という。）に基づいて作成された旧株式会社エポック・ジャパンに係る第15期及び第16期の主要な経営指標等、新株式会社エポック・ジャパンに係る第1期及び第2期の主要な経営指標等並びに株式会社きずなホールディングスに係る第1期及び第2期の主要な連結経営指標等の推移を掲げると、以下のとおりであります。

回次	日本基準					
	旧株式会社 エポック・ジャパン (単体)		新株式会社 エポック・ジャパン (単体)		株式会社 きずなホールディングス (2018年6月に商号変更) (連結)	
	第15期	第16期	第1期	第2期	第1期	第2期
決算年月	2015年5月	2016年4月 (注5)	2016年5月 (注5)	2017年5月	2018年5月	2019年5月
売上高 (千円)	4,877,497	4,869,820	423,065	6,507,352	7,002,122	7,828,928
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	415,238	500,378	△ 285,338	274,074	407,192	459,715
当期純利益又は 当期純損失 (△) 及び 親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	243,036	301,229	△ 749,620	89,167	103,835	187,474
資本金 (千円)	143,100	143,100	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	7,720	7,720	2,863,365	3,394,235	3,394,235	3,394,235
純資産額 (千円)	1,185,256	1,447,885	2,005,982	2,633,719	2,735,979	2,923,454
総資産額 (千円)	2,971,945	3,078,958	6,660,030	7,687,992	7,935,626	8,076,899
1株当たり純資産額 (円)	153,530.59	187,549.97	700.57	773.67	804.28	859.50
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	5,000 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	31,481.38	39,019.38	△ 332.51	28.04	30.59	55.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.9	47.0	30.1	34.2	34.4	36.1
自己資本利益率 (%)	22.4	22.9	-	3.9	3.9	6.6
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	15.9	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人 員〕 (名)	110 〔105〕	121 〔132〕	123 〔133〕	150 〔190〕	175 〔219〕	187 〔278〕

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。金額単位（千円）の箇所につきましては、千円未満切り捨てにより表示しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、旧株式会社エポック・ジャパンの第15期は潜在株式が存在しないため、また、旧株式会社エポック・ジャパンの第16期、新株式会社エポック・ジャパンの第2期並びに株式会社きずなホールディングスの第1期及び第2期については潜在株式が存在するものの、当社株式が非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、新株式会社エポック・ジャパンの第1期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を上表に記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
5. 旧株式会社エポック・ジャパンの第16期は2015年6月1日から2016年4月29日までの10ヶ月29日間となっております。新株式会社エポック・ジャパンの第1期は、2015年10月16日から2016年5月31日までの7ヶ月16日間となっております。
6. 新株式会社エポック・ジャパンの第1期における自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
7. 旧株式会社エポック・ジャパンの第16期、新株式会社エポック・ジャパンの第1期及び第2期並びに株式会社きずなホールディングスの第1期及び第2期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【沿革】

(はじめに)に記載のとおり、当社の前身である旧株式会社エポック・ジャパンは2000年7月に設立された後、2015年11月に株式会社AP51が旧株式会社エポック・ジャパン株式の過半数を取得しました。その後2016年2月に旧株式会社エポック・ジャパンは株式会社AP51の完全子会社となり、2016年4月に株式会社AP51を形式上の存続会社として旧株式会社エポック・ジャパンを吸収合併、同日付で株式会社AP51から株式会社エポック・ジャパン(新株式会社エポック・ジャパン)へと商号を変更いたしました。そして2017年6月に株式移転により純粋持株会社として当社を設立、2018年6月に当社の商号を株式会社きずなホールディングスへ、子会社の新株式会社エポック・ジャパンの商号を株式会社家族葬のファミリーユへとそれぞれ変更し、現在に至っております。

そこで、以下では、沿革を当社と旧株式会社エポック・ジャパン(実質上の存続会社)の2つに分けて記載しております。

当社設立以後の沿革は以下に記載のとおりであります。

年月	概要
2017年6月	新株式会社エポック・ジャパンからの株式移転により、純粋持株会社として株式会社エポック・ジャパン・ホールディングス(現 当社)を設立
2018年6月	商号を「株式会社きずなホールディングス」へと変更

また、当社設立以前の旧株式会社エポック・ジャパン(実質上の存続会社)の沿革は、以下に記載のとおりであります。

年月	概要
2000年7月	東京都港区赤坂六丁目に、フランチャイズチェーンシステムによる葬儀葬祭業の経営等を目的として、資本金12,000千円で株式会社エポック・ジャパン設立、高見信光が代表取締役役に就任
2000年8月	従来の葬儀社にない明朗な価格サービス体系の葬儀社チェーン構築を目指し、「エポック」ブランドでのフランチャイズ加盟店募集を開始
2000年10月	総合葬祭株式会社みやそう(本店・宮崎県宮崎市)にて、「ファミリーユ」ブランド1号店の「ファミリーユ大塚ホール」(宮崎県宮崎市)を出店
2001年10月	故人との最期の別れを親しい家族のみで営むことができる空間の提供を目的に、ブランド名称を「家族葬のファミリーユ」へと変更
2002年11月	東京都港区浜松町一丁目に本店移転
2004年10月	業務拡大により、東京都港区芝二丁目に本店移転
2005年3月	フランチャイズよりも収益力の高い直営ホールの展開を進めるべく、総合葬祭株式会社みやそうをM&Aにより吸収合併。宮崎県宮崎市内7ホール、千葉県松戸市内1ホール、千葉県船橋市内2ホールを直営ホールとする
2006年12月	熊本県熊本市(現 熊本県熊本市東区)に「ファミリーユ花立」出店、熊本市内にて直営ホール展開を開始
2011年4月	当社フランチャイジーのGEN株式会社(本社・北海道札幌市手稲区)が運営するホール建物設備一式を取得、「ファミリーユみなみ(現 ファミリーユ川沿、北海道札幌市南区)」とし、札幌市内にて直営ホール展開を開始
2013年4月	北海道エリアでの展開拡大のため、GEN株式会社の全株式を取得し完全子会社化
2013年9月	本店所在ビル建て直しのため退去し、東京都港区芝四丁目に本店移転
2014年2月	子会社経営合理化のため、GEN株式会社を吸収合併
2015年3月	自宅のような「空間」と家族がひとつになる「時間」を提案する新ブランド「邸宅型家族葬 弔家の灯(とむりえのひ)」ブランド1号店を宮崎県宮崎市内に出店し、営業開始
2015年11月	株式会社アドバンテッジパートナーズ(本社・東京都港区)が運用受託するファンド所有の会社である株式会社AP51が、株式会社エポック・ジャパン株式の過半数を取得

年月	概要
2016年4月	株式会社AP51を存続会社として株式会社エポック・ジャパンを吸収合併し、同日付で株式会社AP51は「株式会社エポック・ジャパン」に商号変更
2016年11月	愛知エリアでの直営ホール展開を目指し、株式会社エポック・ジャパンにて当社フランチャイジーの株式会社ファミーユ（本社：愛知県刈谷市）の葬儀事業を譲り受け、愛知県内の7ホールを取得
2017年6月	純粋持株会社として株式会社エポック・ジャパン・ホールディングス（現 当社）を株式移転により設立、株式会社エポック・ジャパンは当社の完全子会社となる
2018年4月	京都エリアでのサービス展開開始のため、株式会社花駒（本社：京都府相楽郡精華町）の全株式を取得、「イマージュ」ブランドを含む京都府内の3ホールを当社グループ化
2018年6月	商号を「株式会社家族葬のファミーユ」へと変更

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社家族葬のファミーユ、株式会社花駒）の計3社で構成され、当社は持株会社であります。また当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することになります。

当社グループは葬儀事業の単一セグメントですが、葬儀売上を構成する葬儀施行業、仲介手数料収入を構成するネット集客業、及びその他のサービスを行っており、2019年12月31日時点において全国33都道府県（重複含む）で当社グループのサービスを提供しております。

(1) 葬儀売上（株式会社家族葬のファミーユ、株式会社花駒）

葬儀売上は葬儀施行業の収益で構成されており、葬儀施行業は、「直営モデル」と「委託モデル」の2つの形態で行っております。主な事業内容としましては、葬儀施行及び葬儀付帯業務の提供であります。

ホール建設等に係る初期投資の投資効率を踏まえたうえで、「直営モデル」で展開するか「委託モデル」で展開するかを判断しており、資本効率を十分に考慮した展開地域の拡大を図っております。

葬儀施行業は、2019年12月31日時点において9都道府県（北海道・千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県・愛知県・京都府・宮崎県・熊本県）（業務委託契約先を含む）で展開しております。

葬儀施行業で提供されるプランは大きく2種類であります。

「セットプラン」は葬儀に必要なものを一式揃えたプランで、ご予算や参列規模に合わせて複数のセット内容をご用意しております。

「オリジナルプラン」は、お客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なる想いを表現しており、「ご家族の意向を汲んだ、ご家族のためのご葬儀」を提供する当社グループ独自のプランです。生前の故人を偲ぶ写真や映像、また趣味の品々などを囲み、故人の思い出を語り合うことで、忘れられないお別れとなる、そのような場をご提供しております。

①直営モデル

当社グループは、企業理念をよりよく反映できる直営ホールでの葬儀施行を主としており、2019年12月31日時点において全体の葬儀件数の約8割を占めております。地域集中出店によってドミナントを構成し、人材配置の効率化と広告宣伝の相乗効果等によって収益性の高いモデルとなっております。ドミナント化による効率化・相乗効果等により「家族葬のファミーユ」ブランド1号店の「家族葬のファミーユ大塚ホール」（宮崎県宮崎市）出店以来、現在まで撤退はなく、自社出店とM&Aの両面から着実に直営ホール数を増やしております。

「家族葬のファミーユ」ブランドを中心に、「弔家の灯（とむりえのひ）」、「イマージュ」ブランドなど、地域特性や顧客認知度を考慮した複数のブランドを7道府県で展開しております。

2019年12月31日時点におけるブランド別出店状況及び都道府県別の出店状況は以下のとおりであります。

ブランド別出店状況

ブランド	展開地域	直営ホール数
家族葬のファミーユ	北海道札幌市南区（真駒内ホール）、 宮崎県宮崎市（希望ヶ丘ホール）など 7道府県（18市町）	72
弔家の灯	熊本県熊本市中央区（上水前寺ホール）、 宮崎県宮崎市（霧島ホール）など 2県（2市）	4
イマージュ	京都府相楽郡精華町（イマージュホール精華）、 京都府木津川市（イマージュホール木津川） 1府（2市町）	2
その他	京都府京都市伏見区（伏見メモリアルホール） 1府（1市）	1
合計	7道府県（20市町）	79

都道府県別出店状況

都道府県	直営ホール数
北海道	15
千葉県	14
神奈川県	1
愛知県	12
京都府	4
宮崎県	19
熊本県	14
合計	79

なお、旧株式会社エポック・ジャパンの2015年5月期、新株式会社エポック・ジャパン（現 株式会社家族葬のファミーユ）の2016年5月期及び2017年5月期、並びに当社グループの2018年5月期及び2019年5月期のそれぞれ期末時点における都道府県別の直営ホール数は以下の通りです。

各期末時点の直営ホール数

都道府県	2015年5月期	2016年5月期	2017年5月期	2018年5月期	2019年5月期
北海道	9	10	12	14	15
千葉県	7	8	9	11	13
神奈川県	1	1	1	1	1
愛知県	-	-	7	9	11
京都府	-	-	-	3	3
宮崎県	14	15	16	17	17
熊本県	13	14	14	14	14
合計	44	48	59	69	74

- (注) 1. 2017年5月期は、株式会社ファミーユの葬儀事業を吸収分割により譲り受け、愛知県内7ホールが増加いたしました。
2. 2018年5月期は、株式会社花駒の株式取得により、京都府内3ホールが増加いたしました。

②委託モデル

当社グループは、地価相場等が高いため初期投資がかさむ、あるいは家賃相場が高いため十分なキャッシュ・フローを得られない等の理由により、初期投資の回収期間が長期にわたり直営モデルでは十分な投資効率を得られない地域では、公営斎場等を活用して葬儀の施行を提携葬儀社に委託し、お客様に葬儀サービスを提供しております。これを「委託モデル」と呼びますが、委託モデルは、2019年12月31日時点において49社の業務委託先のもと4都県（千葉県・埼玉県・東京都・神奈川県）で展開しております。

委託モデルにおいては、当社従業員や当社グループ所有のホールでないものの、葬儀関連備品、供花、料理等は当社で調達し直営ホールと変わらぬ基準でサービスを提供しております。

都道府県別業務委託契約社数（注）

都道府県	契約社数
東京都	18
千葉県	17
神奈川県	6
埼玉県	8
合計	49

- (注) 業務委託先契約社数は、2019年12月31日時点において業務委託契約書を締結している社数となります。

(2) 仲介手数料収入（株式会社家族葬のファミリー、株式会社花駒）

仲介手数料収入はネット集客業と仏壇等アフター商材販売の収益で構成されており、このうちネット集客業は、インターネットを使ったプロモーションによりお客様から葬儀施行の依頼を頂き、提携葬儀社及び代理店に仲介しており、2019年12月31日時点において以下の29道府県で展開しております。

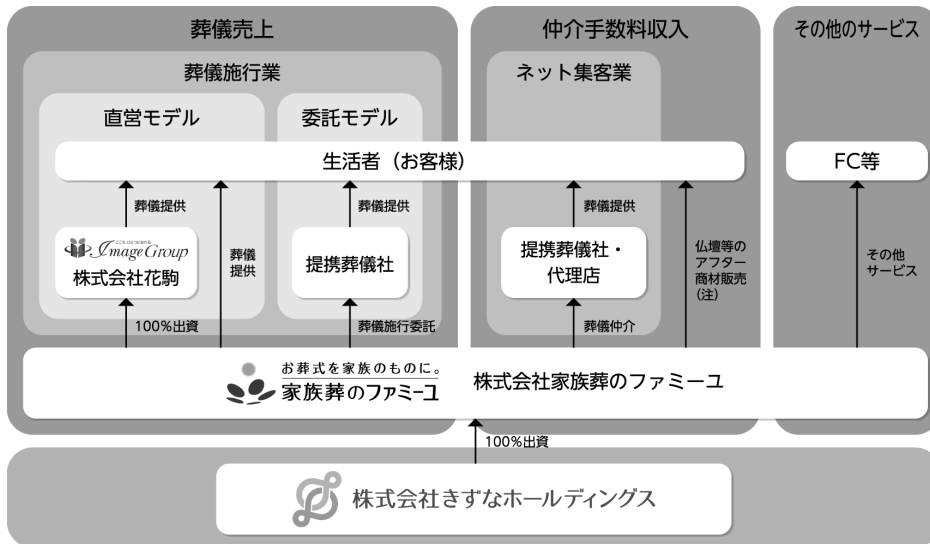
北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

ネット集客業においては当社グループの調達ルートが活かさない遠隔地であるため、当社グループが調達を行うのではなく紹介先の葬儀社にて各自調達を行い、サービスを提供しております。この調達における当社グループの関与度合いの差によって委託先への委託料・仲介料も金額が異なるため、売上収益の認識上、葬儀売上に該当し、顧客への請求額の総額を収益に計上する委託モデルと、仲介手数料収入に該当し、顧客への請求額から委託先への支払を控除した純額を収益に計上するネット集客業を区分しております。

(3) その他のサービス（株式会社家族葬のファミリー）

その他のサービスは、「家族葬のファミリー」ブランドを使用するフランチャイジー（FC）からのロイヤリティ収入等、葬儀売上与仲介手数料収入いずれにも属さないサービスの収益で構成されております。

当社グループの事業の系統図は、以下のとおりであります。



(注) 株式会社花駒においても一部を販売しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社家族葬のファミリー (注) 3, 5	東京都港区	100,000	葬儀事業	100.0	従業員の出向受入 管理部門の業務受託 役員の兼任5名
株式会社花駒	京都府 相楽郡精華町	10,000	葬儀事業	100.0 (100.0)	役員の兼任2名

- (注) 1. 当社グループの報告セグメントは葬儀事業のみであるため、「主要な事業の内容」欄には、各会社の主要な事業を記載しております。
2. 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()は間接所有割合で内数であります。
3. 特定子会社であります。
4. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
5. 株式会社家族葬のファミリーは、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が100分の10を超えておりますが、セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が100分の90を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。
6. 当社の過半数の株式を所有する投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号は、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」16項(4)の規定により、連結財務諸表規則に基づく親会社には該当しません。なお、当社が採用するIFRSにおいては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 35. 関連当事者取引」に記載のとおり、当該会社が直近上位の親会社であり、最終支配当事者はAdvantage Partners(H.K.) Limitedであります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
葬儀事業	190 (298)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループは葬儀事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 最近日までの1年間において従業員数が14名、臨時雇用人員が45名それぞれ増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
17 (—)	38.8	3.0	6,418

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用人員(契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は株式会社家族葬のファミリーでの勤続年数を引き継いで算出しております。
3. 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 当社は純粋持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。
5. 最近日までの1年間において従業員数が5名増加したのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「葬儀再生は、日本再生」を企業理念とし、葬儀を通じて改めて人との結びつきに価値を感じて生きようとする人であふれる世の中の実現を目指し、家族葬を提供することで人と人との絆をつなげ、これを以て社会貢献とすることを経営の基本方針としております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループの収益力の向上のためには、葬儀ご依頼件数の増加と葬儀単価の向上が重要となります。このためご依頼件数増加につながる「来館からのご依頼数」及び「ウェブからの事後入電数」、並びに葬儀単価の向上につながる「オリジナルプラン葬儀件数」の3つを重要業績評価指標（KPI）とし、これらの数値を向上させる施策を通じて、収益力の向上に取り組んでおります。

（注）来館からのご依頼数とは、葬儀相談のためにホールに来館頂き、そこから受注につながった件数で、件数増加の指標としています。

ウェブからの事後入電数とは、故人が逝去された後（事後）にご遺族が当社グループのウェブサイトを閲覧し、表示された電話番号から問い合わせや相談を受けた件数で、件数増加の指標としています。

オリジナルプラン葬儀件数とは、通常のセットプランよりも高額な葬儀単価が見込めるオリジナルプランの受注件数で、葬儀単価上昇の指標としています。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、日本の人口動態に密接に関係しております。日本の人口は戦後一貫して増加を続け、2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じましたが、高齢化の進展に伴い、人口千人あたりの死亡率は10人を超え、死亡数は引き続き増加を続けており、葬儀の需要も拡大を続けると予想されます。

日本における死亡数と死亡率の推移

	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
死亡数 (単位：千人)	820.305	922.139	961.653	1083.796	1197.012	1290.444
人口千人あたり 死亡率 (単位：人)	6.7	7.4	7.7	8.6	9.5	10.3

（注）総務省統計局「人口統計 長期時系列データ 平成29年」及び厚生労働省「平成30年 我が国の人口動態」より

そのような環境の中、当社グループが2つのビジネスモデル（葬儀施行業、ネット集客業）を構築するに至った背景は、①会葬者数の減少、②不透明な業界慣行、③儀礼儀式に止まった葬儀、④零細事業者が多い葬儀業界構造、の4つの事業環境に対応する必要性を認識したためであります。

それぞれの事業環境への対応策は以下のとおりであります。

①会葬者数の減少

少子高齢化の進展や地域コミュニティの関係性の希薄化に伴い、葬儀における会葬者数は減少の一途を辿っております。その中で、従来のように百名を超える会葬者を想定した大ホールにて少人数の葬儀を行うことは「寂しい葬儀」という芳しくない印象を与えて故人や喪主の尊厳を損ないかねません。また、投資効率の観点からみても、大規模ホールは投資回収が長期間にわたり維持費が高額になる等、投資効率が悪く大きなリスクが内在します。そこで当社グループは、葬儀施行業において「家族葬」という葬儀カテゴリーに注力し、「一日一組」限定で葬儀を行うことで顧客満足を得るとともに、会葬者数の変化に対応した小規模ホールを展開することで投資効率を高める直営モデルを推進しております。

但し、自社ホール出店では十分な投資効率を得られない地域もあり、このような地域については、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載している委託モデルも活用しながら、「家族葬のファミリーユ」ブランドの展開を拡大してまいります。

②不透明な業界慣行

生活者が葬儀内容や価格に詳しくないという状況のなかで、不要なアイテムや高価格のアイテムを売り込むといった従来の葬儀業界の悪しき慣習が一部に残っております。このような状況を打破し、生活者の支持を得る必要があると考えた当社グループでは、アイテム選択の煩わしさと価格の不透明さからお客を解放するためのシンプルで明瞭な葬儀プランを提供することで、お客様の納得感を高めております。

③儀礼儀式に止まった葬儀

従来の葬儀は儀礼儀式を滞りなく行うことのみに重きが置かれていました。しかし、葬儀は本来、故人を心を込めてお見送りし、残されたご家族が「家族のきずな」を再確認する機会であるべきだと考えております。このような儀礼儀式に止まっている従来の葬儀からの脱却の必要性を当社グループは認識し、徹底的にお客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なるそれらの想いを葬儀に表現する「オリジナルプラン」というサービスを開発するなど、従来の葬儀に囚われない新たな葬儀サービスの提案を行っております。

④零細事業者が多い葬儀業界構造

2018年の葬儀業界の市場規模は1兆8千億円と推計されていますが、最大手の企業でもシェアは約3%、上位10社を合わせても20%に満たず（注）、多くの小規模の企業がそれぞれの地域で葬儀を担っております。一方、顧客ニーズの多様化があらゆる業界で起こり、またインターネットの普及により情報が拡散するようになった環境において、IT業界をはじめとした他業種からの参入も進んでおります。係る状況下において、葬儀業界も、これまでのような地域に閉ざされた営業範囲のみで経営ができる時代ではなくなってきていると考えております。当社グループは、このような構造変化を成長の機会と捉えており、M&Aを活用して零細事業者を事業承継していくことで、直営ホールエリアの全国展開を推進してまいります。

（注）株式会社矢野経済研究所「フューネラルビジネスの実態と将来展望2019年版」より

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、以下の記載は当社株式への投資に関するリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 有利子負債について

当社グループは、LBOスキームにより旧株式会社エポック・ジャパンの株主から株式を取得した際の資金、及びホール建設資金や差入保証金等を金融機関からの借入れにより調達しております。また、ホールや車両の賃借に伴うリース負債を計上しており、第3期第2四半期連結会計期間末時点で12,437,511千円の有利子負債（有利子負債比率 73.0%）を計上しております。このうち金融機関からの借入による3,855,246千円の金利については市場金利と連動して半年毎に見直される契約となっており、今後、市場金利が上昇した場合には当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、金融機関からの借入には財務制限条項（財務コベナンツ）が付されており、2019年5月期以降の各決算期末における連結損益計算書の税引前損益が赤字となった場合にその直後に到来する決算期末における連結損益計算書の税引前損益を黒字とすること、2019年5月期以降の各決算期末における連結及び単体の財政状態計算書の資本合計金額を直前の各決算期末における連結及び単体の財政状態計算書の資本合計金額の75%以上に維持すること等をそれぞれ求められております。これらの財務コベナンツに一つでも違反した場合は、当該借入についての期限の利益を喪失し、借入金の一括返済を求められる可能性があります。

当社グループでは、上記の金融機関からの多額の借入に関係した、金利上昇に係るリスクと財務コベナンツへの抵触による一括返済リスクに対応するため、主に以下の取り組みを実施しております。

① 収益性を重視した戦略立案と経営管理

当社グループでは、特に赤字計上等による財務コベナンツへの抵触を回避するため、収益性を重視した戦略立案と経営管理を行っております。具体的には、新規ホールを出店する際は、出店後の投資回収期間や地域性、競合環境、近隣ホールとの相乗効果等、収益性に関係した指標を複数設定して多面的に検討した上で取締役会に諮り、慎重に意思決定しております。また、当社グループでは、個々のホールを個別に管理するのではなく、地域におけるホール群（ドミナント）として捉え、これを経営上の重要な単位として管理しております。これにより、例えば、一つのホールで受注できなかった葬儀を近隣の他ホールにご案内することで失注を抑制するほか、従業員を個別のホールではなくドミナントに配置して複数ホールにて勤務できるようにして人件費を最適化する等、ホールごとの繁閑に左右されないコスト構造の実現に向けた取り組みを実施しております。

② 財務バランスを意識した投資計画、資金計画の立案と実行

当社グループにおける主な資金需要は、新規ホールの建設資金及びこれに関連した差入保証金です。財務バランスを悪化させるような不必要な追加借入を発生させないため、営業活動によるキャッシュ・フローの実績等を参考にした投資計画を立案し、これに従って投資を実行しております。

③ 金利条件及び財務コベナンツに係る金融機関との交渉の継続

多額の借入金が計上されていることを踏まえ、当社グループでは、金融機関との金利条件及び財務コベナンツに係る交渉を継続的に実施してきております。具体的には、LBOスキームの執行時に付された財務コベナンツの見直し交渉により、金利条件及び財務コベナンツの条件の良化を実現しました。今後も当該リスクのさらなる低減に向けて、引き続き、金融機関との交渉に努めてまいります。

(2) 総資産に占めるのれんの割合が高いことについて

当社グループはIFRSに基づき連結財務諸表を作成しているため当該のれんの償却は不要となりますが、非流動資産にのれんとして第3期第2四半期連結会計期間末時点で3,625,667千円を計上しており、総資産に占める割合が21.3%となっております。

第2期連結会計年度末における回収可能価額は、のれんが含まれる資金生成単位又はそのグループの総資産か

ら負債を除いた事業価値の帳簿価額を大幅に上回っていることから、減損テストに用いた主要な仮定が合理的な範囲内で変更されたとしても、当該資金生成単位又はそのグループの回収可能額が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。仮に税引前割引率が7.6%上昇した場合又は将来キャッシュ・フローの見積額が51.4%減少した場合に減損損失が発生する可能性があります。今後5年間の成長率がゼロであった場合でも回収可能額が事業価値の帳簿価額を十分に上回るため、減損の可能性は低いと考えております。

当社グループでは、のれんの減損に係るリスクを減減するため、事業の収益力強化に努めており、主に以下の取り組みを実施しております。

① ドミナント展開による収益構造の最適化

前述の「(1) 有利子負債について ①収益性を重視した戦略立案と経営管理」にて説明しました通り、当社グループの出店はドミナント展開を特徴としております。これにより、従業員の複数ホール勤務体制による人件費の最適化、施設稼働率の向上等、費用構造の最適化を目指しております。今後も、このドミナント展開を出店戦略の根本に据え、引き続き、売上の拡大及び利益率の向上に努める方針です。

② 集客手法の工夫による受注件数の増加

葬儀事業は、一般的に葬儀の施行時期が不確定であり、葬儀に係る意思決定が緊急性を要するものであることから、顧客は限られた選択肢の中から葬儀社を決定する傾向にあります。このため、葬儀事業は、葬儀社から顧客に対して、広告宣伝等の手段によっても直接的には需要を喚起できないという特徴を有しています。しかしながら、インターネット利用の増加とともに、顧客による葬儀の必要が生じた場合のウェブ検索が増加傾向にあり、また高齢人口の増加とともに、各種メディア等による宣伝効果もあって、生前から死亡後の葬儀等について自身ないし家族が調査・検討する「終活」が世間に認知され始めている等、当社グループを取り巻く事業環境は変化してきています。こうした変化を捉え、当社グループでは、一般的な葬儀社が行っているホール認知度向上や価格訴求を目的とした広告宣伝活動に加え、ホールにおける事前相談や会員制度に基づく継続的な情報提供、葬儀施行後のアンケートに基づくサービスの改善といった取り組みを実施し、葬儀の受注件数の増加に努めております。

但し、これらの取り組みが十分ではなく、のれんの対象となる事業の収益力が低下し減損損失を計上するに至った場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 15. 非金融資産の減損」をご参照下さい。

(3) ファンドの投資判断の影響について

プライベート・エクイティ・ファンドである株式会社アドバンテッジパートナーズが運用受託する投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号、AP Cayman Partners III, L.P.、Japan Fund V, L.P.及びアドバンテッジパートナーズ投資組合64号が第2期連結会計年度末現在において当社の大株主となっておりますが、今後の運用受託者の投資判断によりこれら株主所有の当社株式が一部もしくは全て譲渡される可能性があります。

また当社株式の譲渡までは、当ファンドの判断が、当社グループ役員の選任・解任、他社との合併等の組織再編、増資・減資、定款の変更等、当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、株式会社アドバンテッジパートナーズの関連会社であるAdvantage Partners(H.K.)Limitedと当社の間でアドバイザリー業務委託契約を締結しており、本契約に基づき、当社の上場時に最大250,000千円の報酬を同社に支払う義務を負っております。

(4) 葬儀需要の変動について

葬儀需要の変動につきましては、以下のような事項が想定され、これにより当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

① 葬儀件数

葬儀に関する需要は、人口動態を背景に増加傾向で推移するとみられており、約20年後には現在の約1.2倍の水準にまで拡大すると予想されております（「国立社会保障・人口問題研究所：日本の将来推計人口 平成29年推計」より）。しかしながら実際の葬儀需要は、医療技術の進歩による長寿化など様々な要因により同推計値を下回る可能性があります。

②葬儀単価の変動

少子化による親族の減少、死亡年齢の高齢化等を背景に、儀式の簡素化と葬儀の小規模化が進行し、葬儀業界全体における葬儀単価は低下傾向で推移しております（「経済産業省：特定サービス産業動態統計調査 15. 葬儀業 2018年」より）。当社グループにおいては付加価値の高い「オリジナルプラン」等で単価の向上を図っていますが、顧客の選好により葬儀単価が継続して低下する可能性があります。

③季節による変動

季節による死亡率の変動に起因して、葬儀需要は夏季に減少し冬季に増加します。当社グループにおいては葬儀取扱件数が第1四半期に減少し第3四半期に増加する傾向があるため、売上高及び利益においても取扱件数に比例した変動が生じる可能性があります。

(5) 競争環境について

葬儀業界は、同業他社の出店増加に加えて異業種からの業界参入や葬儀を紹介・斡旋するポータルサイトの台頭等が活発化しております。そのため、当社グループがホールを展開する商圏内に競合企業が新規出店を行う場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報について

当社グループは葬儀及び法要の請負に係るご遺族の個人情報等を取り扱っております。当社グループでは個人情報の管理を徹底すべく従業員教育及びコンピュータシステムの情報漏洩防止策を行っておりますが、書類の盗難及びネットワークへの不正侵入等による個人情報漏洩の可能性は否定できず、このような事態が発生した場合には、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 葬儀ホールの賃借について

当社グループは、葬儀ホールの出店に関しまして、基本的に土地建物を賃借しております。

①保証金等

賃借条件により、建設協力金又は保証金を差入れている物件もあり、差入先の破綻等により保証金の返還がなされない場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

②定期借地権

ホールの賃借契約の中には15年間から25年間の定期借地契約のものがありますが、賃借期間終了後に当該ホールの継続賃借ができない場合、また継続賃借できても賃料が大幅に増加する場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 減損会計について

当社グループが保有する固定資産に対し、収益状況及び将来見通しにより投下資本の回収が困難と判断される場合には、当該固定資産を減損損失として認識する場合があります。また、土地等の時価が著しく下落した場合におきましても、当該固定資産の回収可能性を判断したうえで減損損失を認識する可能性があり、この場合、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害について

当社グループは、北海道、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、熊本県、宮崎県に葬儀ホールを展開しております。葬儀ホールは火災保険等を付保していますが、展開地域において地震、台風、洪水、津波等の自然災害が発生した場合、事業活動の停止や停滞、又は保険の担保額を上回る多額の修繕費用の発生により、当社グループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(10) インターネット等による風評被害について

「家族葬のファミリーユ」ブランドは当社グループの事業の成長にとって最も重要な要素の一つですが、当社グループが保有する商標等の不正利用や、インターネット上での様々な書き込みにより風評被害が発生・拡散した場合、その内容の正確性にかかわらず、当社グループの事業、財政状態、業績、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。また、従業員又は第三者が関与する不適切行為その他の事故によってもブランドイメージ及び社会的信用は損なわれる可能性があります。

風評被害は、違法、不公平又は一貫性のない従業員の行為の申立て、従業員の不満、病気、傷害、メディア報道又はインターネットもしくはSNSサイトへの不適切な書き込み、犯罪行為、データプライバシー侵害、内部統制の不備、又は当社グループの従業員のみならず同一の業界もしくは類似の業界における他社の従業員が関与するスキャンダルによって発生する可能性があり、申立てや苦情が認められるか否かにかかわらず、当社グループの店舗、競合他社又はより広範な日本の葬儀業界に関する好意的ではない評判は、当社グループの全店舗に関する信用性に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法的規制について

当社グループは、運輸局より一般貨物自動車運送事業の許可を受け、霊柩車等による有償搬送を実施していますが、有償旅客運送の実施、飲酒運転等による重過失事故の発生、許可区域外への営業所設置、社会保険・労働保険への未加入、他社への名義貸し等、貨物自動車運送事業法や道路運送法等の関連法令に違反した場合は、車両使用停止や事業停止、許可取消等の行政処分の対象となります。当社グループでは関連法令を遵守するため車両管理規程や関連マニュアルを定めて従業員に周知及び教育を行っておりますが、図らずも法令に違反し行政処分が課された場合は自社による有償搬送が行えなくなるため、外部事業者に業務委託せざるを得ず売上原価の上昇を招くほか、法令に違反した企業という評判によって売上収益に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 訴訟その他の法的手続に伴うリスクについて

当社グループには、通常の業務において発生する契約違反、人身被害並びに労働及び雇用等に関する請求に関し、顧客、賃貸人、納入・供給業者及び従業員を含む第三者からの訴訟のリスクが存在します。当社グループに対する請求が有効であるか否か、また当社グループが最終的に責任を負うこととされるか否かにかかわらず、係る請求があった場合には防御に時間と費用を要する可能性があり、結果として、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。係る請求が、当社グループが加入する保険の対象とされていない場合、又は保険の担保範囲を大きく超える判決があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これらの申立てから生じる風評もまた、当社グループの評判又は見通しに悪影響を及ぼし、更に当社の経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 店舗展開について

当社グループは売上収益増大のためにホールの出店を積極的に進めております。複数の展開地域で並行して店舗開発を進めているものの、葬儀業に対する偏見等で土地の賃借契約が締結できず出店に至らない場合、又は出店立地として適切な候補物件が継続的に不足する場合、もしくは出店予定地の自治体条例への対応に時間を要する場合など、出店実績が計画と乖離する場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 人材の確保育成について

当社グループにおいては、有能な人材の確保・育成が不可欠となります。求人誌による募集や紹介会社への依頼、また、従業員からの紹介制度等により継続して人材確保に努めていますが、有効求人倍率の高まりに伴い採用が困難な状況が続いており、優秀な人材の確保・育成ができない場合、又は優秀な人材が社外に流出した場合には、当社グループの業務運営や経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 葬儀施行の委託に関して

当社グループは、葬儀施行業の一部とネット集客業の全部において外部事業者に葬儀施行業務を委託しております。委託先は全て葬儀専門の事業者ですが、委託先が当社グループの求める葬儀施行の水準を満たさず顧客満足度が低下することで新規の葬儀受注に悪影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、求める水準を満たすために、新たな委託先に対して一定期間の教育を実施しておりますが、これが十分でなかった場合、委託先における葬儀施行水準の低下等によって当社グループの売上収益に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 労務管理について

各ホールで多くのパートタイム・アルバイトの有期契約社員が業務に従事しております。2013年4月の労働契約法の改正により、一定の有期契約社員に無期雇用社員への変更を請求できる権利が付与され、有期契約社員と

無期契約社員の労働条件の不合理的差別的取り扱いが禁止されたほか、2016年10月からの短時間労働者に対する厚生年金及び健康保険の適用の拡大、2019年4月からの時間外労働規制強化と有給休暇の取得義務化、景気回復により上昇を続ける最低賃金など、有期契約社員を取り巻く法規制や労働環境には重大な変化が起こりつつあります。こうした労働関連法規制への対応や労働環境の変化により、優秀な人材を雇用できなくなる可能性や人件費が高騰する可能性があります。

また、労働関連法規制の違反が発生した場合は、規制当局からの業務改善命令又は従業員からの請求等により、当社グループの事業、経営成績、財政状態、ブランドイメージ及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(17) M&Aについて

当社グループが事業展開する葬儀業界では、事業承継が大きな課題となっております。当社グループとしては、ホールの新設による拡大と比較すると、新たな地域への展開と当該地域シェア拡大の時間短縮等を図る手段としてM&Aは有効な手段であると認識しております。「家族葬のファミリーユ」のブランドを広めるためにM&Aは必要不可欠であり、今後も必要に応じて実施してまいります。M&Aを行う際には、対象企業の財務内容や契約関係等について綿密なデュー・デリジェンスを行うことにより、極力リスクを回避するように努めております。しかしながら、M&A後、偶発債務、未認識債務等の発生、事業環境の変化等により、計画通りに事業を展開することができず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(18) 持株会社としてのリスクについて

当社は2017年6月1日付で持株会社体制へ移行いたしました。これにより葬儀事業の運営は子会社が担い、当社はグループ全体戦略の構築と実行、グループシナジーの最大化、グループ全体の最適なリソース配分、グループ全体の資金調達、M&Aを含む機動的な事業再編、コーポレート・ガバナンスの強化という役割に専念いたします。当社は、安定的な収益を確保するため、子会社からの配当金及び適正な経営指導料と業務受託手数料を得ておりますが、子会社の収益動向によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長性等を総合的に勘案して、安定的・継続的な利益配当を実施することを基本的な方針としておりますが、第2期事業年度においては将来の成長のための設備投資を優先するために配当は実施いたしませんでした。上場後についても、当面の間は「企業価値の長期的最大化」を目指し、将来の事業拡大に必要な不可欠な設備投資、M&A等の成長投資を優先し、そのための内部留保を確保する方針です。内部留保資金につきましては、前述の成長投資に充てる他、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

(20) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員及び従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権の行使時には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第2期連結会計年度及び第3期第2四半期連結累計期間における経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

① 経営成績の状況

第2期連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が持続しており、個人消費は引き続き堅調に推移しました。総雇用者所得は緩やかな増加が持続しており、金融緩和政策と政府の大規模な経済対策により、今後も景気の拡大傾向は持続するものとみられております。しかしながら、米中貿易摩擦の影響を受けた世界経済の緩やかな減速を背景に、中国向けを中心に輸出の伸び悩みが続く見込みもあり、景気の先行きについては不透明感が拭えない状況でもあります。

葬儀業界におきましては、高齢者人口の増加に伴って潜在需要を示す死亡者人口が今後20年間にわたり年々増加すると推計されており、今後の葬儀件数増大が見込まれていますが、一方で核家族化の進展等により葬儀単価は下落する傾向にあります。また、既存の同業他社のみならず異業種から新規参入した事業者との競争も激しさを増しております。(注)1

そういった事業環境の構造的な変化の中、当連結会計年度におきましては、既存のエリアにおける葬儀需要を更に取り込むために、新規の直営ホールを5ホール（北海道支社1ホール、千葉支社2ホール、愛知支社2ホール）オープンし、直営ホール数が合計74ホールとなりました。(注)2

当連結会計年度の経営成績の状況は以下のとおりであります。

(売上収益)

当連結会計年度の売上収益は前連結会計年度に比して776,279千円増加し、7,193,505千円(前年同期比12.1%増)となりました。これは2018年4月に連結子会社化した株式会社花駒の売上収益が当連結会計年度から連結の売上収益に加わったこと、及び前連結会計年度にオープンした直営の7ホールの収益が通年で寄与したこと等が要因であります。

(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は前連結会計年度に比して531,753千円増加し、4,421,631千円(前年同期比13.7%増)となりました。これは売上収益に比例する直接原価が増加したこと、売上収益増を実現するために葬儀に携わる従業員を採用し労務費が増加したこと、ホール数増加に伴って減価償却費が増加したこと等が要因であります。

以上の結果、売上総利益は前連結会計年度に比して244,525千円増加し、2,771,873千円(前年同期比9.7%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比して136,211千円増加し、1,949,472千円(前年同期比7.5%増)となりました。これは売上収益増を実現するために広告宣伝費を増加させたこと等が要因であります。

以上の結果、営業利益は前連結会計年度に比して171,214千円増加し、813,188千円(前年同期比26.7%増)となりました。

(金融収益、金融費用、税引前当期利益)

当連結会計年度の金融費用は前連結会計年度に比して20,597千円増加し、196,958千円(前年同期比11.7%増)となりました。これはLBOローンの契約内容を見直しファイナンスに伴うアレンジメントフィーが発生したことが要因であります。

以上の結果、税引前当期利益は前連結会計年度に比して150,616千円増加し、616,237千円(前年同期比32.3%増)となりました。

(法人所得税費用、当期利益、親会社の所有者に帰属する当期利益)

当連結会計年度の法人所得税費用は前連結会計年度に比して37,534千円増加し、209,791千円(前年同期比21.8%増)となりました。これは税引前当期利益の増加に伴い課税所得が増加したことが要因であります。

以上の結果、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益は、いずれも前連結会計年度に比して113,082千円増加し、406,446千円(前年同期比38.5%増)となりました。

第3期第2四半期連結累計期間(自2019年6月1日至2019年11月30日)

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向が持続しており、景気は緩やかな回復基調をみせていますが、消費税増税による消費の減衰や世界経済の減速など、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

葬儀業界におきましては、高齢者人口の増加に伴う葬儀件数増大が見込まれていますが、一方で核家族化の進展等により葬儀単価は下落する傾向にあります。そういった事業環境の構造的な変化の中でも当社グループは、お客様に「ご家族の意向を汲んだ、ご家族のためのご葬儀」を提供できるよう、徹底的にお客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なるそれらの想いを葬儀に表現する「オリジナルプラン」を訴求していくことなど、葬儀施行業を中心にネット集客業にも注力しております。

当第2四半期連結累計期間におきましては、「来館からのご依頼数(注)3」「ウェブからの事後入電数(注)4」「オリジナルプラン葬儀件数(注)5」の3つを業績向上につながる重要業績評価指標(KPI)と位置づけ、これら数値を向上させる施策を通じて、葬儀件数の増加及び葬儀単価の維持・向上に取り組んでまいりました。その結果、葬儀件数と仲介件数を合わせた葬儀取扱件数が4,132件となり、前年同期比で573件増加いたしました。また葬儀売上を葬儀件数で割った単価は969千円となり、前年同期比で23千円減少いたしました。

なお、各拠点別の取扱件数の内訳は、下記のとおりとなります。

(葬儀取扱の状況)

区分	拠点	展開 都道府県	取扱件数			
			当第2四半期 連結累計期間	前第2四半期 連結累計期間	増減	前連結 会計年度
葬儀施行業 (葬儀件数)	北海道支社	北海道	493	449	44	944
	千葉支社	千葉県	641	539	102	1,144
	愛知支社	愛知県	427	366	61	784
	宮崎支社	宮崎県	698	622	76	1,325
	熊本支社	熊本県	461	418	43	863
	都市総合支社	東京都 神奈川県 埼玉県	656	513	143	1,097
	(株)花駒	京都府	288	288	-	599
	葬儀件数 計		3,664	3,195	469	6,756
ネット集客業 (仲介件数)	都市総合支社	29道府県	468	364	104	793
取扱件数 合計			4,132	3,559	573	7,549

また、出店の状況につきましては、7月に「ファミリー共和」(愛知県大府市)、8月に「ファミリー久世」(京都市南区)、9月に「ファミリー桜ヶ丘別館」(宮崎県宮崎市)及び「ファミリー柏十餘二」(千葉県柏市)と、新規の直営ホールを4ホール開業いたしました。この結果、当第2四半期連結会計期間末における直営ホール数が合計78ホールとなりました。(注)2

当第2四半期連結累計期間の経営成績の状況は以下のとおりであります。

(売上収益)

当第2四半期連結累計期間の売上収益は前第2四半期連結累計期間に比して387,219千円増加し、3,829,072千円(前年同期比11.3%増)となりました。これは前連結会計年度にオープンした直営の5ホールの収益が通年で寄与したこと、ウェブプロモーションの強化に伴い委託モデルの葬儀件数が前第2四半期連結累計期間比で増加したこと等が要因であります。

(売上原価、売上総利益)

当第2四半期連結累計期間の売上原価は前第2四半期連結累計期間に比して229,515千円増加し、2,378,740千

円(前年同期比10.7%増)となりました。これは売上収益に比例する直接原価が増加したこと、ホール数増加に伴って減価償却費が増加したこと等が要因であります。

以上の結果、売上総利益は前第2四半期連結累計期間に比して157,703千円増加し、1,450,331千円(前年同期比12.2%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、その他の収益、その他の費用、営業利益)

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は前第2四半期連結累計期間に比して123,630千円増加し、1,069,042千円(前年同期比13.1%増)となりました。これは上場のための一時費用が増加したこと、及び上場に向けた体制充実により人件費が増加したこと等が要因であります。

当第2四半期連結累計期間のその他の費用は前第2四半期連結累計期間に比して10,575千円減少し、4,430千円(前年同期比70.5%減)となりました。これはホール設備の更新に伴う固定資産除却費用が減少したことが要因であります。

以上の結果、営業利益は前第2四半期連結累計期間に比して46,632千円増加し、380,708千円(前年同期比14.0%増)となりました。

(金融収益、金融費用、税引前四半期利益)

当第2四半期連結累計期間の金融費用は前第2四半期連結累計期間に比して12,718千円減少し、77,937千円(前年同期比14.0%減)となりました。これはLB0ローンの契約内容を見直すリファイナンスを実行したことに伴い借入利息支払額が減少したことが要因であります。

以上の結果、税引前四半期利益は前第2四半期連結累計期間に比して59,590千円増加し、303,014千円(前年同期比24.5%増)となりました。

(法人所得税費用、四半期利益、親会社の所有者に帰属する四半期利益)

当第2四半期連結累計期間の法人所得税費用は前連結会計年度に比して23,351千円増加し、106,358千円(前年同期比28.1%増)となりました。これは税引前四半期利益の増加に伴い課税所得が増加したことが要因であります。

以上の結果、当期利益及び親会社の所有者に帰属する四半期利益は、いずれも前第2四半期連結累計期間に比して36,240千円増加し、196,656千円(前年同期比22.6%増)となりました。

(注) 1. 死亡者人口の推移は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」より

2. 2019年12月31日現在の直営ホール数は合計79ホールとなっております。

3. 来館からのご依頼数とは、葬儀相談のためにホールに来館頂き、そこから受注につながった件数で、件数増加の指標としております。

4. ウェブからの事後入電数とは、故人が逝去された後(事後)にご遺族が当社グループのウェブサイトを開覧し、表示された電話番号から問い合わせや相談を受けた件数で、件数増加の指標としております。

5. オリジナルプラン葬儀件数とは、通常のセットプランよりも高額の葬儀単価が見込めるオリジナルプランの受注件数で、葬儀単価上昇の指標としております。

② 財政状態の状況

第2期連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

当連結会計年度末における資産、負債及び資本の状況は次のとおりであります。

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ238,693千円増加し、920,559千円となりました。これは主として、現金及び現金同等物の増加219,021千円、営業債権及びその他の債権の増加20,333千円等によるものであります。非流動資産は、前連結会計年度末に比べ981,658千円増加し、15,756,944千円となりました。これは主として、有形固定資産、使用権資産の増加979,796千円等によるものであります。この結果、資産は、前連結会計年度末に比べ1,220,351千円増加し、16,677,503千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ101,073千円減少し、1,676,960千円となりました。これは主として、未払法人所得税の減少147,853千円、リース負債の増加74,095千円等によるものであります。非流動負債は、前連結会計年度末に比べ909,255千円増加し、11,731,853千円となりました。これは主として、リース負債の増加

819,725千円、借入金の増加59,495千円等によるものであります。この結果、負債は、前連結会計年度末に比べ808,181千円増加し、13,408,813千円となりました。

(資本)

資本は、前連結会計年度末に比べ412,169千円増加し、3,268,689千円となりました。これは主として、当期利益の計上に伴う利益剰余金の増加406,446千円等によるものであります。

第3期第2四半期連結累計期間(自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)

当第2四半期連結会計期間末における資産、負債及び資本の状況は次のとおりであります。

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ49,838千円増加し、970,397千円となりました。これは主として、現金及び現金同等物が33,937千円増加したためであります。非流動資産は、前連結会計年度末に比べ312,617千円増加し、16,069,561千円となりました。これは主として、有形固定資産が130,215千円、使用権資産が158,136千円それぞれ増加したためであります。その結果、資産は、前連結会計年度末に比べ362,455千円増加し、17,039,958千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ123,458千円増加し、1,800,418千円となりました。これは主として、未払法人所得税が56,816千円増加したためであります。非流動負債は、前連結会計年度末に比べ41,704千円増加し、11,773,557千円となりました。これは主として、リース負債が144,511千円増加した一方で、借入金が115,231千円減少したためであります。その結果、負債は、前連結会計年度末に比べ165,162千円増加し、13,573,975千円となりました。

(資本)

資本は、前連結会計年度末に比べ197,293千円増加し、3,465,982千円となりました。これは主として、四半期利益の計上に伴う利益剰余金の増加196,657千円によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第2期連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ219,021千円増加し、696,823千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は1,233,294千円(前年同期比94,746千円減)となりました。これは主に、税引前当期利益が616,237千円であったことや減価償却費及び償却費910,392千円を計上した一方で、法人所得税の支払305,237千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は488,072千円(前年同期比395,042千円減)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出415,706千円があったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は526,201千円(前年同期比310,710千円減)となりました。これは主に、リース負債の返済による支出576,201千円があったこと等によるものであります。

第3期第2四半期連結累計期間(自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ33,937千円増加し、730,760千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は765,502千円(前年同期比334,410千円増)となりました。これは主に、税引前四半期利益が303,014千円であったことや減価償却費及び償却費494,216千円を計上したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は305,648千円(前年同期比68,964千円増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出264,280千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は425,916千円(前年同期比231,800千円増)となりました。これは、リース負債の返済による支出315,916千円及び長期借入金の返済による支出110,000千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループでは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループでは受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

c. 販売実績

第2期連結会計年度及び第3期第2四半期連結累計期間における販売実績は、次のとおりであります。

収益計上区分	第2期連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)		第3期第2四半期連結累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
	売上収益(千円)	前年同期比(%)	売上収益(千円)
葬儀売上	6,662,690	113.0	3,550,958
仲介手数料収入	427,329	113.4	237,312
その他のサービス	103,486	71.4	40,800
合計	7,193,505	112.1	3,829,072

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 売上収益は千円未満切り捨てにより表示しております。

3. 総販売実績に対する割合が10%を超える相手先はありません。

4. 当社グループは、葬儀事業の単一セグメントであるため、収益計上区分別の売上収益(IFRS基準)を記載しております。

d. 葬儀請負の状況

当社グループは、葬儀施行業の拠点を以下のとおり設けております。ネット集客業と合わせた第1期連結会計年度及び第2期連結会計年度の各拠点別の取扱件数の内訳は、下記のとおりとなります。

(葬儀取扱の状況)

区分	拠点	展開 都道府県	取扱件数		
			第1期連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	第2期連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	増減
葬儀施行業 (葬儀件数)	北海道支社	北海道	810	944	134
	千葉支社	千葉県	1,076	1,144	68
	愛知支社	愛知県	760	784	24
	宮崎支社	宮崎県	1,320	1,325	5
	熊本支社	熊本県	819	863	44
	都市総合支社	東京都 神奈川県 埼玉県	1,093	1,097	4
	株式会社花駒	京都府	—	599	599
	葬儀件数 計			5,878	6,756
ネット集客業 (仲介件数)	都市総合支社	29道府県	781	793	12
取扱件数 合計			6,659	7,549	890

(注) ネット集客業における仲介件数とは、当社グループのウェブサイトから葬儀の申込を受け、提携葬儀社及び代理店に仲介し、葬儀の施行が完了した件数であります。

第2期第2四半期連結累計期間及び第3期第2四半期連結累計期間の拠点別の葬儀件数及び仲介件数は、

「(1) 経営成績等の状況の概要 ① 経営成績の状況」に記載しております。

なお、旧株式会社エポック・ジャパン及び新株式会社エポック・ジャパン（現 株式会社家族葬のファミリー）における2015年5月期から2017年5月期までの葬儀件数及び仲介件数、またそれらを合計した取扱件数は、次のとおりであります。

ビジネスモデル	2015年5月期	2016年4月期及び 2016年5月期の合計 (注)	2017年5月期
葬儀施行業（葬儀件数・件）	4,254	4,599	5,463
ネット集客業（仲介件数・件）	466	672	764
合計（取扱件数・件）	4,720	5,271	6,227

(注) 旧株式会社エポック・ジャパンにおける2016年4月期と、新株式会社エポック・ジャパンにおける2016年5月期の合計であります。

上記のとおり、当社グループの事業は葬儀施行業、ネット集客業ともに継続的に成長しており、取扱件数及び日本基準の売上高は2015年5月期より増加し、IFRS基準の売上収益も2018年5月期より増加しております。なお日本基準の売上高及びIFRS基準の売上収益の推移は、「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」に記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表等は、IFRSに基づき作成されております。IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

重要な会計方針及び見積りの詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針、4. 重要な会計上の見積り及び判断」に記載しております。

② 経営成績等に関する分析

経営成績等に関する分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

③ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照下さい。

④ 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、投資規模が小さく投資回収期間の短い「家族葬」に特化したホールをドミナント展開していくことで、投資効率と生産性を高めていく出店戦略を採用しております。この自社による既存展開地域の拡大に加え、M&Aによる新規エリアへの進出も行い、将来的には全国47都道府県でのサービス提供を目指しております。

当社グループへの葬儀のご依頼は、ウェブサイトでの検索、近隣でのホールの存在、過去の当社顧客による再度の依頼など複数の理由に依りますが、このうち当社の自助努力で葬儀件数や葬儀単価を向上させられる手段として、2020年5月期より「来館からのご依頼数」、「ウェブからの事後入電数」、「オリジナルプラン葬儀件数」の3つを重要業績評価指標（KPI）とし、これらの数値を向上させる施策を通じて、葬儀ご依頼件数の増加及び葬儀単価の維持・向上に取り組んでおります。

各KPIの、2019年12月31日までの月次累月実績は、来館からのご依頼数が1,161件、ウェブからの事後入電数が2,200件、オリジナルプラン葬儀件数が1,026件となっております。来館からのご依頼数、ウェブからの事後入電

数については、2020年5月期よりKPIとして定めたため、実績の推移は記載できませんが、今後は、来館時の分かり易いプラン説明や電話相談を訴求するウェブ広告を強化することでこれらKPIの向上を図り、取扱件数の増加に努めてまいります。

オリジナルプランについては、お客様のお気持ちに耳を傾け、ご家族の故人に対する弔いの心情を理解し、お客様ごとに異なる想いを表現する「ご家族の意向を汲んだ、ご家族のためのご葬儀」を提供しており、高い葬儀単価を実現しております。市場全体の葬儀単価が下落傾向にあり、当社グループもその影響を受けているなかで、当社グループでは「生活者目線」に立ったご葬儀を行うことで葬儀の付加価値を高め、葬儀単価の維持・向上を図ってまいります。

オリジナルプランにて施行した葬儀件数の推移は、次のとおりであります。通常のセットプランよりも高額の葬儀単価が見込めるオリジナルプランについては、2017年5月期のサービス開始から、葬儀件数に占めるオリジナルプラン葬儀件数の割合が毎年増加しております。

	2017年5月期	2018年5月期	2019年5月期
オリジナルプラン葬儀件数(件)	89	492	1,079
葬儀件数に占めるオリジナルプラン葬儀件数の割合(%)	1.6	8.4	16.0

(注) 1. オリジナルプランは全て株式会社家族葬のファミリーユで施行しております。

2. オリジナルプラン葬儀件数は、葬儀施行業の葬儀件数に含まれております。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの所要資金は、大きく分けて設備投資資金及び運転資金であります。

設備投資資金については、連結の営業活動によるキャッシュ・フローを源泉とし、多額の設備資金については長期借入金にて調達しております。また今後、多額の設備投資や既存葬儀社の買収を実施する際には、金融機関からの借入又は株式発行による調達を予定しております。

運転資金についても、連結の営業活動によるキャッシュ・フローを源泉としておりますが、資金の流動性を確保しておくため、取引金融機関と総額500,000千円の当座貸越契約を締結しております。

なおキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

⑥ 経営成績等の状況の概要に係る主要な項目における差異に関する情報

(のれん及び無形資産)

のれんの会計処理について、日本基準では一定期間にわたって均等償却をしておりますが、IFRSでは識別可能な資産をのれんとは区別して認識するとともに、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を非償却としております。

この結果、IFRSでは日本基準に比べて、連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」が第1期連結会計年度においては273,825千円、第2期連結会計年度においては278,946千円、それぞれ減少しております。

⑦ 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案し、当社グループが今後さらなる成長と発展を遂げるため、様々な課題に対処しております。

具体的には「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 葬儀施行業務委託契約

当社グループでは、地価相場等が高いため初期投資がかさむ、あるいは家賃相場が高いため十分なキャッシュ・フローを得られない等の理由により、初期投資の回収期間が長期にわたり自社ホール出店では十分な投資効率を得られない地域では、委託モデルで展開しております。

委託モデルにおいては、当社が要求する商品又はサービスの品質要件を満たした提携葬儀社に対して、ご葬儀の施行のみならず、葬儀付帯業務の提供に加え、葬儀後のアフターフォロー等を委託しており、一方で、当社グループは、主にウェブサイトからの送客並びに提携葬儀社の品質管理、指導を行っております。

契約内容	1. 事前事後の葬儀等の相談、受注、搬送、式場設営並びに運営、その他アフターフォロー、 法事相談対応など葬儀の施行に関連する業務の委託 2. 売上代金の回収及び管理
委託料	個別契約によって設定された金額(葬儀施行ディレクション料、寝台霊柩業務委託料等)
契約期間	原則、契約締結日より1年間 (以後、1年毎の自動更新)

(2) 借入金

当社と、貸付人としての株式会社みずほ銀行、並びにアドミニストレーション・エージェント兼ファシリティ・エージェント兼セキュリティ・エージェントとしての株式会社みずほ銀行は、2019年5月29日付で以下の金銭消費貸借契約を締結しております。

主な契約内容は以下のとおりであります。

① 契約の相手先

株式会社みずほ銀行

② 借入金額

タームローンA当初借入金額：2,000,000千円

タームローンB当初借入金額：2,000,000千円

③ 返済期限

タームローンA：2024年5月末日（2019年11月末日より6ヶ月毎に返済）

タームローンB：2024年5月末日

④ 主な借入人の義務

(イ) 借入人グループ会社の決算書の提出義務（四半期毎）

(ロ) 財務制限条項の遵守（財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 19. 借入金」をご参照ください。）

(3) アドバイザリー業務委託料の支払

新株式会社エポック・ジャパンと最終支配当事者であるAdvantage Partners(H.K.) Limitedは、2017年3月1日付でアドバイザリー業務委託契約を締結しており、当社設立時に当社がその権利義務を承継しております。

主な契約内容は以下のとおりであります。

① 契約の相手先

Advantage Partners(H.K.) Limited

② 委託業務の内容

(1) 資本政策及び新規株式公開準備に係る契約、立案及び推進に関するアドバイス

(2) 前号に係る、事業戦略及び事業計画の策定に関するアドバイス

(3) 前2号に係る、投資家候補への説明資料その他必要書類の作成、投資家候補によるデュー・デリジェンスへの対応及び投資家候補との各種交渉に係るアドバイス

(4) その他各号に付随する業務

③報酬額

- (1) 甲（当社）が新規株式公開を行う前にAPファンドが甲の株式を譲渡した場合であって、譲渡後のAPファンドが保有する甲の株式の保有比率が50%超となる場合
(譲渡株価を基に算出した甲の100%株式価値+譲渡時の甲の有利子負債-譲渡時の甲の現預金) × 2% × APファンドの株式譲渡割合
- (2) 甲が新規株式公開を行う前にAPファンドが甲の株式を譲渡した場合であって、譲渡後のAPファンドが保有する甲の株式の保有比率が50%以下となる場合
(譲渡株価を基に算出した甲の100%株式価値+譲渡時の甲の有利子負債-譲渡時の甲の現預金) × 2% - (1) の金額の合計額
- (3) 甲が新規株式公開を行った場合
250,000千円 - (1) の金額の合計額

④報酬額の支払時期

APファンドが甲の株式を譲渡した日（新規株式公開を行った場合にはその日）

(注) APファンドとは、Advantage Partners (H. K.) Limited及び株式会社アドバンテッジパートナーズが運用受託するファンドであり、当社株主の4名全てが該当いたします。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第2期連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

当連結会計年度の設備投資等の総額は447,530千円であります。これはドミナント展開を推進するための「家族葬のファミリーユ」ホールの出店や設備更新に係る設備投資415,706千円、及び販売管理システムに係るソフトウェア投資31,823千円であります。また、経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは葬儀事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3期第2四半期連結累計期間（自 2019年6月1日 至 2019年11月30日）

当第2四半期連結累計期間の設備投資等の総額は283,680千円であります。これはドミナント展開を推進するための「家族葬のファミリーユ」ホールの出店や設備更新に係る設備投資264,280千円、及び販売管理システムに係るソフトウェア投資19,400千円であります。また、経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社グループは葬儀事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループは、葬儀事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。
当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

該当事項はありません。

(2) 国内子会社

2019年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 車両運搬具	土地 (面積㎡)	使用権 資産	その他		合計
株式会社 家族葬の ファミーユ	本社 (東京都港区)	本社設備 販売管理 システム	10	—	— (—)	1,028	102	1,142	33 (7)
	北海道支社 (北海道内17箇所)	ホール 設備等	440	—	31 (550)	1,333	23	1,829	20 (25)
	千葉支社 (千葉県内14箇所)	ホール 設備等	263	—	— (—)	1,713	15	1,992	13 (43)
	愛知支社 (愛知県内12箇所)	ホール 設備等	318	—	— (—)	1,275	23	1,617	19 (41)
	宮崎支社 (宮崎県内18箇所)	ホール 設備等	415	2	476 (6,501)	1,192	58	2,146	39 (78)
	熊本支社 (熊本県内15箇所)	ホール 設備等	412	—	22 (250)	1,261	21	1,717	21 (49)
	都市総合支社 (神奈川県内1箇所)	ホール 設備等	30	—	— (—)	53	1	85	11 (5)
株式会社 花駒	本社等 (京都府内6箇所)	ホール 設備等	202	—	96 (1,298)	710	26	1,036	16 (30)

- (注) 1. IFRSに基づく金額を記載しております。また、金額には消費税等は含まれておらず、百万円未満を切捨てして記載しております。
2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用人員（契約社員及びパートタイマーを含み、派遣社員は含まない。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品、ソフトウェア、建設仮勘定等の合計であります。
4. 現在休止中の主要な設備はありません。
5. 連結会社以外から賃借している葬儀ホール、営業車両等の主要な設備は、使用権資産に含まれております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2019年12月31日現在）

当社グループは、葬儀事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載を省略しております。
当社グループにおける重要な設備の新設、除却等の計画は、以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
株式会社 家族葬の ファミーユ	本社 (東京都港区)	販売管理 システム等	92	19	自己資金 及び借入金	2019年6月	2020年5月	(注) 2
	千葉支社 (千葉県流山市) (千葉県柏市) 2ホール	ホール 設備等	169	1	自己資金、 借入金及び 増資資金	2019年10月	2020年10月	(注) 2
	北海道支社 (北海道札幌市西区) 1ホール	ホール 設備等	36	—	自己資金 及び借入金	2020年3月	2020年8月	(注) 2
	熊本支社 (熊本県熊本市中央区) 1ホール	ホール 設備等	85	—	自己資金 及び借入金	2020年2月	2020年7月	(注) 2
	宮崎支社 (宮崎県宮崎市) 1ホール	ホール 設備等	69	—	自己資金 及び借入金	2020年4月	2021年1月	(注) 2
株式会社花駒	本社等 (京都府京田辺市) (京都府宇治市) 2ホール	ホール 設備等	148	61	自己資金 及び借入金	2019年4月	2020年3月	(注) 2
未定 (注) 3	未定 6ホール	ホール 設備等	450	—	自己資金 及び借入金	2020年6月	2021年5月	(注) 2
未定 (注) 3	未定 8ホール	ホール 設備等	600	—	自己資金 及び借入金	2021年6月	2022年5月	(注) 2

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。また、百万円未満を切捨てて記載しております。
2. 完成後の増加能力については、合理的な算定が困難であるため、記載を省略しております。
3. 株式会社家族葬のファミーユもしくは株式会社花駒のいずれで新設するのかが未定の出店情報についても記載しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,576,940
計	13,576,940

(注) 2019年11月15日開催の臨時株主総会の決議により、当社定款の変更が行われております。当該変更により、発行可能株式総数は3,576,940株増加し、13,576,940株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,394,235	非上場	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	3,394,235	—	—

(注) 2019年11月15日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2016年12月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	110,000 [50,000] (注)1、8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	60,000 [—] (注)1、8
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 110,000 [50,000] (注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,000 (注)2
新株予約権の行使期間 ※	2017年6月1日～2026年12月15日 (注)5
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,070 資本組入額 535
新株予約権の行使の条件 ※	<p>① 新株予約権者は、2017年6月1日現在の普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）が、その保有する普通株式の全部又は一部を普通株主以外の第三者に譲渡する場合に、当該譲渡の実行前までの間に限り、以下の各条件に従って、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>i. 普通株主がその保有する普通株式の全部を譲渡する場合 新株予約権者は、その保有する本新株予約権の全部を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数（当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除きます。）を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。</p> <p>ii. 普通株主がその保有する普通株式の一部を譲渡する場合 新株予約権者は、以下の算式に従って算出される数の本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数（当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。）を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。</p> $\text{行使できる本新株予約権の数} = \frac{\text{行使を請求する日において新株予約権者が有している本新株予約権の数} \times \text{普通株主が譲渡する普通株式の数}}{\text{普通株主が譲渡の直前において有する普通株式の数}}$ <p>② 上記①にかかわらず、新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下（ア）乃至（ウ）のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。 （ア）2018年5月期におけるEBITDAが850百万円以上である場合 （イ）2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合 （ウ）2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合</p> <p>③ 上記①iiに定める場合を除き、本新株予約権の一部を行使することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2019年5月31日）における内容を記載しております。なお、[]内は提出日の前月末（2019年12月31日）現在における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。
但し、当社が新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整する。（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。）。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含みまない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

3. 当該新株予約権は、株式会社エポック・ジャパンにて発行され、2017年6月1日に株式移転されたことに伴い当社に移管された。
4. 付与対象者の区分及び人数は、2017年6月1日の株式移転により当社が設立された日時点のものである。
5. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とする。
6. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり70円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当することに起因して当社の取締役としての地位を失った場合（任期満了時において重任されない場合を含む。）、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり70円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
- i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社の取締役を辞任した場合
- ii. 法令又は当社の定款若しくは社内規程に違反した場合
- iii. 当社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合
- iv. 死去した場合
- ③ 当社は、新株予約権者が上記②に定める場合以外の場合に当社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権（計算により生じる1個未満の端数は切り下げる。）を1個当たり70円又は新株予約権者が当社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
- i. 2017年8月以前に退任した場合
100%

- ii. 2017年9月から2018年8月に退任した場合
 $100\% - (30\% \times 2017年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12)$
 - iii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合
 $100\% - (30\% \times 2018年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12 + 30\%)$
 - iv. 2019年9月から2020年8月に退任した場合
 $100\% - (40\% \times 2019年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数 \div 12 + 60\%)$
- ④ 上記③において以下のいずれにも該当しない場合上記③ i 乃至 iv に従い算出される数値は100%とする。
- i. 当社の2018年5月期から2020年5月期の3事業年度におけるEBITDA（当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。）が、下記のいずれかに該当する場合
 - (ア)2018年5月期におけるEBITDAが 850百万円以上である場合
 - (イ)2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合
 - (ウ)2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合
 - ii. 新株予約権者が当社の取締役を退任した日の属する事業年度において、当該事業年度（但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度）の初月から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA（当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。）が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合
7. 本新株予約権は、新株予約権1個につき70円で有償発行しております。
8. 2019年7月16日付で自己新株予約権を償却しております。

第2回新株予約権

決議年月日	2017年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個) ※	25,000 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	— (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 25,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1,600 (注)2
新株予約権の行使期間 ※	2017年12月25日～2027年12月24日 (注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 1,705 資本組入額 853
新株予約権の行使の条件 ※	<p>① 新株予約権者は、2017年12月25日現在の普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）が、その保有する普通株式の全部又は一部を普通株主以外の第三者に譲渡する場合に、当該譲渡の実行前までの間に限り、以下の各条件に従って、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>i. 普通株主がその保有する普通株式の全部を譲渡する場合 新株予約権者は、その保有する本新株予約権の全部を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数（当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。）を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。</p> <p>ii. 普通株主がその保有する普通株式の一部を譲渡する場合 新株予約権者は、以下の算式に従って算出される数の本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社に対し行使を請求することにより当該新株予約権者が取得することになる普通株式の数が、当該新株予約権者が普通株主とともに譲渡する普通株式の数から、当該譲渡時点において新株予約権者が保有する普通株式の数（当該本新株予約権の行使により取得することになる普通株式の数を除く。）を控除した数を超える場合には、当該超える分については、この限りではない。</p> $\frac{\text{行使できる本新株予約権の数}}{\text{行使を請求する日において新株予約権者が有している本新株予約権の数}} = \frac{\text{普通株主が譲渡する普通株式の数}}{\text{普通株主が譲渡の直前において有する普通株式の数}} \times \text{普通株主が譲渡の直前において有する普通株式の数}$ <p>② 上記①にかかわらず、新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合は、当社のEBITDAが以下（ア）乃至（イ）のいずれにも該当しない場合には、本新株予約権を行使することができない。 （ア）2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合 （イ）2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合</p> <p>③ 上記①iiに定める場合を除き、本新株予約権の一部を行使することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得及び本新株予約権の質入等の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日（2019年5月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2019年12月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

但し、当社が本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整する（調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。）。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等（新株予約権の行使による場合を含まない。）を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとします。

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額は必要かつ合理的な範囲で適切に調整される。

3. 行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が本新株予約権の全部又は一部を行使しない旨を書面により当社に通知した場合には、当社は、取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権の全部又は一部を1個当たり105円又は当該通知をした日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が以下のいずれかに該当することに起因して当社又は当社の子会社の取締役としての地位を失った場合（任期満了時において重任されない場合を含む。）、当社の取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権のすべてを1個当たり105円又は当該取締役としての地位を失った日における本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
 - i. 当社の取締役会の決議による承認を得ずに、当社又は当社の子会社の取締役を辞任した場合
 - ii. 法令又は、当社若しくは当社の子会社の定款又はそれらの社内規程に違反した場合
 - iii. 当社又は当社の子会社の経営上の重要な情報の適正管理や公正な商取引の推進その他当社又は当社の子会社の取締役としての善管注意義務の履行に疑義が生じた場合
 - iv. 死去した場合
- ③ 当社は、新株予約権者が上記②に定める場合以外の場合に当社又は当社の子会社の取締役を退任した場合、当社の取締役会の決議により、別途定める日の到来をもって、以下に従い算出される数値に、当該新株予約権者が保有する本新株予約権の個数を乗じた本新株予約権（計算により生じる1個未満の端数は切り下げる。）を1個当たり105円又は新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役を退任した日における当該本新株予約権の1個当たりの時価の低い価額で取得することができる。
 - i. 2018年1月から2018年8月に退任した場合
 $100\% - (20\% \times 2018\text{年}1\text{月から退任日の属する月の}3\text{か月前の月までの経過月数} \div 5)$
(ただし当該経過月数が零以下の場合は零とする) ÷ 5)
 - ii. 2018年9月から2019年8月に退任した場合
 $100\% - (40\% \times 2018\text{年}6\text{月から退任日の属する月の}3\text{か月前の月までの経過月数} \div 12 + 20\%)$

- iii. 2019年9月から2020年8月に退任した場合
100%－(40%×2019年6月から退任日の属する月の3か月前の月までの経過月数÷12+60%)
 - ④ 上記③において以下のいずれにも該当しない場合上記③ i 乃至 iii に従い算出される数値は100%とする。
 - i. 当社の2019年5月期及び2020年5月期の2事業年度につき、EBITDA（当社連結損益計算書の営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費及びのれん償却額を加えたものをいう。但し、当該事業年度において当社が連結財務諸表を作成していない場合には、EBITDAの計算においては、それぞれ当社単体の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を参照するものとする。いずれの場合においても株主総会で承認された計算書類に限る。以下同じ。）が、下記のいずれかに該当する場合
 - (ア)2019年5月期におけるEBITDAが1,050百万円以上である場合
 - (イ)2020年5月期におけるEBITDAが1,150百万円以上である場合
 - ii. 新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役を退任した日の属する事業年度において、当該事業年度（但し、退任した日の属する月の3か月前の月が前事業年度に属する場合は前事業年度の初月（ただし、当該事業年度が2018年5月期である場合は2017年11月とする。）から退任した日の属する月の3か月前の月までの月次累計EBITDA（当社の取締役会で報告された月次の計算書類を参照するものとする。以下、この号において同じ。）が、当該期間に対応する当社の予算EBITDA以上である場合
5. 本新株予約権は、新株予約権1個につき105円で有償発行しております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年5月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 3 当社子会社従業員 7
新株予約権の数(個) ※	7,050 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) ※	— (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 7,050 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	2,000 (注)2
新株予約権の行使期間 ※	2022年6月1日～2029年5月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 2,000 資本組入額 1,000
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、その権利行使時において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員若しくは従業員の地位であることを要する。新株予約権者は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の役員もしくは従業員の地位を失った場合(死亡による場合を含む。)、その時点以降、未行使の本新株予約権の全部を行使することができなくなり、当該時点において当該未行使の本新株予約権の全部を放棄したものとみなされる。 ②各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得及び担保権等の設定その他本新株予約権の処分については、当社の取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 最近事業年度の末日(2019年5月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2019年12月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。
ただし、当社が本新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、付与株式数は、以下の算式により調整する。(調整後付与株式数を求める際、1株未満の端数は切り捨てる。)

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \frac{\text{株式分割又は株式併合の比率}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

なお、本号における調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点において権利行使されていない本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われる。

2. 割当日後に、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、以下の算式により、各本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日（基準日を定めないとときは、その効力発生日）の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項（ただし、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。）に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

当社が時価を下回る払込金額で普通株式を発行し、又は自己株式の処分等を行う場合（無償割当ての場合も含む。）（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）には、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「時価」とは、当社普通株式が、国内のいずれかの金融商品取引所に上場される日（以下「株式公開日」という。）の前日以前においては、調整後行使価額を適用する日の前日において有効な行使価額とし、株式公開日以降においては、調整後行使価額が適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）における上場金融商品取引所（ただし、当社普通株式を上場する金融商品取引所が複数の場合は、当該期間における当社普通株式の出来高、値付率等を考慮して最も適切と判断される主たる取引所。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

また、「既発行株式数」とは、基準日がない場合は調整後行使価額を適用する日の1か月前の日、基準日がある場合は基準日における当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものとする。

調整後行使価額は、その払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を条件としている場合、調整後行使価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

さらに、割当日後に、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができる。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合には、取締役会決議がなされた場合）には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が下記（6）により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者（同人の死亡による場合には、その相続人を含む。）の有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年6月1日 (注)	3,394,235	3,394,235	100,000	100,000	100,000	100,000

(注) 株式移転により会社が設立されたことによるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	—	2	—	2	4	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	10,004	—	23,936	33,940	235
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	—	29.48	—	70.52	100.00	—

(注) 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,394,000	33,940	権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 235	—	—
発行済株式総数	3,394,235	—	—
総株主の議決権	—	33,940	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして位置づけており、業績、経営基盤の強化及び将来の成長性等を総合的に勘案して、安定的・継続的な利益配当を実施することを基本的な方針としておりますが、2019年5月期においては将来の成長のための設備投資を優先するために配当は実施いたしませんでした。上場後についても、当面の間は「企業価値の長期的最大化」を目指し、将来の事業拡大に必要不可欠な設備投資、M&A等の成長投資を優先し、そのための内部留保を確保する方針です。内部留保資金につきましては、前述の成長投資に充てる他、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化の財源として利用していく予定であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点で未定であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。また、期末配当の基準日は毎年5月31日、中間配当の基準日は毎年11月30日とし、このほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

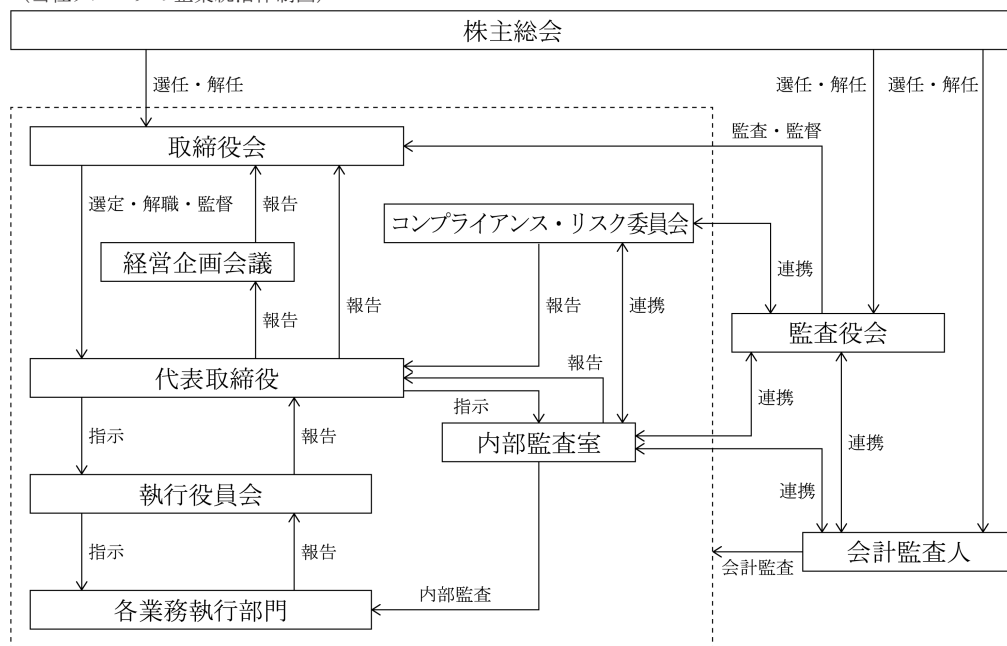
当社の企業理念は「葬儀再生は、日本再生」であります。葬儀を通じて改めて人との結びつきに価値を感じて生きようとする人であふれる世の中の実現を目指し、家族葬を提供することで人と人との絆をつなげ、これを以て社会貢献とすることを経営の基本方針としております。この理念のもと、企業価値を高め信頼される企業としてあり続けるため、適時、適正かつ公平な情報開示に努め、コンプライアンス（法令遵守）の徹底並びに経営の透明性を追求し、経営管理機能の整備、強化を継続して行っております。

当社グループは、後述する「内部統制システムの整備に関する基本方針」に掲げたコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、社会的信頼に応えて持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社グループは、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会を設置しております。また、統治体制を担保するものとして、コンプライアンス・リスク委員会を設置しております。更に、当社グループの中核会社である株式会社家族葬のファミリーユの業務執行を協議する執行役員会を加えた各機関が相互に連携することによって、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

(当社グループの企業統治体制図)



イ. 経営上の意思決定等に係る経営管理組織の構成、決定方法及びプロセス

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長兼グループCEO 中道康彰が議長を務め、取締役兼CFO 関本彰大、取締役兼CSO岡崎仁美、社外取締役 村上大輔、社外取締役 松本大輔の取締役5名（うち社外取締役2名）、及び、社外監査役 青木実、社外監査役 柏原智行、社外監査役 寺田芳彦の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、社外監査役 青木実、社外監査役 柏原智行、社外監査役 寺田芳彦の監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されており、青木実を常勤監査役と定め、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、

会計監査人や内部監査室と定期的に情報を共有しながら、取締役会への出席や取締役との面談を通じ、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。

c. 経営企画会議

経営企画会議は、取締役会と同一の人員で構成しており、代表取締役社長兼グループCEO 中道康彰が議長を務め、原則月1回開催し、経営全般に関する重要事項について審議しております。具体的な審議事項は、当社及び当社関係会社の経営に関しての重要な事項、取締役会より委嘱された事項となります。

d. 執行役員会

当社子会社の株式会社家族葬のファミリーの会議体である執行役員会は、代表取締役社長兼グループCEO 中道康彰が議長を務め、取締役兼CFO 関本彰大、取締役兼CSO 岡崎仁美、当社経営管理本部長 下田啓明、株式会社家族葬のファミリー執行役員兼北海道支社長兼都市総合支社長 宮本和信、同執行役員兼千葉支社長 高尾幸雄、同執行役員兼愛知支社長 都筑武文、同執行役員兼宮崎支社長 萩原智秀、同執行役員兼熊本支社長 内田一平、同執行役員兼マーケティング本部長 手塚厚、及び株式会社花駒代表取締役社長 上野雄一郎で構成されており、原則月1回開催し、支社及び子会社の業績、並びに執行役員の業務執行状況について現況をモニタリングし、重要事項について審議しております。

e. 内部監査室

当社は、経営診断の見地から、当社の財産及び業務状況を定期的に把握することで経営の合理化・効率化・適正化を図ることを目的として、他の業務部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は専任の内部監査室長 藍田哲也1名で構成されております。内部監査室においては、当社グループの業務全般について会計や業務の適正性等に関する内部監査を行っております。

内部監査の実施にあたっては、前年度末までに監査方針案及び監査計画書案を立案し、代表取締役社長の承認を得ております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告し、代表取締役社長からの改善指示を被監査部門責任者に通知し、改善指示書兼改善報告書の作成・報告について指示及びフォローアップを行っております。

また内部監査室長は、監査役会及び会計監査人と情報共有を行うなど連携を密にし、当社経営上の課題把握に努めております。

f. コンプライアンス・リスク委員会

コンプライアンス・リスク委員会は、執行役員会と同一の人員で構成しており、代表取締役社長兼グループCEO 中道康彰が委員長を務め、四半期毎の定例会を開催し、コンプライアンス・リスクの発生状況をモニタリングしております。

g. 取締役会の定数

当社の取締役は3名以上10名以内とする旨定款に定めております。

h. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨をそれぞれ定款で定めております。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

ロ. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況又は準備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2018年5月28日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役は、経営理念、基本的使命及び行動規範を率先垂範し、従業員の周知徹底、教育啓発を継続し、法令遵守を最優先とする企業風土を醸成する。

(b) 取締役は、コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は社内の意思決定プロセス及び業務執行において、会社全体を横断する調査、監督指導を行う。

- (c) 取締役の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。
 - (d) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - (e) 社長直属部門として内部監査業務を専任所管する部門（以下「内部監査部門」という）を設けており、年度監査計画に基づいて専任担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は社長以下関係役員及び監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
 - (f) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - (g) 当社の事業活動又は取締役及び従業員の法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が直接通報を行うことのできる手段を設け、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付けるとともに、通報者の人事上の保護を徹底した内部通報に関する制度を運用する。
 - (h) 財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うため、「経理規程」をはじめとする諸規程を制定し、「会社法」及び「金融商品取引法」並びに関連法令を遵守する体制を構築する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規定等の見直し等を行う。
 - (b) 取締役・監査役は、必要に応じて文書等を閲覧できる。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理に関する規程（リスクマネジメント基本規程）を制定又は改定し、当社の事業活動において想定される各種リスクを検討する組織及び責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。なお、新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとする。
 - (b) 不測事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に社長と、定められたミーティングで議論を行い、その審議を経て、取締役会で執行決定を行うものとする。
 - (b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。
 - (c) 経営理念の実現に向け、内外の環境を考慮し策定する中期業務計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務が執行されている。
 - (d) 取締役会は、財務報告とそれに係る内部統制に関して、経営者を適切に監督・監視する責任があることを認識し、実行する。
 - (e) 適正な財務報告を確保するために、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- e. 監査役が補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 当社の内部監査部門が監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
 - (b) 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が協議し、決定する。
 - (c) 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査部門の従業員は、その要請に関して、取締役及び上長等の指揮・命令を受けないものとする。
 - (d) 当該従業員の人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役の同意を得なければならないものとする。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求める。
 - (b) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

- (c) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。内部通報制度により通報された重要な件についても同様とする。
- (d) 監査役は、取締役会に出席し、適宜意見を述べる。
- (e) 内部監査部門が実施した監査結果について監査役に報告する。
- g. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役、監査法人及び内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図っている。
 - (b) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持っている。
 - (c) 監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。
- h. 反社会的勢力との関係遮断

常に社会的良識を備えた行動に努めるとともに、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応を徹底する。
- i. 当社及びその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 企業集団における業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は経営管理本部が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、経営管理本部長を通じて、遅滞なく取締役会に報告する。
 - (b) 内部監査室部門の責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会に報告し、同時に監査役会へ報告する。各監査役は、取締役、部門長、従業員から必要に応じてヒアリングを実施する。
 - (c) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

ハ. リスク管理体制の整備の状況

「コンプライアンス規程」及び「リスクマネジメント基本規程」を制定し、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を構築いたします。

ニ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は以下の体制を整備することで、子会社の業務の適正を確保するよう努めております。

- a. 執行役員会を原則月1回開催し、当社の常勤取締役も出席することで、子会社の代表取締役社長や執行役員から子会社の経営状況について定期的に報告を受け、業務の適正を確保する。
- b. コンプライアンス・リスク委員会を四半期に1回開催し、当社の常勤取締役も出席することで、子会社の代表取締役社長や執行役員から子会社のコンプライアンス問題及びリスク懸念について定期的に報告を受け、リスクの顕在化を予防するとともに、リスクが顕在化した際の迅速かつ適切な措置を講じる体制を整備する。
- c. 当社の監査役は、子会社の内部統制システムが適切に整備されているかに留意し、必要に応じて法令等にて定める権限を行使し、子会社の調査等を行う。
- d. 内部監査室は、定期的又は臨時に子会社の内部監査を実施し、内部統制の整備を推進するとともに、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。

ホ. 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

a. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応規程」を定め、代表取締役社長以下、組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。

b. 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- (a) 「企業行動規範」において反社会的勢力に対する組織的な危機管理の徹底を宣言し、「反社会的勢力対応規程」において具体的な対応方針と対応方法を定めております。
- (b) 反社会的勢力の排除に関する最高責任者を代表取締役社長とし、実際の業務における対応部門を経営管理本部、対応責任者を経営管理本部長とするなど、反社会的勢力の排除に向けた社内体制を構築しております。
- (c) 役職員及びすべての取引先について、定期的に、外部関係機関を通じて過去の犯罪履歴データに基づいた反社会的勢力との関係性の確認を行っております。

(d)反社会的勢力からの不当要求を防止するため、契約書等に反社会的勢力の排除条項を挿入するほか、反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、公益社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会（特防連）、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

なお、2018年8月末付で役員及び従業員（パート社員含む）390名、取引先993件の調査を完了し、以降の新規入社者及び新規取引先についても同様の調査を実施し、事前に反社会的勢力との関係がないことを確認しております。また、2019年7月末に継続取引先306件について同様の調査を実施しており、今後についても毎年7月に調査を実施してまいります。

へ. 責任限定契約の内容の概要

当社と、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役並びに会計監査人は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役並びに会計監査人との間に、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができるしております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする旨定款に定められております。

なお、当社は当社定款の規定に基づき、社外取締役2名、社外監査役3名と責任限定契約を締結しております。

ト. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、また取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨をそれぞれ定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

チ. 取締役及び監査役並びに会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）並びに会計監査人（会計監査人であったものを含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任賠償限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役並びに会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

リ. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性7名 女性1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	
代表取締役社長 兼 グループCEO (最高経営責任者)	中道 康彰	1967年2月2日	1990年4月	(株)リクルート(現(株)リクルートホールディングス)入社	(注) 3	—
			2002年4月	(株)リクルートコンピュータパブリッシング(現(株)リクルートメディアコミュニケーションズ) 出向、同社関西事業部部長		
			2003年4月	(株)リクルートメディアコミュニケーションズ出向、同社関西事業部事業部長		
			2003年7月	同社HR事業部事業部長		
			2003年10月	同社転籍		
			2005年4月	同社執行役員		
			2010年4月	同社代表取締役社長 (株)リクルートホールディングス転籍		
			2012年10月	(株)リクルートコミュニケーションズ代表取締役社長		
			2013年4月	(株)リクルートキャリア転籍、同社執行役員新卒事業本部長		
			2016年7月	(株)ジョブダイレクト取締役 (株)エポック・ジャパン(現(株)家族葬のファミリー) 取締役COO		
2016年9月	同社 取締役副社長					
2017年6月	同社 代表取締役社長(現任)					
2017年6月	当社 代表取締役社長					
2018年4月	(株)花駒 代表取締役会長(現任)					
2018年11月	当社 代表取締役社長兼グループCEO(最高経営責任者)(現任)					

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役兼CFO (最高財務責任者)	関本 彰大	1964年 9 月 6 日	1990年10月 青山監査法人プライスウォーターハウス入所 1996年 3 月 公認会計士登録 1999年10月 (株)インプレスホールディングス 入社 2003年 6 月 同社取締役CFO 2004年 6 月 (株)近代科学社取締役 2005年 2 月 (株)編集工学研究所取締役 2005年 3 月 (株)メディカルトリビューン取締役 2006年 2 月 (株) Impress Comic Engine 取締役 2006年 9 月 インプレステクノロジー北京 董事 2006年11月 (株)山と溪谷社取締役 2007年 7 月 (株)インプレスホールディングス代表取締役CFO 2007年 9 月 (株)インプレスコミュニケーションズ (現(株)インプレス) 代表取締役社長 2007年 9 月 (株) Impress Watch(現(株)インプレス)代表取締役社長 2007年 9 月 (株)編集工学研究所代表取締役社長 2007年 9 月 (株)インプレスホールディングス代表取締役社長 2009年 4 月 (株)山と溪谷社代表取締役社長 2013年10月 (株)IAD代表取締役社長 2014年 7 月 (株) Impress Professional Works 代表取締役社長 2014年 7 月 (株)インプレス代表取締役社長 2016年 6 月 (株)インプレスホールディングス 相談役 2017年10月 (株)エポック・ジャパン (現(株)家族葬のファミリー) 取締役 (現任) 2017年12月 当社 取締役 2018年 4 月 (株)花駒 取締役 (現任) 2018年11月 当社取締役兼CFO(最高財務責任者) (現任)	(注) 3	—
取締役兼CSO (最高戦略責任者)	岡崎 仁美 (戸籍名： 田中 仁美)	1971年 1 月 30 日	1993年 4 月 (株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社 2002年10月 同社転職情報誌「ビーイング」関東版 副編集長 2004年 4 月 同社転職サイト「リクナビNEXT」編集長 2006年 4 月 同社首都圏HRカンパニー カンパニーオフィサー 2007年11月 同社就職サイト「リクナビ」編集長 2012年10月 (株)リクルートキャリア転籍 2013年 4 月 同社新卒事業本部事業企画部長兼「就職みらい研究所」所長 2018年 4 月 (株)バクトル入社 経営戦略本部長兼人財開発本部長 2018年 7 月 (株)スマートメディア取締役 (株)あしたのチーム取締役 2019年 3 月 当社 取締役兼CSO (最高戦略責任者) (現任) 2019年 3 月 (株)家族葬のファミリー取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	村上 大輔	1974年9月11日	2000年4月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社 2006年3月 (株)アドバンテッジパートナーズ 入社 2006年6月 MEIコンラックスホールディングスジャパン(株)監査役 2007年1月 (株)成城石井取締役 2007年3月 (株)日本コンラックス監査役 2007年3月 (株)レックス・ホールディングス 取締役 2010年3月 (株)レインズインターナショナル 取締役 2013年3月 (株)ザクティ監査役 2013年10月 (株)りらく 取締役 2014年12月 (株)AP37代表取締役 2015年12月 (株)エポック・ジャパン (現(株)家族葬のファミーユ) 取締役 (現任) 2017年6月 当社 取締役 (現任) 2018年1月 (株)アドバンテッジパートナーズ パートナー (現任)	(注) 3	—
取締役	松本 大輔	1974年3月4日	1997年4月 マッキンゼーアンドカンパニー インクジャパン入社 2005年7月 同アソシエート・プリンシパル 2007年10月 ブーズ・アンド・カンパニー(株) シニアエグゼクティブ・アドバイザー 2009年10月 ルートエフ・パートナーズ(株)設立 代表取締役 (現任) 2017年7月 (株)メガネスーパー取締役 (現任) 2017年8月 金融庁金融研究センター特別研究員 2017年11月 (株)ビジョナリーホールディングス取締役 (現任) 2019年7月 当社 取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	青木 実	1958年10月1日	1982年4月 野村証券㈱(現 野村ホールディングス㈱) 入社 2001年10月 同社 営業相談室長兼総務審理室長 2004年4月 同社 執行役 営業業務本部支店経営担当(東京)兼本店長 2008年10月 同社 執行役員 名古屋支店長 2009年4月 野村ビジネスサービス㈱ 執行役副社長 2011年4月 同社 取締役副社長 2013年4月 野村証券㈱ 顧問 2014年6月 ㈱野村総合研究所 常勤監査役 2018年6月 同社 理事 2019年6月 当社 常勤監査役(現任) 2019年6月 ㈱家族葬のファミリーユ 常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	柏原 智行	1972年9月19日	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 石井法律事務所 入所(現任) 2018年8月 当社 監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	寺田 芳彦	1971年1月30日	1993年4月 三菱信託銀行㈱(現 三菱UFJ信託銀行㈱)入社 2001年11月 KPMGピートマーウィック㈱入社 2002年9月 ㈱マスターズ・トラスト会計社 入社 2004年1月 ㈱ユナイテッド・パートナーズ会計事務所 取締役 2006年4月 トラスティーズ・コンサルティング有限責任事業組合組合員(現任) トラスティーズ・寺田松崎会計事務所 パートナー(現任) トラスティーズ・アドバイザー㈱ 代表取締役(現任) ㈱エムケイホーム 宅建主任従事者 2009年2月 パシフィックコマmercial㈱ 社外監査役 2019年8月 当社 監査役(現任)	(注) 4	—
計					—

- (注) 1. 取締役村上大輔及び取締役松本大輔は、社外取締役であります。
2. 監査役青木実、柏原智行及び寺田芳彦は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年8月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2019年8月26日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社の子会社である株式会社家族葬のファミリーユでは、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各支社の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は6名で、北海道支社長兼都市総合支社長宮本和信、千葉支社長高尾幸雄、愛知支社長都筑武文、熊本支社長内田一平、宮崎支社長萩原智秀、マーケティング本部長手塚厚で構成されています。

②社外役員の状況

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

a. 社外取締役の員数と当社の関係

当社の社外取締役は、村上大輔、松本大輔の2名であります。

村上大輔は、株式会社アドバンテッジパートナーズのパートナーを務めており、同社は運用受託するファンドを通じて、当社の発行済株式総数の全てを所有しております。当社は同社との間で、前記「第2 事業の状況 2事業等のリスク」に記載の通りアドバイザー業務委託契約を締結し、同社から経営上のアドバイスの提供を受けております。

松本大輔は、株式会社ビジョナリーホールディングスの取締役を務めており、経営コンサルタントとして企業経営に関する豊富な知識と経験も有していることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し選任しております。なお、当社と同社又は同氏との間で人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

b. 社外監査役の員数と当社の関係

当社の社外監査役は、青木実、柏原智行、寺田芳彦の3名であります。

青木実は、証券業界及び上場企業の監査役の経験を有しており、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知識と経験を、当社における監査に活かして頂けるものと判断し選任しております。同氏は、兼職状況はありません。なお、当社と同氏との間で人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

柏原智行は、石井法律事務所の弁護士として長年企業法務に携わっており、そこで得られた豊富な知識と経験を、当社における監査に活かして頂けるものと判断し選任しております。なお、当社と同所又は同氏との間で人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

寺田芳彦は、公認会計士として会計事務所のパートナーを務め、長年会計監査業務に携わっており、そこで得られた豊富な知識と経験を、当社における監査に活かして頂けるものと判断し選任しております。なお、当社と同所又は同氏との間で人的関係、資本的關係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じて内部監査室から適宜報告を受ける等の連携を図っております。

社外監査役は、会計監査人及び内部監査室から監査の方法と結果について報告を受ける他、適宜情報交換を行い相互の連携を図っております。またコンプライアンス・リスク委員会に出席し、委員長や委員からコンプライアンス・リスクの発生状況の報告を受け、コンプライアンス・リスクへの対応状況を把握しております。これらの活動を通じて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め、合理的及び効率的な監査に努めております。

(3) 【監査の状況】

①監査役監査の状況

当社グループにおける監査役監査は、いずれも社外監査役である監査役3名にて実施しております。監査役は、株主総会と取締役会に出席し、取締役、従業員及び会計監査人から報告を受け、法律上監査役に認められているその他の監査権限を行使しております。特に常勤監査役は、重要な会議への出席や事業場への往査を行うこと等により、実効性ある監査に取り組んでおります。また、当社グループにおける監査体制を強化するため、監査役会を設置して、各監査役との連携を図り、グループ全体のガバナンスを有効に機能させるための体制を整えております。更に、監査役の監査職務の遂行にあたっては、監査役と「業務監査」・「内部統制監査」の実施を行う内部監査部門等が緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。監査役は内部監査部門等より、内部統制システムに関する状況とその監査結果等について定例の報告を受けております。また、必要に応じ内部監査部門や会計監査人に調査を求めることもあります。

当社監査役のうち、社外監査役青木実は、証券業界において長年勤務した後、上場企業の監査役としての経験も有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

また、社外監査役寺田芳彦は、公認会計士として、国内外で長年にわたり企業会計の実務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

また、社外監査役柏原知行は、弁護士として、上場企業を含む多くの企業の法律事務に長年携わっており、財務及び会計並びに企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

②内部監査の状況

当社グループにおける内部監査は、内部監査室長1名にて実施しております。内部監査室においては、当社グループの業務全般について会計や業務の適正性等に関する内部監査を行っております。内部監査の実施にあたっては、前年度末までに監査方針案及び監査計画書案を立案し、代表取締役社長の承認を得ております。内部監査の結果は代表取締役社長に報告し、代表取締役社長からの改善指示を被監査部門責任者に通知し、改善指示書兼改善報告書の作成・報告について指示及びフォローアップを行っております。

また内部監査室長は、監査役会及び会計監査人と定期的に情報共有を行うなど連携を密にする他、コンプライアンス・リスク委員会での報告内容を把握し、コンプライアンス・リスクへの対応状況を把握することで、当社経営上の課題把握に努めております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
佐藤 健文	太陽有限責任監査法人
篠塚 伸一	太陽有限責任監査法人

(注) 継続監査年数はいずれも7年以下であるため記載を省略しております。

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他数名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会は、会計監査人の監査活動の体制とその独立性、監査品質並びにその報酬の妥当性などを確認して評価を行い、会計監査人の選任及び再任の是非を判断しております。当事業年度においてもこれらの要素を確認し、太陽有限責任監査法人の再任を決定しております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。上記の場合の他、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、2019年11月14日開催の監査役会で決議した「会計監査人選定・評価基準」に基づいて監査法人に対して評価を行っております。なお、当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人につきましては、独立性・専門性ともに問題はなく、当社の会計監査人として適切であると評価しております。

f. 会計監査人の業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	6,500	—	9,983	—
連結子会社	7,000	3,000	14,116	—
計	13,500	3,000	24,100	—

連結子会社における非監査業務の内容は、国際会計基準（IFRS）導入に関連した指導・助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

(a) 最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

(b) 最近連結会計年度

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(a) 最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

(b) 最近連結会計年度

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査役会が、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査の有効性と効率性に配慮されており、監査報酬の水準は適切と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬は、株主総会で決議された取締役の報酬総額に基づき、代表取締役社長が取締役会の一任を受け、業績に対する権限と責任の範囲を勘案し、個別にその額を決定しております。また監査役の報酬は、株主総会で決議された監査役の報酬総額に基づき、監査役会にて個別にその額を決議しております。

社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、「固定報酬」である基本報酬のほかに、業績への貢献度に応じて変動する「業績連動報酬」及び長期インセンティブとなる「譲渡制限付株式報酬」によって構成されております。業績連動報酬は業績向上に対するインセンティブとして有効に機能するよう、そのバランスに配慮するとともに、その水準は、同業あるいは同規模の他企業と比較するなどして、当社の業績に見合った水準を設定しております。

業績連動報酬は、業績指標として日本基準の連結EBITDA実績の対予算達成率を採用し、当該指標に連動させて決定しております。具体的な算定方法は各取締役が当社と締結した委任契約書に基づいており、実績が予算と等しい場合（対予算達成率100%）の報酬額を基準額とし、基準額に対予算達成率を乗じた額を業績連動報酬としております。なお、業績指標を日本基準の連結EBITDA実績の対予算達成率とした理由は、当社グループは連結キャッシュ・フローの最大化を重要な業績目標としており、連結キャッシュ・フローに近似した日本基準の連結EBITDAを業績管理の指標と定めているためであります。

当社グループの第2期連結会計年度における日本基準の連結EBITDA予算は1,130,000千円であり、実績の対予算達成率は97.8%でした。また、第3期連結会計年度における連結EBITDA予算は1,250,000千円であります。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定 報酬	業績連動 報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	79,556	67,710	11,846	4
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	3
社外監査役	10,200	10,200	—	3
合計	89,756	77,910	11,846	10

(注) 1. 上記の社外監査役3名のうち1名に対する報酬はありません。

2. 第2期連結会計年度においては、社外監査役1名を除いて子会社の株式会社家族葬のファミリーより役員報酬を支払っていましたが、第3期連結会計年度より全ての役員報酬を当社からの支払に変更しております。

3. 第2期連結会計年度における取締役(社外取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年8月27日開催の第1期定時株主総会決議により、年額150,000千円以内と定められております。取締役の報酬等の額の決定過程に関する取締役会の活動内容については、2018年8月27日開催の取締役会決議により代表取締役社長中道康彰に一任し報酬額を決定しております。

4. 第2期連結会計年度においては、監査役の報酬は監査役の就任を決議する株主総会にて個別にその額が定められております。第3期連結会計年度においては、監査役の報酬限度額は、2019年8月26日開催の第2回定時株主総会における決議により、年額50,000千円以内と定めております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式、及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び要約四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」(以下、「IAS第34号」という。)に準拠して作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当するため、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2017年6月1日から2018年5月31日まで)及び当連結会計年度(2018年6月1日から2019年5月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2017年6月1日から2018年5月31日まで)及び当事業年度(2018年6月1日から2019年5月31日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2019年9月1日から2019年11月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年6月1日から2019年11月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適切に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

- (1) 会計基準等の内容や変更等を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構の公表する会計基準等に係る情報を適時に取得するとともに、監査法人及び各種団体の主催する研修等への参加並びに会計専門誌の定期購読等により、専門知識の蓄積に努めております。
- (2) IFRSの適用については、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針を作成し、これに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結財務状態計算書】

(単位：千円)

	注記	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	8	869,787	477,802	696,823
営業債権及びその他の債権	9	150,836	138,990	159,323
棚卸資産	10	19,188	27,143	31,735
その他の流動資産	11	96,412	37,929	32,676
流動資産合計		<u>1,136,226</u>	<u>681,866</u>	<u>920,559</u>
非流動資産				
有形固定資産	12, 15	2,317,607	2,806,857	2,918,855
使用権資産	14	7,013,950	7,701,487	8,569,285
のれん	13, 15	3,431,603	3,625,667	3,625,667
無形資産	13	38,135	64,059	78,561
その他の金融資産	16	259,990	298,419	339,850
繰延税金資産	17	244,090	262,584	207,719
その他の非流動資産	11	16,804	16,209	17,002
非流動資産合計		<u>13,322,182</u>	<u>14,775,286</u>	<u>15,756,944</u>
資産合計		<u>14,458,408</u>	<u>15,457,152</u>	<u>16,677,503</u>

(単位：千円)

	注記	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
負債及び資本				
負債				
流動負債				
営業債務及びその他の債務	18	425,265	409,056	414,475
借入金	19	217,432	273,006	289,681
リース負債	14	466,692	545,512	619,607
未払法人所得税	17	—	197,120	49,267
その他の流動負債	22	371,548	353,337	303,928
流動負債合計		<u>1,480,938</u>	<u>1,778,033</u>	<u>1,676,960</u>
非流動負債				
借入金	19	3,883,830	3,610,823	3,670,318
リース負債	14	6,341,851	6,963,039	7,782,764
その他の金融負債	20	1,400	600	600
引当金	21	186,575	248,135	278,169
その他の非流動負債	22	4,824	—	—
非流動負債合計		<u>10,418,481</u>	<u>10,822,598</u>	<u>11,731,853</u>
負債合計		<u>11,899,419</u>	<u>12,600,632</u>	<u>13,408,813</u>
資本				
資本金	23	100,000	100,000	100,000
資本剰余金	23	3,166,335	2,526,019	2,526,019
利益剰余金	23	△722,331	211,348	617,794
その他の資本の構成要素	23,33	14,985	19,152	24,875
親会社の所有者に帰属する 持分合計		<u>2,558,989</u>	<u>2,856,520</u>	<u>3,268,689</u>
資本合計		<u>2,558,989</u>	<u>2,856,520</u>	<u>3,268,689</u>
負債及び資本合計		<u>14,458,408</u>	<u>15,457,152</u>	<u>16,677,503</u>

【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年11月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		696,823	730,760
営業債権及びその他の債権		159,323	173,628
棚卸資産		31,735	34,225
その他の流動資産		32,676	31,782
流動資産合計		920,559	970,397
非流動資産			
有形固定資産		2,918,855	3,049,070
使用権資産		8,569,285	8,727,421
のれん		3,625,667	3,625,667
無形資産		78,561	83,359
その他の金融資産	9	339,850	360,721
繰延税金資産		207,719	207,719
その他の非流動資産		17,002	15,601
非流動資産合計		15,756,944	16,069,561
資産合計		16,677,503	17,039,958

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年11月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
		414,475	429,314
		289,681	300,159
	9	619,607	654,989
		49,267	106,083
		303,928	309,871
		<u>1,676,960</u>	<u>1,800,418</u>
非流動負債			
	9	3,670,318	3,555,087
		7,782,764	7,927,275
		600	600
		278,169	290,594
		<u>11,731,853</u>	<u>11,773,557</u>
		<u>13,408,813</u>	<u>13,573,975</u>
資本			
		100,000	100,000
		2,526,019	2,526,019
		617,794	814,451
		24,875	25,511
		<u>3,268,689</u>	<u>3,465,982</u>
		<u>3,268,689</u>	<u>3,465,982</u>
		<u>16,677,503</u>	<u>17,039,958</u>

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
売上収益	25	6,417,226	7,193,505
売上原価		△3,889,878	△4,421,631
売上総利益		2,527,348	2,771,873
販売費及び一般管理費	27,28	△1,813,261	△1,949,472
その他の収益	26	6,636	7,444
その他の費用	29	△78,748	△16,657
営業利益		641,974	813,188
金融収益	30	9	8
金融費用	30	△176,361	△196,958
税引前当期利益		465,621	616,237
法人所得税費用	17	△172,257	△209,791
当期利益		293,364	406,446
当期利益の帰属			
親会社の所有者		293,364	406,446
当期利益		293,364	406,446
1株当たり当期利益	31		
基本的1株当たり当期利益(円)		86.43	119.75
希薄化後1株当たり当期利益(円)		85.96	118.70

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
当期利益		293,364	406,446
当期包括利益		<u>293,364</u>	<u>406,446</u>
当期包括利益の帰属 親会社の所有者		293,364	406,446
当期包括利益		<u>293,364</u>	<u>406,446</u>

【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
売上収益	7	3,441,853	3,829,072
売上原価		△2,149,225	△2,378,740
売上総利益		1,292,628	1,450,331
販売費及び一般管理費		△945,412	△1,069,042
その他の収益		1,866	3,850
その他の費用		△15,005	△4,430
営業利益		334,076	380,708
金融収益		4	243
金融費用		△90,655	△77,937
税引前四半期利益		243,424	303,014
法人所得税費用		△83,007	△106,358
四半期利益		160,416	196,656
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		160,416	196,656
四半期利益		160,416	196,656
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	8	47.26	57.94
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	8	46.94	57.36

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)
売上収益	7	1,749,389	1,920,614
売上原価		△1,080,911	△1,196,139
売上総利益		668,478	724,475
販売費及び一般管理費		△485,501	△553,775
その他の収益		1,060	2,680
その他の費用		△7,039	△3,278
営業利益		176,998	170,102
金融収益		0	57
金融費用		△45,470	△38,604
税引前四半期利益		131,527	131,554
法人所得税費用		△44,850	△46,175
四半期利益		86,676	85,378
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		86,676	85,378
四半期利益		86,676	85,378
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	8	25.54	25.15
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	8	25.36	24.90

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
四半期利益		160,416	196,656
四半期包括利益		<u>160,416</u>	<u>196,656</u>
四半期包括利益の帰属			
親会社の所有者		<u>160,416</u>	<u>196,656</u>
四半期包括利益		<u>160,416</u>	<u>196,656</u>

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)
四半期利益		86,676	85,378
四半期包括利益		<u>86,676</u>	<u>85,378</u>
四半期包括利益の帰属 親会社の所有者		<u>86,676</u>	<u>85,378</u>
四半期包括利益		<u>86,676</u>	<u>85,378</u>

③ 【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分							資本合計
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素		合計	
					新株予約権	合計		
2017年6月1日残高		100,000	3,166,335	△722,331	14,985	14,985	2,558,989	2,558,989
当期利益		—	—	293,364	—	—	293,364	293,364
その他の包括利益		—	—	—	—	—	—	—
当期包括利益		—	—	293,364	—	—	293,364	293,364
新株の発行	23	—	—	—	—	—	—	—
配当金	24	—	—	—	—	—	—	—
株式報酬	23, 33	—	—	—	4,166	4,166	4,166	4,166
利益剰余金への振替		—	△640,315	640,315	—	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	△640,315	640,315	4,166	4,166	4,166	4,166
2018年5月31日残高		100,000	2,526,019	211,348	19,152	19,152	2,856,520	2,856,520

当連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分							資本合計
	注記	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本の構成要素		合計	
					新株予約権	合計		
2018年6月1日残高		100,000	2,526,019	211,348	19,152	19,152	2,856,520	2,856,520
当期利益		—	—	406,446	—	—	406,446	406,446
その他の包括利益		—	—	—	—	—	—	—
当期包括利益		—	—	406,446	—	—	406,446	406,446
新株の発行	23	—	—	—	—	—	—	—
配当金	24	—	—	—	—	—	—	—
株式報酬	23, 33	—	—	—	5,722	5,722	5,722	5,722
所有者との取引額等合計		—	—	—	5,722	5,722	5,722	5,722
2019年5月31日残高		100,000	2,526,019	617,794	24,875	24,875	3,268,689	3,268,689

【要約四半期連結持分変動計算書】

前第2四半期連結累計期間(自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分							資本合計
	注記	その他の資本の構成要素					合計	
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	合計		
2018年6月1日残高		100,000	2,526,019	211,348	19,152	19,152	2,856,520	2,856,520
四半期利益		—	—	160,416	—	—	160,416	160,416
その他の包括利益		—	—	—	—	—	—	—
四半期包括利益		—	—	160,416	—	—	160,416	160,416
新株の発行		—	—	—	—	—	—	—
配当金	6	—	—	—	—	—	—	—
株式報酬		—	—	—	2,869	2,869	2,869	2,869
所有者との取引額等合計		—	—	—	2,869	2,869	2,869	2,869
2018年11月30日残高		100,000	2,526,019	371,765	22,021	22,021	3,019,806	3,019,806

当第2四半期連結累計期間(自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分							資本合計
	注記	その他の資本の構成要素					合計	
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	合計		
2019年6月1日残高		100,000	2,526,019	617,794	24,875	24,875	3,268,689	3,268,689
四半期利益		—	—	196,656	—	—	196,656	196,656
その他の包括利益		—	—	—	—	—	—	—
四半期包括利益		—	—	196,656	—	—	196,656	196,656
新株の発行		—	—	—	—	—	—	—
配当金	6	—	—	—	—	—	—	—
株式報酬		—	—	—	636	636	636	636
所有者との取引額等合計		—	—	—	636	636	636	636
2019年11月30日残高		100,000	2,526,019	814,451	25,511	25,511	3,465,982	3,465,982

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		465,621	616,237
減価償却費及び償却費		781,611	910,392
固定資産処分損益		60,859	13,917
金融収益及び金融費用		176,352	196,950
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		28,025	△20,333
棚卸資産の増減額 (△は増加)		△4,595	△4,591
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		△31,730	38,331
その他資産の増減額 (△は増加)		△46,820	△75,313
その他負債の増減額 (△は減少)		2,353	34,931
その他		2,995	△1,577
小計		1,434,673	1,708,945
利息及び配当金の受取額		9	6
利息の支払額		△158,260	△161,275
融資手数料の支払額		△9,836	△9,146
法人所得税の支払額		△2,044	△305,237
法人所得税の還付額		63,498	—
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,328,040	1,233,294
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		△403,398	△415,706
有形固定資産の売却による収入		3,107	80
無形資産の取得による支出		△82,367	△31,823
敷金保証金の差入による支出		△29,920	△42,632
敷金保証金の回収による収入		5,700	2,010
子会社株式取得による支出	7	△376,235	—
投資活動によるキャッシュ・フロー		△883,114	△488,072
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の借入による収入		—	100,000
短期借入金の返済による支出		—	△100,000
長期借入金の借入による収入		—	4,101,000
長期借入金の返済による支出	32	△345,000	△4,051,000
リース負債の返済による支出	32	△490,336	△576,201
新株予約権の発行による収入		2,625	—
新株予約権の買戻しによる支出		△4,200	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△836,911	△526,201
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額		△391,985	219,021
現金及び現金同等物の期首残高		869,787	477,802
現金及び現金同等物の期末残高	8	477,802	696,823

【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	243,424	303,014
減価償却費及び償却費	443,336	494,216
固定資産処分損益	13,520	2,401
金融収益及び金融費用	90,651	77,693
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	△16,169	△14,438
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△4,101	△2,489
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△21,967	15,471
その他資産の増減額 (△は増加)	△35,817	△6,796
その他負債の増減額 (△は減少)	8,262	18,626
その他	△6,167	△1,562
小計	714,973	886,136
利息及び配当金の受取額	4	3
利息の支払額	△81,934	△71,203
融資手数料の支払額	△4,743	—
法人所得税の支払額	△197,206	△49,434
営業活動によるキャッシュ・フロー	431,092	765,502
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△600	△500
有形固定資産の取得による支出	△202,860	△264,280
有形固定資産の売却による収入	50	86
無形資産の取得による支出	△15,334	△19,400
敷金保証金の差入による支出	△17,961	△23,622
敷金保証金の回収による収入	22	2,068
投資活動によるキャッシュ・フロー	△236,684	△305,648
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の借入による収入	100,000	—
長期借入金の借入による収入	86,000	—
長期借入金の返済による支出	△100,000	△110,000
リース負債の返済による支出	△280,116	△315,916
財務活動によるキャッシュ・フロー	△194,116	△425,916
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額	291	33,937
現金及び現金同等物の期首残高	477,802	696,823
現金及び現金同等物の四半期末残高	478,093	730,760

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社きずなホールディングス（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。登記上の本社の住所は東京都港区芝四丁目5番10号であります。当社の連結財務諸表は、2019年5月31日を期末日とする、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）の財務諸表により構成されております。

当社グループは直営ホールでの葬儀請負を中心とした葬儀施行業と、インターネットを活用したネット集客業を行っております。

当社は、2017年6月に株式会社エポック・ジャパン・ホールディングスとして設立された後、2018年6月に会社名を株式会社きずなホールディングスに変更しております。当社グループの変遷及び関係会社については、「第1 企業の概況 前文」及び「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」をご参照ください。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨及び初度適用に関する事項

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、IFRSに準拠して作成しております。当社グループは、2019年5月31日に終了する連結会計年度にIFRSを初めて適用し、IFRSへの移行日は2017年6月1日です。当社グループはIFRSへの移行にあたり、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（以下、「IFRS第1号」という。）を適用しております。また、IFRSへの移行が、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に与える影響は「38. 初度適用」に記載しております。

本連結財務諸表は2019年11月25日に、代表取締役社長兼グループCEO中道康彰及び取締役兼CFO関本彰大によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載する会計方針に基づいて作成されております。資産及び負債の残高は、別途記載がない限り、取得原価に基づいて測定しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円（千円単位、単位未満切捨て）で表示しております。

(4) 新基準の早期適用

当社グループはIFRS第16号「リース」（2016年1月公表、以下、IFRS第16号）を早期適用しております。

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表には、すべての子会社を含めており、子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループが次の各要素をすべて有している場合にのみ、投資先を支配していると考えております。

- ・投資先に対するパワー
- ・投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利
- ・投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力

当社グループによる支配の有無は、議決権又は類似の権利の状況や投資先に関する契約内容などにに基づき、総合的に判断しております。

子会社の収益及び費用は、子会社の取得日から連結財務諸表に含めております。

子会社の決算日は当社の決算日と一致しております。当社及び子会社は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を用いて作成しております。

当社グループ内の残高、取引高、収益及び費用は、重要性が乏しい場合を除き、全額を相殺消去しております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。

(2) 企業結合

企業結合は、取得法を用いて会計処理をしております。

取得対価は、当社グループが移転した資産、引き受けた負債及び発行した資本持分の取得日公正価値の合計額で測定しております。

IFRS第3号「企業結合」に基づく認識の要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、原則として、取得日の公正価値で測定しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識されます。

企業結合を達成するために発生した取得関連費用は、発生時に純損益として認識しております。

企業結合が発生した報告期間末日までに、企業結合の当初の会計処理が完了していない場合、当社グループは完了していない項目については暫定的な金額で報告しております。その後、新たに入手した支配獲得日時点に存在していた事実と状況について、支配獲得日時点に把握していたとしたら、企業結合処理の認識額に影響を与えていたと判断される場合、測定期間の修正として、その情報を反映し、支配獲得日に認識した暫定的な金額を遡及的に修正しております。なお、測定期間は支配獲得日から最長で1年間としております。

(3) 金融商品

① 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産については、当初認識時、公正価値に直接起因する取引コストを加算して測定し、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。償却原価で発生する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

② 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

①以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

③ 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大しているかどうか評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、債務者の財務状況の著しい悪化、債務者による支払不履行又は延滞等の契約違反等、金融資産が信用減損している客観的な証拠があり、当初認識以降の債務不履行の発生リスクが増大した際に、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際は、期日経過日数の他、合理的で裏付け可能な情報を考慮しております。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加していないと評価しております。

当社グループは、上記のような信用リスクが著しく増加している状況が更に悪化したと判断した場合に、債務不履行の可能性があると判定しております。

しかしながら、上記の基準に関わらず、法的に債権が消滅する場合など、金融資産の全部又は一部について回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接償却しております。

④ 金融資産の認識と認識中止

金融資産の認識については、営業債権及びその他の債権はこれらの発生日に、その他の金融資産は当社グループが契約の当事者となった時点（取引日）において認識しております。また、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転した時点で、当該金融資産の認識を中止しております。

⑤ 金融負債

金融負債は、すべて償却原価で測定する金融負債に分類しており、金融商品の契約の当事者になった時点（取引日）において認識しております。償却原価で測定する金融負債については、当初認識時、公正価値から直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。当初認識後は実効金利法を用いて償却原価で測定しており、利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

金融負債は、義務が履行されたか、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となった場合に認識を中止しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還期限の到来する短期投資からなっております。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額により測定しております。取得原価は、購入原価及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでおり、期末の在庫評価は先入先出法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した金額で算定しております。

(6) 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、購入価格（輸入関税及び還付されない取得税を含み、値引及び割戻しを控除後）、当該資産を意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態におくことに直接起因する費用及び適格要件を満たす資産の借入費用、並びに、当該資産項目の解体及び除去費用並びに敷地の原状回復費用が含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を見積耐用年数にわたって、主として定額法により償却しております。定額法を採用している理由は、これが資産によって生み出される将来の経済的便益の消費の想定パターンに最も近似していると考えられるためであります。主な有形固定資産の見積耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	2～45年
機械装置及び車両運搬具	2～15年
工具器具備品	2～20年

有形固定資産の残存価額と耐用年数は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

なお、耐用年数の変更があった場合には、会計上の見積りの変更として、将来に向かって適用されます。

(7) のれん及び無形資産

① のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりであります。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しており、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又はそのグループに配分しております。

減損については、「(9) 非金融資産の減損」に記載のとおりであります。

② 無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産は、当該無形資産の取得原価を取得日現在の公正価値で測定しております。

無形資産のうち、耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の見積耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しており、主な無形資産はソフトウェア（見積耐用年数 5年）及び施設利用権（見積耐用年数 15年）であります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却期間及び償却方法は各連結会計年度の末日には再検討を行い、必要に応じて見積りを変更しております。

(8) リース(当社グループが借手となるリース取引)

当社グループは、IFRS第16号「リース」を早期適用しております。

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループは、リース契約を締結した契約開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は契約開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時まで借り手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を供用開始日から原資産の耐用年数の終了時まで減価償却しております。これ以外の場合は、供用開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。

リース負債は、契約開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。財務費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり純損益において費用処理しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間に渡り定額法により費用認識しております。

(9) 非金融資産の減損

当社グループは、四半期ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無にかかわらず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を、貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割引いて算定した現在価値であります。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又はそのグループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又はそのグループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ事業セグメントよりも大きくはありません。

資金生成単位又はそのグループの減損損失は、最初に、当該資金生成単位又はそのグループに配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって、当該単位内のその他の資産に対して配分し、当該単位の資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

資産もしくは資金生成単位又はそのグループの回収可能価額が当該資産もしくは資金生成単位又はそのグループの帳簿価額を下回る場合には、減損損失を直ちに純損益として認識しております。

のれん以外の資産について過去に認識した減損損失は、報告日ごとにおいて、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の減価償却費及び償却額控除後の帳簿価額を上限として戻し入れます。

(10) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りにより、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は次のとおりであります。

(資産除去債務)

保有する有形固定資産に関し、法令、契約又はこれに準ずるもので当該有形固定資産の除却を要求される場合には、資産除去債務を認識しております。資産除去債務は、資産除去に要するキャッシュ・フローを合理的に見積り、それを将来キャッシュ・フローが発生する時点までの期間に対応した当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率で割り引いて測定しております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期末日後12ヶ月以内に支払われると見積られる従業員給付であります。短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識し、未払分を負債計上しております。当社グループにおける短期従業員給付には賞与及び有給休暇に係るものがあります。

累積型の有給休暇に関する従業員給付の予想コストは、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時に認識しております。また、当社グループは、累積型有給休暇の予想コストを、連結会計年度の末日現在で累積されている未使用の権利の結果として当社グループが支払うと見込まれる金額として測定しております。

なお、賞与については、過去に従業員から勤務を提供された結果、支払を行う法的又は推定的債務を有しており、かつ、当該債務について信頼性のある見積りが可能な場合に負債として認識しております。

(12) 資本

資本金及び資本剰余金

当社が発行する資本性金融商品は、発行価額を「資本金」及び「資本剰余金」に認識しております。また、その発行に直接起因する取引コストは「資本剰余金」から控除しております。

(13) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度を採用しております。

持分決済型の株式報酬(以下、ストック・オプション)は、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションや二項モデルなどを用いて算定しております。また、その後の情報により確定すると見込まれるストック・オプションの数が従前で見積りと異なることが示された場合には、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

(14) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除き、次の5ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。収益は顧客への財の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引・割戻し及び付加価値税等を控除後の金額で測定しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

履行義務の識別にあたっては、葬儀関連備品、供花、料理等の調達における当社グループの関与度合いによって、本人か代理人かの検討を行っております。当社グループの関与度合いが高い場合には、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務に該当し、本人として収益を対価の総額で連結損益計算書に表示しております。一方、当社グループの関与度合いが低い場合には、それらの財又はサービスが他の当事者によって提供されるように手配する履行義務に該当し、代理人として収益を手数料又は報酬の額もしくは対価の純額で連結損益計算書に表示しております。

当社グループにおいては、上記の5ステップアプローチに基づき、該当する履行義務は主に一時点で充足するものとなり、次のとおりとなります。

① 役務の提供

当社グループの役務の提供に関する収益としては、主に葬儀の売上収益及び仲介手数料収入があります。これらは、施行が完了した時に履行義務が充足し収益を認識しております。仲介手数料については、売上原価として会計処理していた費用を売上収益から控除しております。

通常、支払条件は、施行完了後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

② 物品の販売

当社グループにおいては仏壇・位牌等の製品の販売があります。これらは、得意先から顧客へ引渡等、支配が移転した際に収益を認識しております。

通常、支払条件は、引渡後14日以内の支払とされており、契約の重大な金融要素は含まれておりません。

また、履行義務が一時点で充足されないものについては、契約の履行義務の充足等に従い対価を受領しており、当該対価を収益として認識しております。当社グループでは、ロイヤルティ収入において履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約獲得の増分コスト又は契約を履行するためのコストについて、資産計上すべきものではありません。

(15) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

① 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものです。

② 繰延税金

繰延税金は、連結会計年度の末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに對する持分に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・子会社、関連会社に対する投資並びに共同支配の取決めに對する持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産及び繰延税金負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている法定税率に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予想される税率によって測定されます。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当社グループが当期税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

繰延税金資産の帳簿価額は各連結会計年度の末日現在で再検討しております。一部又は全部の繰延税金資産の便益を実現させるだけの十分な課税所得を稼得する可能性が高くなかった場合、繰延税金資産の帳簿価額をその範囲で減額しております。また、当該評価減額は、十分な課税所得を稼得する可能性が高くなった範囲で戻し入れております。

(16) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者(普通株主)に帰属する純損益を、各連結会計年度中の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化性潜在的普通株式による影響について調整して計算しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループは、連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

経営者が行った連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

- ・ 企業結合時における公正価値の測定(7. 企業結合)
- ・ 非金融資産の減損損失の使用価値の測定に用いた重要な仮定(13. のれん及び無形資産、15. 非金融資産の減損)
- ・ 繰延税金資産の回収可能性を判断する際に使用した将来の事業計画(17. 法人所得税)
- ・ 引当金の認識及び測定(21. 引当金)
- ・ 株式報酬取引の公正価値の測定(33. 株式報酬)

5. 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当連結会計年度において当社グループが早期適用していない主なものは、次のとおりであります。新しいIFRS適用による当社グループへの影響は検討中であり、現時点で見積ることはできません。

基準書	基準名	発効日 (以後開始年度)	当社グループの 適用時期	新設・改訂の概要
IFRIC第23号	法人所得税務処理に関する不確実性	2019年1月1日	2020年5月期	税務処理に関する不確実性がある状況における法人所得税の会計処理の明確化

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、葬儀事業のみを営んでおり、事業セグメントは葬儀事業単一となっております。

(2) 報告セグメントの情報

当社グループは葬儀事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

提供している製品及びサービス並びに収益の額については、「25. 売上収益」に記載のとおりであります。

(4) 地域に関する情報

①外部顧客からの売上収益

本邦の外部顧客への売上収益が当社グループの売上収益のほとんどを占めるため、記載を省略しております。

②非流動資産

本邦に所在している非流動資産の金額が連結財政状態計算書の非流動資産の金額のほとんどを占めるため、記載を省略しております。

(5) 主要顧客

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

7. 企業結合

前連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

① 企業結合の概要

(a) 被取得企業の名称及び説明

被取得企業の名称：株式会社花駒

被取得企業の事業の内容：京都地域における葬儀業

(b) 取得日

2018年4月13日

(c) 取得した議決権付資本持分の割合

取得日直前に所有していた議決権比率 0%

取得日に追加取得した議決権比率 100%

取得後の議決権比率 100%

(d) 企業結合の主な理由

当社グループによる企業結合時において、株式会社花駒はその100%子会社である株式会社メモリアルとともに京都府内に3ホール事業展開しておりました。当社グループにとっては、京都エリアでのサービス展開を拡大できると期待され、また、規模の経済性やノウハウの蓄積からコストを軽減することも期待されます。

(e) 被取得企業の支配を獲得した方法

当社の子会社である株式会社家族葬のファミリーユ（取得日時点の名称は、株式会社エポック・ジャパン）を通じた金銭による株式の取得

② 取得対価及びその内訳

		(単位：千円)
	対価	金額
現金		429,565
	合計	429,565

(注) 1. 当該企業結合に係る取得関連費用9,566千円を連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

③ 取得資産及び引受負債の公正価値、非支配持分及びのれん(注) 1

(単位：千円)

科目	金額
流動資産	
現金及び現金同等物	53,329
営業債権及びその他の債権(注) 2	16,179
その他	7,673
非流動資産	
有形固定資産及び使用権資産	568,464
その他	14,317
資産合計	659,964
流動負債	
	△ 62,604
非流動負債	
借入金及びリース負債	△ 339,797
その他	△ 22,060
負債合計	△ 424,462
資産及び負債合計 (純額)	235,501
非支配持分(注) 3	—
のれん(注) 4	194,063

- (注) 1. 取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産及び引き受けた負債に配分しております。
2. 取得した営業債権及びその他の債権(主に売掛金及び未収入金)の公正価値16,179千円について、契約金額の総額は16,244千円であり、回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローの支配獲得日現在の見積りは64千円です。
3. 議決権のある全株式を取得しており、非支配持分は発生しておりません。
4. のれんの構成要因は、主として営業活動の統合による相乗効果、規模の経済性、個別認識の要件を満たさない無形資産からなります。税務上損金に算入されることが見込まれる金額はありません。

④ 子会社の取得による支出

(単位：千円)

科目	金額
現金による取得対価	429,565
支配獲得時に被取得企業が保有していた現金及び現金同等物(注1)	△ 53,329
子会社の取得による現金支払額	376,235

(注1) 株式会社花駒が保有する満期1年超の定期積立金300千円も含めて記載しております。

⑤ 企業結合に係る取得日以降の損益情報

前連結会計年度の連結損益計算書に含まれる支配獲得日以降における内部取引消去前の取得事業の売上収益、当期利益については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

⑥ プロフォーマ情報

仮に株式会社花駒を前連結会計年度の期首時点で企業結合を行ったと仮定した場合のプロフォーマ情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

科目	金額
売上収益	6,819,704
当期利益	317,498

なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。また、当該情報は必ずしも将来起こりうるべき事象を示唆するものではありません。また、実際に出資が期首時点に行われた場合の当社グループの経営成績を示すものではありません。

当連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

該当事項はありません。

8. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
連結財政状態計算書における現金及び現金同等物	869,787	477,802	696,823
預入期間3ヶ月超の定期預金 (注1)	-	-	-
連結キャッシュ・フロー計算書 における現金及び現金同等物	869,787	477,802	696,823

(注1) 子会社の株式会社花駒による満期1年超の定期積立預金については、その他の資産に含めております。

9. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
売掛金	153,962	138,563	164,169
未収入金	—	6,129	264
貸倒引当金	△3,126	△5,702	△5,110
合計	150,836	138,990	159,323

(注) 1. 営業債権及びその他の債権は、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

(注) 2. 営業債権である売掛金に対して、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

10. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
商品	13,694	18,218	22,735
貯蔵品	5,493	8,925	8,999
合計	19,188	27,143	31,735

- (注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度において主に連結損益計算書の「売上原価」として費用認識された棚卸資産の金額は、それぞれ196,419千円、238,381千円です。
2. 前連結会計年度及び当連結会計年度において費用として認識した棚卸資産の評価減の金額はありません。
3. 負債の担保に供されている棚卸資産はありません。

11. その他の資産

その他の流動資産及びその他の非流動資産の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
その他の流動資産			
前払費用	27,428	25,658	29,121
未収還付法人税等	59,006	237	-
その他(注1)	9,977	12,034	3,555
合計	96,412	37,929	32,676

その他の非流動資産

長期前払費用(注2)	16,804	16,209	17,002
合計	16,804	16,209	17,002

(注1) その他は、移行日及び前連結会計年度において主に営業従事者が現金決済を求められることに備えた前払の立替金でしたが、当連結会計年度において当該制度の運用を変更したため、金額が減少しております。当連結会計年度におけるその他の主な内訳は、前払の立替金や顧客の火葬料の立替分等になります。

(注2) 長期前払費用は主に建設協力金に係る前払費用です。

12. 有形固定資産

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の増減は次のとおりであります。

取得原価

(単位：千円)

	建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	工具器具備品	土地	建設仮勘定	合計
移行日残高 (2017年6月1日)	2,914,953	58,528	376,070	530,351	33,691	3,913,596
個別取得	150,716	4,500	38,404	—	236,021	429,642
企業結合による取得	205,988	828	5,302	96,465	—	308,584
処分	△ 22,833	△ 8,749	△ 10,202	—	—	△ 41,785
建設仮勘定からの振替	228,751	—	4,984	—	△ 233,736	—
その他	11,282	177	—	—	△ 35,975	△ 24,515
前連結会計年度残高 (2018年5月31日)	3,488,859	55,284	414,560	626,816	—	4,585,521
個別取得	96,885	—	43,752	—	257,096	397,734
処分	△ 34,355	△ 10,749	△ 51,129	—	—	△ 96,234
建設仮勘定からの振替	185,420	—	5,704	—	△ 191,124	—
その他	1,421	△ 177	△ 7,805	—	△ 15,289	△ 21,851
当連結会計年度残高 (2019年5月31日)	3,738,231	44,358	405,082	626,816	50,682	4,865,170

減価償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	工具器具備品	土地	建設仮勘定	合計
移行日残高 (2017年6月1日)	△1,308,036	△49,400	△238,552	—	—	△1,595,989
減価償却費	△ 171,130	△ 4,715	△ 40,771	—	—	△ 216,618
減損損失	—	—	—	—	—	—
処分	16,595	8,572	8,953	—	—	34,120
その他	—	△ 177	—	—	—	△ 177
前連結会計年度残高 (2018年5月31日)	△1,462,572	△45,721	△270,370	—	—	△1,778,664
減価償却費	△ 202,304	△ 5,701	△ 49,498	—	—	△ 257,504
減損損失	—	—	—	—	—	—
処分	21,595	10,749	51,129	—	—	83,474
その他	△ 1,140	177	7,343	—	—	6,379
当連結会計年度残高 (2019年5月31日)	△1,644,422	△40,496	△261,396	—	—	△1,946,315

帳簿価額

(単位：千円)

	建物及び 構築物	機械装置及び 車両運搬具	工具器具備品	土地	建設仮勘定	合計
移行日残高残高 (2017年6月1日)	1,606,917	9,128	137,518	530,351	33,691	2,317,607
前連結会計年度残高 (2018年5月31日)	2,026,286	9,563	144,190	626,816	—	2,806,857
当連結会計年度残高 (2019年5月31日)	2,093,808	3,862	143,686	626,816	50,682	2,918,855

- 注) 1. 建設中の有形固定資産に関する金額は建設仮勘定として表示しております。
2. 所有権に対する制限がある有形固定資産及び負債の担保として抵当権が設定された有形固定資産は、建物及び土地があります。担保に供している建物の当連結会計年度末帳簿価額は1,096,004千円(2017年6月1日時点：880,801千円、2018年5月31日時点：1,053,417千円)、担保に供している土地の当連結会計年度末帳簿価額は626,816千円(2017年6月1日時点：530,351千円、2018年5月31日時点：626,816千円)となります。
3. 減価償却費は連結損益計算書の「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」に含めております。
4. 減損損失の内容については、「15. 非金融資産の減損」に記載しておりますが、前連結会計年度及び当連結会計年度においては、減損損失を認識しておりません。

13. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の取得原価、償却累計額及び減損損失累計額、帳簿価額の増減は次のとおりであります。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、自己創設無形資産はありません。

① 取得原価

(単位：千円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	
移行日 (2017年6月1日)残高	3,801,222	44,099	6,108	3,496	3,854,927
取得	—	8,913	89,331	699	98,945
企業結合による取得	194,063	—	—	23	194,087
処分	—	△ 6,996	△ 53,436	—	△ 60,432
ソフトウェア仮勘定 からの振替	—	34,717	△ 34,717	—	—
その他	—	—	△ 7,097	—	△ 7,097
前連結会計年度 (2018年5月31日)残高	3,995,286	80,733	189	4,219	4,080,428
取得	—	2,084	32,454	—	34,538
処分	—	△ 2,991	—	—	△ 2,991
ソフトウェア仮勘定 からの振替	—	27,820	△ 27,820	—	—
その他	—	—	△ 2,414	—	△ 2,414
当連結会計年度 (2019年5月31日)残高	3,995,286	107,647	2,408	4,219	4,109,561

② 償却累計額及び減損損失累計額

(単位：千円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	
移行日 (2017年6月1日)残高	△369,618	△14,749	—	△819	△385,187
償却費	—	△ 10,409	—	△ 125	△ 10,534
減損損失	—	—	—	—	—
処分	—	5,020	—	—	5,020
その他	—	—	—	—	—
前連結会計年度 (2018年5月31日)残高	△369,618	△20,138	—	△944	△390,701
償却費	—	△ 17,465	—	△ 155	△ 17,621
減損損失	—	—	—	—	—
処分	—	2,991	—	—	2,991
その他	—	—	—	—	—
当連結会計年度 (2019年5月31日)残高	△369,618	△34,612	—	△1,100	△405,331

③ 帳簿価額

(単位：千円)

	のれん	無形資産			合計
		ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	
移行日 (2017年6月1日)残高	3,431,603	29,349	6,108	2,677	3,469,739
前連結会計年度 (2018年5月31日)残高	3,625,667	60,595	189	3,274	3,689,727
当連結会計年度 (2019年5月31日)残高	3,625,667	73,034	2,408	3,118	3,704,229

- (注) 1. 所有権に対する制限がある無形資産及び負債の担保として抵当権が設定された無形資産はありません。
 2. 無形資産の償却費は、連結損益計算書の「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」に含めております。
 3. 前連結会計年度及び当連結会計年度における減損損失の内容については「15. 非金融資産の減損」をご参照ください。移行日における、減損損失については「38. 初度適用」をご参照ください。

(2) 資金生成単位又はそのグループへののれんの配分額

企業結合で生じたのれんは、企業結合のシナジーから便益が生じると期待される資金生成単位又はそのグループに配分しております。資金生成単位又はそのグループへ配分したのれんの帳簿価額は、「15. 非金融資産の減損」とおおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

14. リース

(1) リースに係る費用、収益、キャッシュ・フロー

リースに係る費用、収益、キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
使用権資産の種類別の減価償却費		
不動産を原資産とするもの	524,035	593,243
機械装置及び車両運搬具を原資産とするもの	23,238	30,352
工具器具備品を原資産とするもの	627	1,220
計	547,901	624,816
リース負債に係る金利費用(注)	100,567	108,008
短期リースに係る費用	3,597	2,302
少額資産のリースに係る費用	2,275	2,357
リース負債の測定に含めていない変動リース料 に係る費用	—	—
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計 額	590,649	682,354

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における、リース負債に適用している当社グループの追加借入利率の加重平均は、いずれも1.4%となります。

(2) 使用権資産の帳簿価額

使用権資産の帳簿価額の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	不動産を 原資産とするもの	機械装置及び 車両運搬具を 原資産とするもの	工具器具備品を 原資産とするもの	合計
移行日残高 (2017年6月1日)	6,937,949	71,782	4,218	7,013,950
前連結会計年度残高 (2018年5月31日)	7,618,232	78,816	4,438	7,701,487
当連結会計年度残高 (2019年5月31日)	8,474,660	89,567	5,057	8,569,285

使用権資産の増加は前連結会計年度1,236,699千円（不動産を原資産とするもの1,202,102千円、機械装置及び車両運搬具を原資産とするもの33,749千円、工具器具備品を原資産とするもの847千円）、当連結会計年度1,553,022千円（不動産を原資産とするもの1,509,510千円、機械装置及び車両運搬具を原資産とするもの41,103千円、工具器具備品を原資産とするもの2,409千円）です。

(3) リース活動の性質

当社グループは、主として不動産を原資産とするリース契約（建物及びその敷地、建物等の用に供される土地、並びに土地のみ）、機械装置、車両運搬具、工具器具備品の他、短期間の備品や少額の備品に関するリース契約を締結しております。賃貸借契約はリース対象資産によって異なり、不動産を原資産とするリースの場合は2年から52年、機械装置、車両運搬具、工具器具備品の場合は1年から8年までの固定期間で締結されております。リース契約は個別に交渉され、幅広い異なる契約条件を含んでおります。リース契約はいかなる財務制限条項も課されておきませんが、リース資産は借入目的の担保として使用することはできません。

なお、短期リースとは、リース期間が12ヶ月以内のリースであります。また、少額資産は少額のIT機器及び少額の事務所備品等の資産で構成されます。

(4) 潜在的に晒されている将来キャッシュ・アウトフローのうちリース負債の測定に反映されていないもの

①変動リース料について

当社グループのリース契約は全て定額のリース料を支払うことになっており、売上高に連動してリース料の支払いが求められるなど変動リース料が設定されている契約はございません。

②延長オプション及び解約オプション

延長オプション及び解約オプションは、当社グループの不動産リースの多くの契約に含まれております。これらの条件は、契約管理の観点から運用上の柔軟性を最大化するために使用されます。保有している大半の延長オプション及び解約オプションは、当社グループによってのみ行使可能、もしくは当社グループの同意が必要であり、貸手単独では行使できないものとなっております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、延長オプション及び解約オプションの行使の影響を反映させるためにリース期間を改訂したことによる財務上の影響はありません。

③残価保証

当社グループは、リース契約に関して残価保証を提供していません。

(5) リース負債についての満期分析

リース負債についての流動性リスクに基づく満期分析は、「34. 金融商品」をご参照ください。

15. 非金融資産の減損

(1) 資金生成単位

当社グループは、各資産のグルーピングについて、経営管理上の事業区分である支社をキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位としております。

のれんについては、企業結合のシナジーから将来の超過収益力が生じると期待される資金生成単位又はそのグループに配分しております。当連結会計年度末における当社グループののれん及び、のれんを配分する資金生成単位又はそのグループは、以下のとおりであります。

①2015年11月に株式会社AP51が旧株式会社エポック・ジャパンを企業結合した時に認識したのれん

直営主体の事業展開をするホール事業（家族葬のファミリー）及び委託モデルを主体として展開する非ホール事業へ配分されております。

②2016年11月に株式会社ファミリーを企業結合した時に認識したのれん

直営モデル主体の事業展開をしているホール事業（ファミリー愛知支社）へ配分されております。

③2018年4月に株式会社花駒を企業結合した時に認識したのれん

直営モデル主体の事業展開をしているホール事業（花駒）へ配分されております。

(2) 減損損失

当社グループは、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識しております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、減損損失は認識されておられません。

(3) のれんの減損テスト

のれんが配分されている資金生成単位又はそのグループについては毎期、更に減損の兆候がある場合には都度、減損テストを行っております。資金生成単位又はそのグループに配分されたのれんの帳簿価額が重要なものは次のとおりであります。

(単位：千円)				
報告セグメント	資金生成単位 又はそのグループ	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
- (注)	ホール事業（家族葬のファミリー）	2,974,369	2,974,369	2,974,369
- (注)	ホール事業（ファミリー愛知支社）	394,615	394,615	394,615
- (注)	ホール事業（花駒）	—	194,063	194,063
- (注)	非ホール事業	62,618	62,618	62,618
	合計	3,431,603	3,625,667	3,625,667

(注) 当社グループは葬儀葬祭事業の単一セグメントであります。

各資金生成単位又はそのグループののれんの回収可能価額は使用価値により測定しております。

使用価値は、経営者により承認された3年間の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの現在価値に、事業の継続価値を加味して算定しております。事業計画のうち、使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、葬儀件数・葬儀単価・マージンであります。これらの仮定は、過去実績、将来の需給見通し、Web閲覧者数やホール来館者数の増加のための営業関連施策の取組み等を反映しております。なお、キャッシュ・フローの見積りにおいて、経営者が承認した3年間の予測を超える期間におけるキャッシュ・フローについては各期とも成長率をゼロとして事業の継続価値を算定しております。

当連結会計年度の使用価値の算定に使用した割引率は、税引前加重平均資本コストを採用し、8.1%（移行日：6.3%、前連結会計年度：6.9%）と算定しております。税引前加重平均資本コストは、類似企業の資本構成・当社の借入利率・CAPMに基づく株主資本コストを用いて算定しております。

当連結会計年度における回収可能価額は、資金生成単位又はそのグループの総資産から負債を除いた事業価値の帳簿価額を大幅に上回っていることから、減損テストに用いた主要な仮定が合理的な範囲で変更されたとしても、当該資金生成単位又はそのグループの回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと考えております。

16. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
出資金(注) 1	—	10	10
破産債権等(注) 1、3	7,806	6,563	12,266
差入保証金(注) 1	25,955	40,028	37,857
敷金(注) 1	234,035	258,381	301,983
貸倒引当金(注) 2	△7,806	△6,563	△ 12,266
合計	259,990	298,419	339,850
非流動資産	259,990	298,419	339,850

(注) 1. 償却原価で測定する金融資産に分類しております。

(注) 2. 当社グループは、営業債権である売掛金に対して、常に全期間の予想損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

(注) 3. 破産債権等は、滞留期間が1年超の売掛金であります。

17. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の原因別の内訳及び増減内容

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳及び増減内容は、次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

（単位：千円）

	移行日 (2017年6月1日)	純損益を通じて 認識	企業結合 (注) 1	前連結会計年度 (2018年5月31日)
繰延税金資産				
未払賞与等	47,092	△ 4,578	661	43,175
未払有給休暇	18,998	4,047	454	23,500
未払事業税	571	16,894		17,466
有形固定資産	7,422	△ 531		6,890
資産除去債務	22,787	3,566		26,354
使用権資産	—	20,001		20,001
資産調整勘定	175,301	△ 44,017		131,284
無形資産	—	18,275		18,275
その他	10,475	408	525	11,408
小計	282,649	14,066	1,640	298,356
繰延税金負債				
有形固定資産	△ 28,665	11,452	△ 11,300	△ 28,512
借入に関する取引コスト	△ 9,893	2,634		△ 7,259
小計	△ 38,558	14,087	△ 11,300	△ 35,772
純額	244,090	28,153	△ 9,659	262,584

当連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

（単位：千円）

	当連結会計年度 期首 (2018年6月1日)	純損益を通じて 認識	企業結合 (注) 1	当連結会計年度 (2019年5月31日)
繰延税金資産				
未払賞与等	43,175	△ 17,341		25,833
未払有給休暇	23,500	79		23,579
未払事業税	17,466	△ 12,709		4,756
有形固定資産	6,890	△ 481		6,409
資産除去債務	26,354	4,690		31,044
使用権資産	20,001	17,340		37,342
資産調整勘定	131,284	△ 42,737		88,546
無形資産	18,275	△ 18,275		—
その他	11,408	△ 93		11,314
小計	298,356	△ 69,528	—	228,827
繰延税金負債				
有形固定資産	△ 28,512	21,241		△ 7,271
借入に関する取引コスト	△ 7,259	△ 6,577		△ 13,836
小計	△ 35,772	14,664	—	△ 21,108
純額	262,584	△ 54,864	—	207,719

(注) 1. 「企業結合」による増加は、主に株式会社花駒を子会社化したことによるものです。当該企業結合取引の内容は、「7. 企業結合」をご参照ください。

2. 当社グループは、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異又は繰越欠損金の一部又は全部が将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しております。前連結会計年度又は当連結会計年度に損失を認識した子会社のうち、繰延税金負債を超過する繰延税金資産を認識した子会社はありません。これは、損失が発生した子会社を消滅企業として吸収合併しており、当該存続会社が将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとの判断に基づいております。

(2) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異等

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
将来減算一時差異	187,232	194,776	187,648
繰越欠損金	—	—	—
合計	187,232	194,776	187,648

(3) 法人所得税費用の内訳

法人所得税費用の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
当期税金費用	△ 200,410	△ 154,926
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	30,712	△ 56,531
繰延税金資産の回収可能性の評価	△ 2,559	1,666
繰延税金費用合計	28,153	△ 54,864
法人所得税費用合計	△ 172,257	△ 209,791

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の当期税金費用において、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除又は過去の期間の一時差異から生じた便益の額等は含まれておりません。

(4) 法定実効税率と平均実際負担税率との調整

法定実効税率と平均実際負担税率との調整は、次のとおりであります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
	%	%
法定実効税率(注)	34.8	34.6
繰延税金資産の回収可能性の評価による影響	0.6	△ 0.4
永久に損金算入されない項目	0.5	0.3
税額控除	△ 0.0	△ 0.5
均等割	1.3	1.1
軽減税率適用による影響	△ 0.3	△ 0.4
その他	0.1	△ 0.6
平均実際負担税率	37.0	34.0

当社グループは、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は前連結会計年度においては34.8%、当連結会計年度以降においては34.6%となっております。

18. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
買掛金	214,225	224,166	249,959
未払金	211,040	184,889	164,516
合計	425,265	409,056	414,475

(注) 営業債務及びその他の債務は償却原価で測定する金融負債に分類しております。

19. 借入金

(1) 内訳

借入金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)	平均利率	返済期限
1年以内返済予定の 長期借入金	217,432	273,006	289,681	0.56%	—
長期借入金 (1年以内返済予定を除く)	3,883,830	3,610,823	3,670,318	0.69%	2021年～ 2024年
合計	4,101,262	3,883,830	3,960,000		

- (注) 1. 借入金は償却原価で測定する金融負債に分類しております。債務不履行の借入金はありません。
 2. 借入金の期日別残高については、「34. 金融商品」をご参照ください。
 3. 平均利率については、借入金の当連結会計年度の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 4. 前連結会計年度末における借入金は、主に株式会社みずほ銀行を貸付人兼エージェントとする金銭消費貸借契約となります。
 5. 当連結会計年度末における借入金は、すべて株式会社みずほ銀行を貸付人兼エージェントとする金銭消費貸借契約となります。

(2) 担保資産

一部の長期債務及び償還期長期債務の一般的な契約条項として、銀行の要請がある場合には現在及び将来の負債に対し担保差入及び債務保証をすること、並びに銀行は返済期日において又は債務不履行が生じた場合に、債務を預金と相殺する権利を有していることが規定されております。

担保に供している資産及び対応する債務は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
担保に供している資産			
その他の金融資産	7,319	20,705	20,975
建物	880,801	1,053,417	1,096,004
土地	530,351	626,816	626,816
合計	1,418,472	1,700,940	1,743,796
対応する債務			
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	4,101,262	3,883,830	3,960,000
合計	4,101,262	3,883,830	3,960,000

(3) 主な財務コベナント

主な財務コベナントの内容は以下のとおりであります。これに抵触した場合、借入先の要求に基づき、借入金を一括返済する可能性があります。なお、これに抵触する事象は生じておりません。

- ・2019年11月期以降の各中間期末（直近12ヶ月）及び2019年5月期以降の各決算期末における連結EBITDAを1,300,000千円以上に維持すること。
- ・2019年5月期以降の各決算期末における連結損益計算書の税引前損益が赤字となった場合、その直後に到来する決算期末における連結損益計算書の税引前損益を黒字とすること。
- ・2019年5月期以降の各決算期末における連結財政状態計算書の資本合計金額を、直前の各決算期末における連結財政状態計算書の資本合計金額の75%以上に維持すること。

20. その他の金融負債

その他の金融負債の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
受入保証	1,400	600	600
合計	1,400	600	600
非流動負債	1,400	600	600

21. 引当金

引当金の内訳及び増減内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	資産除去債務	合計
移行日(2017年6月1日)残高	186,575	186,575
企業結合による増加	12,191	12,191
期中増加額	49,682	49,682
期中減少額(目的使用)	△ 1,011	△ 1,011
期中減少額(戻入れ)	—	—
割引計算の期間利息費用	697	697
前連結会計年度 (2018年5月31日)残高	248,135	248,135
期中増加額	30,899	30,899
期中減少額(目的使用)	△ 1,658	△ 1,658
期中減少額(戻入れ)	—	—
割引計算の期間利息費用	792	792
当連結会計年度 (2019年5月31日)残高	278,169	278,169

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	当連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
流動負債	—	—	—
非流動負債	186,575	248,135	278,169
合計	186,575	248,135	278,169

資産除去債務の説明は、「3. 重要な会計方針 (10) 引当金」に記載しており、内容は主に土地及び土地付建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務となります。当該資産除去債務に関する支出は、土地や建物の賃借期間終了後に生じるため、長期にわたって生じる見込みですが、本質的に予測が難しく経営計画の影響を受ける可能性があります。

22. その他の負債

その他の流動負債及びその他の非流動負債の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
未払費用	220,672	213,772	157,199
預り金	25,930	24,749	21,988
未払消費税等	69,025	44,996	53,744
未払有給休暇	54,578	67,589	69,131
その他	6,165	2,229	1,864
合計	376,372	353,337	303,928
流動負債	371,548	353,337	303,928
非流動負債	4,824	—	—

23. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式数(全額払込済み)に関する事項

授権株式数及び発行済株式数の増減は、次のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2017年 6月 1日 至 2018年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 6月 1日 至 2019年 5月 31日)
授権株式数		
普通株式	10,000,000	10,000,000
発行済株式数		
期首残高	3,394,235	3,394,235
期中増加	—	—
期中減少	—	—
期末残高	3,394,235	3,394,235

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面普通株式です。

(2) 自己株式に関する事項

当社は自己株式を所有しておりません。

(3) 各種剰余金の内容及び目的

① 資本剰余金

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

② 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当により減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された当社の会計帳簿上の利益剰余金の金額に基づいて算定されております。

③ その他の資本の構成要素

当社のその他の資本の構成要素は新株予約権により構成されております。当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき新株予約権を発行しております。なお、契約条件及び金額は、「33. 株式報酬」に記載しております。

24. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

該当事項はありません。

配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものはありません。

25. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループの売上収益の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 6月 1日 至 2018年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 6月 1日 至 2019年 5月 31日)
主要な製品、サービス		
葬儀売上	5,895,487	6,662,690
仲介手数料収入	376,889	427,329
その他のサービス	144,849	103,486
合計	6,417,226	7,193,505
収益認識時点		
一時点で充足	6,391,441	7,181,865
一定の期間にわたり充足	25,785	11,640
合計	6,417,226	7,193,505
顧客との契約から認識した収益	6,417,226	7,193,505
その他の源泉から認識した収益	—	—

(注) 当社グループは単一セグメントであり、本邦の外部顧客への売上収益が当社グループの売上収益のほとんどを占めております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年 6月 1日)	前連結会計年度 (2018年 5月 31日)	当連結会計年度 (2019年 5月 31日)
顧客との契約から生じた債権			
売掛金	150,836	132,861	159,059
合計	150,836	132,861	159,059

26. その他の収益

その他の収益の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年 6月 1日 至 2018年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2018年 6月 1日 至 2019年 5月 31日)
有形固定資産の売却益	2,687	95
共済代理店手数料収入	453	2,739
災害保険金収入	324	1,206
人形供養参加料	971	1,120
その他	2,200	2,283
合計	6,636	7,444

27. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
従業員給付費用	616,721	620,167
広告宣伝費及び販売促進費	646,559	729,422
支払手数料	111,517	106,510
役員報酬等	110,580	116,489
減価償却費及び償却費	75,780	113,661
旅費交通費	52,344	42,343
その他	199,758	220,877
合計	1,813,261	1,949,472

28. 人件費

人件費の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
給与及び賞与	1,095,213	1,250,071
法定福利費	147,320	172,352
役員報酬及び役員賞与	82,017	110,766
株式報酬費用(注)	5,741	5,722
福利厚生費	38,230	44,278
役員退職金	22,821	—
合計	1,391,344	1,583,192
売上原価として計上	664,043	846,535
販売費及び一般管理費として計上	727,301	736,656
合計	1,391,344	1,583,192

(注) 「33. 株式報酬」に記載のとおりであります。

29. その他の費用

その他の費用の内訳は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
ソフトウェア仮勘定取崩損	53,436	—
有形固定資産の除売却損	10,110	14,013
訴訟案件和解費用	12,000	—
その他	3,201	2,643
合計	78,748	16,657

30. 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳は、次のとおりであります。

(1) 金融収益

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	9	7
受取配当金		
償却原価で測定する金融資産	—	0
合計	9	8

(2) 金融費用

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	158,957	162,067
融資手数料		
償却原価で測定する金融負債	17,403	34,891
合計	176,361	196,958

31. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	293,364	406,446
普通株式の期中平均株数 (株)	3,394,235	3,394,235
希薄化効果のあるストック・オプション (株)	18,750	30,000
希薄化考慮後普通株式の期中平均株式数 (株)	3,412,985	3,424,235
基本的1株当たり当期利益 (円)	86.43	119.75
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	85.96	118.70
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり当期利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数25,000個)	新株予約権1種類 (新株予約権の数7,050個)

(注) 1. 自己新株予約権60,000個は、上記表から除いて計算しております。

2. 当連結会計年度の期末日後、連結財務諸表の承認日までの期間において、発行済普通株式数又は潜在的普通株式数を大きく変動させる取引はありません。

32. キャッシュ・フロー情報

(1) 財務活動に係る負債の調整表

財務活動に係る負債の調整表は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

	6月1日 帳簿価額	キャッシュ・ フロー	企業結合 による増加	非資金取引 による増加	5月31日 帳簿価額
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	4,101,262	△ 345,000	120,000	7,567	3,883,830
リース負債	6,808,543	△ 490,336	245,402	944,942	7,508,552
合計	10,909,805	△ 835,336	365,402	952,510	11,392,382

当連結会計年度（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

	6月1日 帳簿価額	キャッシュ・ フロー	企業結合 による増加	非資金取引 による増加	5月31日 帳簿価額
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	3,883,830	50,000	-	26,169	3,960,000
リース負債	7,508,552	△ 576,201	-	1,470,022	8,402,372
合計	11,392,382	△ 526,201	-	1,496,191	12,362,372

(2) 重要な非資金取引

重要な非資金取引の内容は、次のとおりであります。

(単位：千円)

種類	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
使用権資産の取得	976,819	1,553,022

33. 株式報酬

(1) 株式報酬制度の概要

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブ制度として、持分決済型の株式報酬制度(以下、ストック・オプション制度)を採用しております。

当社グループは、2016年12月16日及び2017年12月25日において取締役に対してストック・オプションとして新株予約権を有償で付与しております。また、2019年5月31日において取締役及び従業員に対して新株予約権を無償で付与しております。ストック・オプションの行使期間は、割当契約に定められた期間であり、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効します。また、権利確定日までに対象者が当社を退職する場合も、当該オプションは失効します。但し、任期満了による退任等、新株予約権割当契約で認められた場合は、この限りではありません。

当社のストック・オプション制度は、持分決済型株式報酬として会計処理しており、前連結会計年度及び当連結会計年度の持分決済型株式報酬取引に関する費用は、それぞれ5,741千円及び5,722千円であります。

第1回ストック・オプションは、株式会社エポック・ジャパンが同社の役員に対して発行したストック・オプションのうち、株式会社エポック・ジャパンが株式移転により当社を設立した日(2017年6月1日)現在、行使又は消却されていないストック・オプションに係る義務を、株式会社エポック・ジャパンから当社が承継したものであります。

(2) 株式報酬契約

当連結会計年度に存在する株式報酬契約は、次のとおりであります。

種類	経営者向けストック・オプション制度 (第1回新株予約権)	経営者向けストック・オプション制度 (第2回新株予約権)	幹部社員向けストック・オプション制度 (第3回新株予約権)
付与日	2016年12月16日	2017年12月25日	2019年5月31日
付与数(株)	50,000	25,000	7,050
権利行使期間	10年	10年	7年
決済方法	持分決済	持分決済	持分決済
権利確定条件	(注) 1	(注) 1	(注) 2

(注) 1. 既存株主の第三者への当社株式譲渡及び目標EBITDAの達成等の諸条件の達成により、権利行使可能となります。付与日以降、対象者が自己都合等により退職する場合は、当該オプションは失効します。

2. 勤務条件の達成により、権利行使可能となります。付与日以降、対象者が自己都合等により退職する場合は、当該オプションは失効します。

(3) スtock・オプションの数及び加重平均行使価格

期中に付与されたStock・オプションの数量及び加重平均行使価格は、次のとおりであります。Stock・オプションの数量については、株式数に換算して記載しております。

	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)		当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	
	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)	オプション数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	110,000	1,000	135,000	1,111
付与	25,000	1,600	7,050	2,000
行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
満期消滅	—	—	—	—
期末未行使残高	135,000	1,111	142,050	1,155
期末行使可能残高	—	—	—	—

- (注) 1. 期中に行使されたStock・オプションはありません。
 2. 期末時点で残存している発行済みのオプションの行使価格は前連結会計年度1,000円～1,600円、当連結会計年度1,000円～2,000円であり、加重平均残存契約年数は前連結会計年度9年、当連結会計年度8年です。
 3. 前連結会計年度において、自己新株予約権60,000個を取得しております。前連結会計年度及び当連結会計年度の期末未行使残高には、自己新株予約権60,000個が含まれております。

(4) 付与されたStock・オプションの公正価値及び公正価値の見積方法

Stock・オプション1単位の公正価値の見積りはモンテカルロ・シミュレーションモデルにより計算しております。このモデルにインプットされた条件は、次のとおりであります。

	経営者向けStock・ オプション制度 (第1回新株予約権)	経営者向けStock・ オプション制度 (第2回新株予約権)	幹部社員向けStock・ オプション制度 (第3回新株予約権)
公正価値(円)	281	433	542
加重平均株価(円)	1,000	1,600	2,000
行使価格(円)	1,000	1,600	2,000
予想ボラティリティ	22.52%	21.71%	22.09%
オプションの残存期間	10年	10年	10年
予想配当	行われぬ	行われぬ	行われぬ
リスクフリー利子率	0.06%	0.05%	-0.08%

経営者向けStock・オプション制度の公正価値の見積りは、業績達成要件が付されており、権利確定日時点で、経営者が全オプションを行使すると仮定しております。過去のボラティリティは当グループの類似上場企業の株価数値を参考にしております。

34. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、適切な資本比率を維持し株主価値を最大化するため、適切な配当金の決定、自己株式の取得、新株予約権の付与、他人資本又は自己資本による資金調達を実施します。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、次のとおりであります。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
有利子負債	10,909,805	11,392,382	12,362,372
控除：現金及び現金同等物	869,787	477,802	696,823
純有利子負債	10,040,017	10,914,579	11,665,548
自己資本額	2,544,003	2,837,368	3,243,814
自己資本比率(%)	17.6	18.4	19.5

有利子負債：借入金及びリース負債の合計

自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計（新株予約権を除く）

自己資本比率：自己資本額／負債及び資本合計

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。なお、当社グループはデリバティブ取引は行っておりません。

① 信用リスク

(a) 信用リスクの管理

当社グループは、与信管理規程に従い、主に営業債権及び貸付金について、営業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、管理部門は営業部門の設定した与信限度等を定期的にモニタリングしております。なお、特定の取引先について重要な信用リスクのエクスポージャーはなく、特段の管理を有する信用リスクの過度の集中はありません。

当社グループは土地の所有者が店舗を建設しその物件を賃借するにあたって建設協力金(その他の金融資産)を差し入れる場合があります。建設協力金は、店舗の賃借期間にわたって回収するため、回収期間は長期(最大32年)にわたります。但し、店舗に賃借権を設定することにより、所有者が経営破たんにより変更となった場合でも破綻以前と同様の条件で店舗を賃借することが可能であるため、建設協力金に係る回収リスクは限定的と考えております。

差入保証金は、土地及び建物の所有者に対してその土地及び建物を賃借するために差し入れた敷金・保証金であり、土地及び建物の賃貸借期間終了時において再契約しない場合に回収するため、回収期間は長期(最大34年)に渡ります。そのため当社グループは、土地及び建物の所有者の信用状況の悪化や経営破たんにより、敷金・保証金が回収不能となる信用リスクに晒されております。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

(b) 貸倒引当金の増減

当社グループでは、重要な金融要素を含んでいない営業債権である売掛金に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しており、営業債権以外の金融資産については、信用損失を認識しておりません。

貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

営業債権（売掛金）に対する貸倒引当金

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
期首	3,126	5,702
当期繰入	5,637	5,110
目的使用	—	—
戻入（目的外使用）	△3,126	△ 5,702
企業結合による増加	64	—
期末残高	5,702	5,110

営業債権（破産債権等）に対する貸倒引当金

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
期首	7,806	6,563
当期繰入	1,286	6,482
目的使用	—	△ 80
戻入（目的外使用）	△ 2,529	△ 700
期末残高	6,563	12,266

(c) 信用リスク・エクスポージャー

営業債権の期日別分析は次のとおりであります。営業債権以外の金融資産については、重要な期日経過はなく、重要な信用リスク・エクスポージャーを有するものはありません。

	(単位：千円)		
期日経過	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
期日経過前及び3ヶ月以内	151,746	130,503	157,476
3ヶ月超1年以内	2,216	8,059	6,693
1年超	7,806	6,563	12,266
合計	161,769	145,127	176,435

② 流動性リスク

(a) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金の集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、流動性リスクを管理しております。

(b) 流動性リスクに関する定量的情報

金融負債の期日別残高は、次のとおりであります。

移行日(2017年6月1日)

(単位：千円)

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ 金融負債								
営業債務及びその他の債務	425,265	425,265	425,265	—	—	—	—	—
借入金	4,101,262	4,130,000	225,000	280,000	335,000	390,000	2,900,000	—
リース負債	6,808,543	7,741,675	559,000	557,046	527,748	520,510	511,408	5,065,962
その他の金融負債	1,400	1,400	800	—	—	—	—	600
合計	11,336,471	12,298,340	1,210,065	837,046	862,747	910,510	3,411,408	5,066,562

前連結会計年度(2018年5月31日)

(単位：千円)

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ 金融負債								
営業債務及びその他の債務	409,056	409,056	409,056	—	—	—	—	—
借入金	3,883,830	3,905,000	280,000	335,000	390,000	2,900,000	—	—
リース負債	7,508,552	8,504,873	647,129	615,541	607,104	597,100	573,361	5,464,635
その他の金融負債	600	600	—	—	—	—	—	600
合計	11,802,038	12,819,529	1,336,185	950,541	997,104	3,497,100	573,361	5,465,235

当連結会計年度(2019年5月31日)

(単位：千円)

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ 金融負債								
営業債務及びその他の債務	414,475	414,475	414,475	—	—	—	—	—
借入金	3,960,000	4,000,000	300,000	350,000	400,000	450,000	2,500,000	—
リース負債	8,402,372	9,443,627	731,460	725,724	712,272	688,533	614,699	5,970,936
その他の金融負債	600	600	—	—	—	—	—	600
合計	12,777,447	13,858,703	1,445,936	1,075,724	1,112,272	1,138,533	3,114,699	5,971,536

③ 市場リスク

(a) 市場リスクの管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入費用に大きく影響いたします。これは、当社グループの借入金が変動金利による借入金であるためです。当社グループは市場金利の動向にあわせて借入条件を適時に見直すことにより金利変動リスクの低減を図っております。

(b) 金利リスク感応度分析

当社グループの借入金金利は変動金利であるため、市場金利の変動リスクに晒されております。前連結会計年度及び当連結会計年度において、その他すべての変数が一定であることを前提として、期末日における金利が1.0%上昇した場合における連結損益計算書の「税引前利益」への影響額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

項目	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
税引前当期利益への影響額	△ 41,300	△ 39,050

(3) 金融商品の公正価値

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のように分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

① 公正価値で測定する金融商品

移行日(2017年6月1日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(2018年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2019年5月31日)

該当事項はありません。

② 償却原価で測定する金融商品

連結財政状態計算書において公正価値で測定しないものの、公正価値の開示が要求される資産及び負債は次のとおりであります。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値と近似している場合には、開示を省略しております。(注1)

移行日(2017年6月1日)

(単位：千円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産	259,990	—	259,990	—	259,990
長期借入金(注2)	4,101,262	—	4,130,000	—	4,130,000
合計	4,361,252	—	4,389,990	—	4,389,990

前連結会計年度(2018年5月31日)

(単位：千円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産	298,409	—	298,409	—	298,409
長期借入金(注2)	3,883,830	—	3,905,000	—	3,905,000
合計	4,182,240	—	4,203,409	—	4,203,409

当連結会計年度(2019年5月31日)

(単位：千円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産	339,850	—	339,850	—	339,850
長期借入金(注2)	3,960,000	—	4,000,000	—	4,000,000
合計	4,299,850	—	4,339,850	—	4,339,850

(注1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は短期決済され、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上記の表には含めておりません。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(公正価値の算定方法)

(a) その他の金融資産

主として敷金及び差入保証金により構成されております。公正価値については、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じた国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(b) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

35. 関連当事者取引

(1) 関連当事者との取引

当社グループと関連当事者との間の取引及び債権債務の残高は、次のとおりであります。なお、当社グループの子会社は、当社の関連当事者ですが、子会社との取引は連結財務諸表上消去されているため、開示の対象に含めておりません。子会社及び関連会社については、「第一部 企業情報 第1 企業の概況、4 関係会社の状況」に記載しております。

移行日(2017年6月1日)

重要な残高はありません。

前連結会計年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

(単位：千円)

種類	名称	関連当事者 関係の内容	関連当事者との 取引の内容	取引金額	未決済残高
取締役	進藤 浩康	取締役	退任に伴うストック・オプション買戻し(注1)	2,100	—
取締役	星野 昌宏	取締役	退任に伴うストック・オプション買戻し(注1)	2,100	—

(注) 1. 第1回新株予約権発行要領及び退任取締役との間で締結された合意書の条件にて、取締役会決議に基づき処理しております。

当連結会計年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

重要な取引はありません。

(2) 主要な経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は次のとおりであります。

(単位：千円)

種類	前連結会計年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)		当連結会計年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)	
	報酬及び賞与	82,017		110,766
株式報酬(注2)	5,741		5,722	
役員退職金	22,821		—	
合計	110,580		116,489	

(注) 2. 株式報酬の権利行使価格等については「33. 株式報酬」に記載のとおりであります。

(3) 親会社に関する情報

当社の親会社は投資事業有限責任組合アドバンテッジパートナーズV号(Advantage Partners(H.K.) Limitedが株式会社アドバンテッジパートナーズを通じて間接的にサービスを提供するファンド)であり、Advantage Partners(H.K.) Limitedが当社の最終支配当事者であります。当社は、最終支配当事者との間で、新規株式公開時又は支配株主異動時にアドバイザー報酬を支払う契約を締結しております。

なお、当社の親会社及び最終支配当事者は公表用の連結財務諸表は作成しておりません。

(4) 親会社へのアドバイザー業務委託料の支払

新株式会社エポック・ジャパンと最終支配当事者であるAdvantage Partners(H.K.) Limitedは、2017年3月1日付でアドバイザー業務委託契約を締結しており、当社設立時に当社がその権利義務を承継しております。

主な契約内容は以下のとおりであります。

①契約の相手先

Advantage Partners(H.K.) Limited

②委託業務の内容

- (1) 資本政策及び新規株式公開準備に係る契約、立案及び推進に関するアドバイス
- (2) 前号に係る、事業戦略及び事業計画の策定に関するアドバイス
- (3) 前2号に係る、投資家候補への説明資料その他必要書類の作成、投資家候補によるデュー・デリジェンスへの対応及び投資家候補との各種交渉に係るアドバイス
- (4) その他各号に付随する業務

③報酬額

- (1) 甲（当社）が新規株式公開を行う前にAPファンドが甲の株式を譲渡した場合であって、譲渡後のAPファンドが保有する甲の株式の保有比率が50%超となる場合
(譲渡株価を基に算出した甲の100%株式価値＋譲渡時の甲の有利子負債－譲渡時の甲の現預金) × 2% × APファンドの株式譲渡割合
- (2) 甲が新規株式公開を行う前にAPファンドが甲の株式を譲渡した場合であって、譲渡後のAPファンドが保有する甲の株式の保有比率が50%以下となる場合
(譲渡株価を基に算出した甲の100%株式価値＋譲渡時の甲の有利子負債－譲渡時の甲の現預金) × 2% － (1) の金額の合計額
- (3) 甲が新規株式公開を行った場合
250百万円－(1) の金額の合計額

④報酬額の支払時期

APファンドが甲の株式を譲渡した日（新規株式公開を行った場合にはその日）

36. コミットメント及び偶発事象

(1) 資産の取得に係るコミットメント

資産の取得に関するコミットメントは下記のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
有形固定資産	55,538	55,833	75,243
無形資産	42,590	8,190	45,276

(2) 当座貸越、貸出コミットメント並びに設備投資用ファシリティ

前連結会計年度以前において、当社の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関とコミットメント契約を締結しておりました。また、設備投資資金需要に機動的に対応するため金融機関と設備投資用ファシリティ契約を締結しておりました。なお、当連結会計年度末においては、上記契約を解消しております。

当連結会計年度において、当社は当座貸越契約を締結しております。

当座貸越、コミットメントライン並びにファシリティに係る総額と借入実行残高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
当座貸越限度額	—	—	500,000
借入実行残高	—	—	—
差引額	—	—	500,000

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
貸出コミットメントラインの総額	500,000	500,000	—
借入実行残高	—	—	—
差引額	500,000	500,000	—

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)	前連結会計年度 (2018年5月31日)	当連結会計年度 (2019年5月31日)
設備投資用ファシリティの総額	400,000	400,000	—
借入実行残高	—	—	—
差引額	400,000	400,000	—

37. 後発事象

該当事項はありません。

38. 初度適用

当社グループは、当連結会計年度からIFRSに準拠した連結財務諸表を開示しております。我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準(以下、日本基準)に準拠して作成された直近の連結財務諸表は2019年5月31日に終了する連結会計年度に関するものであり、IFRSへの移行日は2017年6月1日です。

(1) 遡及適用に対する免除規定

IFRS第1号は、IFRSを初めて適用する企業に対して、原則として遡及的にIFRSを適用することを求めております。但し、一部について例外を認めており、当社グループが採用した免除規定は次のとおりであります。

① 企業結合

移行日より前に行われた企業結合については、IFRS第3号「企業結合」を適用しておりません。

② リース

移行日より前に行われた取引については、IFRS第16号「リース」を遡及適用しておりません。

IFRS第1号の強制的な例外規定

例外的に遡及適用が禁止され、IFRS移行日から将来に向かって適用される項目があります。当該例外規定のうち、当社グループに該当する項目は、次のとおりであります。

・会計上の見積り

IFRSによる財務諸表の作成において行った会計上の見積りについては、日本基準による財務諸表の作成時点における見積りと首尾一貫したものとするため、その後に入手した新たな情報に基づく見積りの修正を反映していません。

(2) 調整表

日本基準からIFRSへの移行が、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響は、次のとおりであります。なお、調整表の「表示組替」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼさない項目を、「認識及び測定の違い」には利益剰余金及び包括利益に影響を及ぼす項目を含めて表示しております。

① IFRS移行日(2017年6月1日)の資本に対する調整

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	869,787			869,787		現金及び現金同等物
売掛金	153,962	△ 3,126		150,836	(1)	営業債権及びその他の債権
商品	13,694	8,012	△ 2,518	19,188	(2)	棚卸資産
貯蔵品	8,012	△ 8,012		—	(2)	
前払費用	76,961	△ 76,961		—	(3)	
繰延税金資産	49,674	△ 49,674		—	(4)	
未収入金	—			—	(1)	
その他	53,452	76,961	△ 34,000	96,412	(3)	その他の流動資産
貸倒引当金	△ 3,126	3,126		—	(1)	
流動資産合計	1,222,420	△ 49,674	△ 36,519	1,136,226		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産		2,285,802	31,805	2,317,607	(5) (15)	有形固定資産
建物及び構築物	1,594,169	△ 1,594,169		—	(5)	
機械装置及び車両運搬具	7,866	△ 7,866		—	(5)	
工具器具備品	119,723	△ 119,723		—	(5)	
建設仮勘定	33,691	△ 33,691		—	(5)	
土地	530,351	△ 530,351		—	(5)	
リース資産	64,209		6,949,741	7,013,950	(6) (15)	使用権資産
無形固定資産						
のれん	3,525,531		△ 93,927	3,431,603	(7)	のれん
ソフトウェア	29,349	8,742	43	38,135	(8)	無形資産
ソフトウェア仮勘定	6,108	△ 6,108		—	(8)	
その他	2,634	△ 2,634		—	(8)	
投資その他の資産						
破産更生債権等	7,806	△ 7,806		—	(9)	
敷金及び保証金等	276,048	—	△ 16,058	259,990	(9) (10)	その他の金融資産
長期前払費用	74,166		△ 57,361	16,804	(10)	その他の非流動資産
繰延税金資産	201,721	49,674	△ 7,305	244,090	(4)	繰延税金資産
貸倒引当金	△ 7,806	7,806		—	(10)	
固定資産合計	6,465,572	49,674	6,806,935	13,322,182		非流動資産合計
資産合計	7,687,992	—	6,770,416	14,458,408		資産合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
						負債
流動負債						流動負債
買掛金	214,225	211,040		425,265	(11)	営業債務及び その他の債務
1年以内返済予定の 長期借入金	225,000		△ 7,567	217,432	(12)	借入金
リース債務	7,994		458,697	466,692	(13)	リース負債
未払金	211,040	△ 211,040		—	(11)	
未払費用	190,818	△ 190,818		—	(14)	
未払法人税等	—			—		
未払消費税等	69,025	△ 69,025		—	(14)	
その他	27,271	259,843	84,432	371,548	(3) (14)	その他の流動負債
流動負債合計	945,375	—	535,562	1,480,938		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	3,905,000		△ 21,169	3,883,830	(12)	借入金
リース債務	56,419		6,285,431	6,341,851	(13)	リース負債
資産除去債務	141,253		45,321	186,575	(15)	引当金
その他	6,224	△ 4,824		1,400	(16)	その他の金融負債
		4,824		4,824	(16)	その他の非流動負債
固定負債合計	4,108,897	—	6,309,583	10,418,481		非流動負債合計
負債合計	5,054,273	—	6,845,146	11,899,419		負債合計
純資産の部						資本
資本金	100,000			100,000		資本金
資本剰余金	3,166,335			3,166,335		資本剰余金
利益剰余金	△ 640,315		△ 82,015	△ 722,331	(17)	利益剰余金
新株予約権	7,700		7,285	14,985	(18)	その他の資本の構成 要素
純資産合計	2,633,719	—	△ 74,730	2,558,989		資本合計
負債純資産合計	7,687,992	—	6,770,416	14,458,408		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記（2017年6月1日）

調整に関する主な内容は以下のとおりであります。

(1) 営業債権及びその他の債権計上額の振替

・表示組替

日本基準では売掛金153,962千円を掲記しておりましたが、IFRSでは営業債権及びその他の債権（流動）に振替えて表示し、貸倒引当金（流動）3,126千円を営業債権及びその他の債権から直接控除して純額で表示しております。

(2) 棚卸資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準では区分掲記していた商品13,694千円及び貯蔵品8,012千円を、IFRSでは棚卸資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSの適用に伴う認識・測定によって、広告宣伝に関する貯蔵品が2,518千円減少しております。

(3) その他の流動資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準では、区分掲記していた前払費用76,961千円を、IFRSではその他の流動資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSでは、前払の不動産賃借費用についてリース会計に基づき測定した結果、その他の流動資産が50,228千円減少しております。また、IFRSでは、差入保証金及び敷金を償却原価で測定した結果、その他の流動資産が695千円増加しております。加えて、IFRSでは、未収還付税金と相殺されている住民税均等割についてその他の流動負債として認識した結果、その他の流動資産が15,532千円増加しております。

(4) 繰延税金資産及び繰延税金負債計上額の振替・調整、繰延税金資産計上額の検討

・表示組替

日本基準では繰延税金資産及び繰延税金負債をそれぞれ流動項目と固定項目に区分しておりましたが、IFRSでは繰延税金資産及び繰延税金負債の純額49,674千円について繰延税金資産（非流動資産）へと振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSの適用に伴う認識・測定によって、繰延税金資産の純額が7,305千円減少しております。

(5) 有形固定資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準において、区分掲記していた建物及び構築物1,594,169千円、機械装置及び車両運搬具7,866千円、工具器具備品119,723千円、建設仮勘定33,691千円、土地530,351千円を、IFRSでは有形固定資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

日本基準において、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について主として定率法を採用しております。IFRSでは定額法を採用し取得時点から遡及して有形固定資産を測定している他、(15)に記載のとおり建物に関する資産除去債務の影響の結果、31,805千円増加しております。

(6) 使用权資産の調整

・認識・測定の差異

日本基準において、賃貸借契約に該当する土地付建物及び車両運搬具等についてオペレーティング・リース取引として処理しております。IFRSでは使用权資産として測定している他、(15)に記載のとおり使用权資産に関する資産除去債務の影響の結果、6,949,741千円（建物及び構築物6,873,740千円、機械装置及び車両運搬具76,001千円）増加しております。

(7) のれんの調整

・認識・測定の差異

日本基準において、のれんを償却しておりましたが、IFRSでは移行日以降は非償却となっております。IFRS移行日において一部の部門にてのれんの減損損失を計上したため、のれんが93,927千円減少しております。

(8) 無形資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準において、区分掲記していたソフトウェア29,349千円、ソフトウェア仮勘定6,108千円、その他の無形資産2,634千円を、IFRSでは無形資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

無形固定資産のうち施設利用権の減価償却方法について、定率法から定額法へと変更したため43千円増加しております。

(9) その他の金融資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準において区分掲記していた破産更生債権7,806千円及び敷金及び保証金276,048千円を、IFRSではその他の金融資産（非流動）に振替えて表示し、貸倒引当金（非流動）7,806千円をその他の金融資産（非流動）から直接控除して純額で表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSにおいて、敷金及び保証金を償却原価で測定した結果、その他の金融資産（非流動）の金額が16,058千円減少しております。

(10) その他の流動資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準では区分掲記していた長期前払費用74,166千円を、IFRSではその他の非流動資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSでは、前払の不動産賃借費用についてリース会計に基づき測定した結果、その他の非流動資産が72,725千円減少しております。また、差入保証金及び敷金を償却原価で測定した結果、その他の非流動資産が15,363千円増加しております。

(11) 営業債務及びその他の債務計上額の振替

・表示組替

日本基準において区分掲記していた買掛金214,225千円、未払金211,040千円を、IFRSでは営業債務及びその他の債務に振替えて表示しております。

(12) 借入金計上額の調整

・認識・測定の差異

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する取引コストについて発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは、実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理するため、借入金（流動）が7,567千円、借入金（非流動）が21,169千円減少しております。

(13) リース負債の調整

・認識・測定の差異

日本基準において、賃貸借契約に該当する土地付建物及び車両運搬具等についてオペレーティング・リース取引として処理しておりますが、IFRSではリース負債を認識したため短期リース負債が458,697千円（建物及び構築物437,283千円、機械装置及び車両運搬具21,413千円）、長期リース負債が6,285,431千円（建物及び構築物6,230,844千円、機械装置及び車両運搬具54,587千円）増加しております。

(14) その他の流動負債計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準では区分掲記していた未払費用190,818千円及び未払消費税等69,025千円について、IFRSではその他の流動負債に振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

日本基準では会計処理が求められていない未消化の有給休暇を、IFRSではその他の流動負債として54,578千円計上しております。その他の流動負債に振替えられた未払費用は、IFRSでは(3)の影響により15,532千円、租税公課を賦課時点において費用認識した影響により14,322千円増加しております。

(15) 資産除去債務の振替・調整

・表示組替

日本基準において、資産除去債務として141,253千円を計上していましたが、IFRSでは引当金として表示しております。

・認識・測定の差異

日本基準において認識していた資産除去債務について、IFRSでは每期割引率を見直す等の影響により45,321千円増加しております。

(16) その他の非流動負債計上額の振替

・表示組替

日本基準において、その他負債（固定）として区分していなかった項目について、IFRSではその他の金融負債（非流動）及びその他の非流動負債に振替えて表示しております。その他の金融負債（非流動）については、受入保証が1,400千円振替えられた一方で、その他の非流動負債については、役員退職引当金4,824千円が振替えられております。

(17) 利益剰余金に対する調整

・認識・測定の差異

利益剰余金の認識、測定の差異の主な項目は以下のとおりであります。なお、以下の金額は、関連する税効果を調整した金額であります。

(単位：千円)

	移行日 (2017年6月1日)
棚卸資産のうち広告宣伝用貯蔵品の影響 (2)	△1,642
有形固定資産減価償却方法の影響 (5)	58,994
リース会計の影響 (6)	133
のれんの減損の影響 (7)	△93,927
金融負債の取引コストの影響 (12)	18,844
未払有給休暇の影響 (14)	△35,579
租税公課の賦課による影響 (14)	△9,336
資産除去債務の再測定による影響 (15)	△12,216
株式報酬の影響 (18)	△7,285
合計	△82,015

(18) その他の資本の構成要素の振替・調整

・表示組替

日本基準において、新株予約権として7,700千円を計上しておりましたが、IFRSではその他の資本の構成要素として表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSでは業績条件付新株予約権について、業績条件を加味し株式報酬費用に付随し新株予約権を追加的に認識する必要があるため、新株予約権が7,285千円増加しております。

② 前連結会計年度末(2018年5月31日)の資本に対する調整

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
資産の部						資産
流動資産						流動資産
現金及び預金	477,802			477,802		現金及び現金同等物
売掛金	138,563	427		138,990	(1)	営業債権及び その他の債権
商品	18,218	11,731	△ 2,806	27,143	(2)	棚卸資産
貯蔵品	11,731	△ 11,731		—	(2)	
前払費用	81,371	△ 81,371		—	(3)	
繰延税金資産	84,068	△ 84,068		—	(4)	
未収入金	6,129	△ 6,129		—	(1)	
その他	12,271	81,371	△ 55,713	37,929	(3)	その他の流動資産
貸倒引当金	△ 5,702	5,702		—	(1)	
流動資産合計	824,454	△ 84,068	△ 58,519	681,866		流動資産合計
固定資産						非流動資産
有形固定資産		2,841,475	△ 34,618	2,806,857	(5) (16)	有形固定資産
建物及び構築物	2,093,587	△ 2,093,587		—	(5)	
機械装置及び 車両運搬具	4,780	△ 4,780		—	(5)	
工具器具備品	116,290	△ 116,290		—	(5)	
建設仮勘定	—			—	(5)	
土地	626,816	△ 626,816		—	(5)	
リース資産	225,546		7,475,941	7,701,487	(6) (16)	使用权資産
無形固定資産						
のれん	3,445,265		180,402	3,625,667	(7)	のれん
ソフトウェア	60,595	3,422	40	64,059	(8)	無形資産
ソフトウェア 仮勘定	189	△ 189		—	(8)	
その他	3,233	△ 3,233		—	(8)	
投資その他の資産						
破産更生債権等	6,563	△ 6,563		—	(9)	
敷金及び保証金等	314,366		△ 15,946	298,419	(9) (10)	その他の金融資産
長期前払費用	73,985		△ 57,776	16,209	(10)	その他の非流動資産
繰延税金資産	146,513	84,068	32,001	262,584	(4)	繰延税金資産
貸倒引当金	△ 6,563	6,563		—	(10)	
固定資産合計	7,111,171	84,068	7,580,046	14,775,286		非流動資産合計
資産合計	7,935,626	—	7,521,526	15,457,152		資産合計

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の違い	IFRS	注記	IFRS表示科目
負債の部						負債及び資本
						負債
流動負債						流動負債
買掛金	224,166	184,889		409,056	(11)	営業債務及び その他の債務
1年以内返済予定の 長期借入金	280,000		△ 6,993	273,006	(12)	借入金
リース債務	20,737		524,775	545,512	(13)	リース負債
未払金	184,889	△ 184,889		—	(11)	
未払費用	180,776	△ 180,776		—	(14)	
未払法人税等	215,213		△ 18,092	197,120	(15)	未払法人所得税
未払消費税等	44,996	△ 44,996		—	(14)	
その他	26,979	225,772	100,585	353,337	(14)	その他の流動負債
流動負債合計	1,177,758	—	600,274	1,778,033		流動負債合計
固定負債						非流動負債
長期借入金	3,625,000		△ 14,176	3,610,823	(12)	借入金
リース債務	205,812		6,757,226	6,963,039	(13)	リース負債
資産除去債務	190,475		57,660	248,135	(16)	引当金
その他	600			600	(17)	その他の金融負債
固定負債合計	4,021,887	—	6,800,710	10,822,598		非流動負債合計
負債合計	5,199,646	—	7,400,985	12,600,632		負債合計
純資産の部						資本
資本金	100,000			100,000		資本金
資本剰余金	2,526,019			2,526,019		資本剰余金
利益剰余金	103,835		107,513	211,348	(18)	利益剰余金
新株予約権	6,125		13,027	19,152	(19)	その他の資本の構成 要素
純資産合計	2,735,979	—	120,540	2,856,520		資本合計
負債純資産合計	7,935,626	—	7,521,526	15,457,152		負債及び資本合計

資本に対する調整に関する注記（前連結会計年度末：2018年5月31日）

調整に関する主な内容は以下のとおりであります。

(1) 営業債権及びその他の債権計上額の振替

・表示組替

日本基準では区分掲記していた未収入金6,129千円及び売掛金138,563千円を、IFRSでは営業債権及びその他の債権（流動）に振替えて表示し、貸倒引当金（流動）5,702千円を営業債権及びその他の債権から直接控除して純額で表示しております。

(2) 棚卸資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準では区分掲記していた商品18,218千円及び貯蔵品11,731千円を、IFRSでは棚卸資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の違い

IFRSの適用に伴う認識・測定によって、広告宣伝に関する貯蔵品が2,806千円減少しております。

(3) その他の流動資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準では区分掲記していた前払費用81,371千円がありますが、IFRSではその他の流動資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の違い

IFRSでは、前払の不動産賃借費用についてリース会計に基づき測定した結果、その他の流動資産が56,430千円減少しております。また、IFRSでは、差入保証金及び敷金を償却原価で測定した結果、その他の流動資産が716千円増加しております。

(4) 繰延税金資産及び繰延税金負債計上額の振替・調整、繰延税金資産計上額の検討

・表示組替

日本基準では繰延税金資産及び繰延税金負債を流動項目及び非流動項目にそれぞれ区分しておりましたが、繰延税金資産及び繰延税金負債の純額84,068千円について非流動資産へと振替えて表示しております。

・認識・測定の違い

IFRSの適用に伴う認識・測定によって、繰延税金資産が32,001千円増加しております。

(5) 有形固定資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準において区分掲記していた建物及び構築物2,093,587千円、機械装置及び車両運搬具4,780千円、工具器具備品116,290千円、土地626,816千円を、IFRSでは有形固定資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の違い

日本基準において、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について主として定率法を採用しておりますが、IFRSでは定額法を採用し取得時点から遡及して有形固定資産を測定している他、(16)に記載のとおり建物に関する資産除去債務の影響の結果、34,618千円減少しております。

(6) 使用権資産の調整

・認識・測定の違い

日本基準において、賃貸借契約に該当する土地付建物及び車両運搬具等についてオペレーティング・リース取引として処理しております。IFRSでは使用権資産として測定している他、(16)に記載のとおり使用権資産に関する資産除去債務の影響の結果、7,475,941千円（建物及び構築物7,392,686千円、機械装置及び車両運搬具83,255千円）増加しております。

(7) のれんの調整

・認識・測定の差異

日本基準において、のれんを償却しておりましたが、IFRSでは移行日以降は非償却としているため、274,329千円増加しております。一方で、IFRS移行日において一部の部門にてのれんの減損損失を計上したため、のれんが93,927千円減少しております。

(8) 無形資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準において、区分掲記していたソフトウェア60,595千円、ソフトウェア仮勘定189千円、その他の無形資産3,233千円を、IFRSではその他の無形資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

無形固定資産のうち施設利用権の減価償却方法について、定率法から定額法へと変更したため40千円増加しております。

(9) その他の金融資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準において区分掲記していた破産更生債権6,563千円及び敷金及び保証金等314,366千円を、IFRSではその他の金融資産（非流動）に振替えて表示し、貸倒引当金（非流動）6,563千円をその他の金融資産（非流動）から直接控除して純額で表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSにおいて、敷金及び保証金を償却原価で測定した結果、その他の金融資産（非流動）の金額が15,946千円減少しております。

(10) その他の非流動資産計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準では区分掲記していた長期前払費用73,985千円を、IFRSではその他の非流動資産に振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSでは、前払の不動産賃借費用についてリース会計に基づき測定した結果、その他の非流動資産が73,005千円減少しております。また、差入保証金及び敷金を償却原価で測定した結果、その他の非流動資産が15,229千円増加しております。

(11) 営業債務及びその他の債務計上額の振替

・表示組替

日本基準において区分掲記していた買掛金224,166千円及び未払金184,889千円を、IFRSでは営業債務及びその他の債務に振替えて表示しております。

(12) 借入金計上額の調整

・認識・測定の差異

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する取引コストについて発生時に費用処理しておりましたが、IFRSでは、実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理するため、借入金（流動）が6,993千円、借入金（非流動）が14,176千円減少しております。

(13) リース負債の調整

・認識・測定の差異

日本基準において、賃貸借契約に該当する土地付建物及び車両運搬具等についてオペレーティング・リース取引として処理しておりますが、IFRSではリース負債を認識したため短期リース負債が524,775千円（建物及び構築物498,718千円、機械装置及び車両運搬具26,056千円）、長期リース負債が6,757,226千円（建物及び構築物6,699,929千円、機械装置及び車両運搬具57,296千円）増加しております。

(14) その他の流動負債計上額の振替・調整

・表示組替

日本基準では区分掲記していた未払費用180,776千円及び未払消費税等44,996千円について、IFRSではその他の流動負債に振替えて表示しております。

・認識・測定の差異

日本基準では会計処理が求められていない未消化の有給休暇を、IFRSではその他の流動負債として67,589千円計上しております。租税公課を賦課時点において費用認識した影響により14,903千円、住民税均等割(15)の影響により18,092千円増加しております。

(15) 未払法人所得税の振替

・表示組替

日本基準では未払法人税所得税として計上していた金額のうち、住民税均等割部分18,092千円について、IFRSではその他の流動負債に振替えて表示しております。

(16) 資産除去債務の振替・調整

・表示組替

日本基準において、資産除去債務として190,475千円を計上しておりましたが、IFRSでは引当金として表示しております。

・認識・測定の差異

日本基準において認識していた資産除去債務について、IFRSでは毎期割引率を見直す等の影響により57,660千円増加しております。

(17) その他の非流動負債計上額の振替

・表示組替

日本基準において、その他負債(固定)として区分していなかった項目について、IFRSではその他の金融負債(非流動)に、受入保証が600千円振替えられております。

(18) 利益剰余金に対する調整

・認識・測定の差異

利益剰余金の認識、測定の差異の主な項目は以下のとおりであります。なお、以下の金額は、関連する税効果を調整した金額であります。

(単位：千円)

	前連結会計年度末 (2018年5月31日)
棚卸資産のうち広告宣伝用貯蔵品の影響(2)	△ 1,830
有形固定資産減価償却方法の影響(5)	32,534
リース会計の影響(6)	△ 37,157
のれんの減損及び非償却の影響(7)	179,898
金融負債の取引コストの影響(12)	13,910
未払有給休暇の影響(14)	△ 43,229
租税公課の賦課による影響(14)	△ 9,715
資産除去債務の再測定による影響(16)	△ 13,870
株式報酬の影響(18)	△ 13,027
合計	107,513

(19) その他の資本の構成要素の振替・調整

・表示組替

日本基準において、新株予約権として6,125千円を計上していましたが、IFRSではその他の資本の構成要素として表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSでは業績条件付新株予約権について、業績条件を加味し株式報酬費用に付随し新株予約権を追加的に認識する必要があるため、新株予約権が13,027千円増加しております。

③ 包括利益に対する調整（前連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日））

(単位：千円)

日本基準表示科目	日本基準	表示組替	認識及び 測定の差異	IFRS	注記	IFRS表示科目
売上高	7,002,122		△ 584,895	6,417,226	(1)	売上収益
売上原価	△ 4,455,464		565,586	△ 3,889,878	(1)	売上原価
売上総利益	2,546,657	—	△ 19,309	2,527,348	(1)	売上総利益
					(2)	
					(3)	
					(4)	
販売費及び一般管理費	△ 2,070,717		257,455	△ 1,813,261	(5)	販売費及び一般管理費
					(6)	
					(8)	
					(9)	
		6,355	281	6,636	(12)	その他の収益
		△ 78,495	△ 253	△ 78,748	(8)	その他の費用
					(12)	
営業利益	475,940	△ 72,140	238,174	641,974		営業利益
営業外収益	3,944	△ 3,944		—		
営業外費用	△ 72,692	72,692		—		
特別利益	2,419	△ 2,419		—		
特別損失	△ 76,576	76,576		—		
		9		9	(12)	金融収益
					(6)	
		△ 70,772	△ 105,589	△ 176,361	(7)	金融費用
					(8)	
					(12)	
税金等調整前当期純利益	333,036		132,585	465,621		税引前当期利益
法人税等	△ 218,313	218,313		—		
法人税等調整額	△ 10,887	△ 218,313	56,943	△ 172,257	(11)	法人所得税費用
当期純利益	103,835	—	189,529	293,364		当期利益
親会社株主に帰属する 当期純利益	103,835	—	189,529	293,364		親会社の所有者に帰属 する当期利益
包括利益						当期包括利益
親会社株主に係る 包括利益	103,835	—	189,529	293,364		親会社の所有者に帰属 する包括利益

連結損益計算書及び連結包括利益計算書に対する調整に関する注記（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日）

調整に関する主な内容は、以下のとおりであります。

(1) 売上収益に係る調整

・認識・測定の差異

日本基準では、業務委託先の葬儀売上と付随する費用について売上高と売上原価を両建て計上する方法で処理していましたが、IFRSでは葬儀代金から業務委託先等への支払を除いた葬儀粗利益相当額を仲介手数料収入として認識しております。当該変更により、売上高及び売上原価が584,895千円減少しております。また、下記(2)以降の影響により売上原価が19,309千円増加しております。

(2) 減価償却方法の変更に係る調整

・認識・測定の違い

日本基準では有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用しておりますが、IFRSでは定額法を採用しており、売上原価、販売費及び一般管理費が38,315千円増加しております。また有形固定資産の除売却損益への影響のため、その他の収益が281千円、その他の費用が152千円増加しております。

(3) のれん償却の調整

・認識・測定の違い

日本基準において、のれんはその効果の及ぶ期間を見積り、その期間で償却しておりますが、IFRSでは移行日以降償却されないため、販売費及び一般管理費が273,825千円減少しております。

(4) 広告宣伝費の調整

・認識・測定の違い

日本基準において、パンフレット等の広告宣伝目的の貯蔵品計上額について、IFRSでは広告宣伝費としてその支出の期の費用とするため、販売費及び一般管理費が287千円増加しております。

(5) 未消化の有給休暇に対する調整

・認識・測定の違い

日本基準では会計処理が求められていない未消化の有給休暇を、IFRSでは人件費として計上しており、売上原価、販売費及び一般管理費が11,697千円増加しております。

(6) 使用权資産及びリース負債の調整

・認識・測定の違い

当社グループはIFRS第16号「リース」を早期適用しております。日本基準では賃貸借処理として計上しておりますが、IFRSでは使用权資産の減価償却及びリース負債の利息分を計上しているため、売上原価、販売費及び一般管理費が40,404千円減少、金融費用が97,323千円増加、その他の費用が101千円増加しております。

(7) 租税公課に関する負債計上額の調整

・認識・測定の違い

日本基準では、固定資産税等の租税公課について月数按分により費用計上しておりますが、IFRSでは賦課時点において費用認識しているため、販売費及び一般管理費が581千円増加しております。

(8) 金融負債取引コストに関する金融負債計上額の調整

・認識・測定の違い

日本基準では、金融負債の発行に直接起因する取引コストについて発生時に費用処理しておりますが、IFRSでは、実効金利法に基づく償却原価計算に含めて処理するため、金融費用が7,567千円増加しております。

(9) 資産除去債務の再測定による調整

・認識・測定の違い

日本基準では、資産除去債務の認識時において計算時点の割引率を据え置いて現時点の債務を見積りありますが、IFRSでは每期割引率を見直して計算することになっております。当該変更の結果、売上原価、販売費及び一般管理費が1,557千円増加し、金融費用は697千円の増加となっております。

(10) 新株予約権発行の調整

・認識・測定の違い

IFRSでは業績条件付新株予約権について、業績条件を加味し株式報酬費用に付随し新株予約権を追加的に認識する必要があるため、販売費及び一般管理費が5,741千円増加しております。

(11) 法人所得税費用の振替・調整

・表示組替

日本基準では、法人税等及び法人税等調整額を区分掲記しておりましたが、IFRSでは法人所得税費用として一括して表示しております。

・認識・測定の差異

IFRSの適用に伴う認識及び測定の差異により、56,943千円減少しております。

(12) 表示科目の振替

・表示組替

日本基準上の営業外損益及び特別損益を、IFRSでは以下のとおり振替えて表示しております。

営業外収益のうち、受取利息9千円を金融収益に振替え、その他3,935千円を、その他の収益に振替えております。

営業外費用のうち、主に支払利息60,936千円、融資手数料9,836千円を金融費用に振替え、その他1,919千円をその他の費用に振替えております。

特別利益（主に固定資産売却益2,405千円）2,419千円をその他の収益に振替えております。

特別損失（主に固定資産除却損63,394千円、訴訟和解金12,000千円）76,576千円をその他の費用に振替えております。

④ キャッシュ・フローに対する調整（前連結会計年度（自 2017年6月1日 至 2018年5月31日））

日本基準に基づく連結キャッシュ・フロー計算書とIFRSに基づく連結キャッシュ・フロー計算書との計上区分の差異は次のとおりであります。

	日本基準	IFRS	正味影響額	注記
営業活動によるキャッシュ・フロー	854,899	1,328,040	473,141	(1)
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 883,114	△ 883,114	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 363,770	△ 836,911	△ 473,141	(1)
現金及び現金同等物の増減額	△ 391,985	△ 391,985	-	
現金及び現金同等物の期首残高	869,787	869,787	-	
現金及び現金同等物の期末残高	477,802	477,802	-	

(注1) 使用権資産及びリース負債の調整

日本基準では賃貸借取引として処理していたリース取引について、IFRSでは使用権資産及びリース負債を計上して処理しております。この結果、当該リース契約に係る支払額の一部473,141千円について、営業活動によるキャッシュ・フローから財務活動によるキャッシュ・フローへ振替えております。

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社きずなホールディングス(以下「当社」という。)は日本に所在する株式会社であります。登記上の本社の住所は東京都港区芝四丁目5番10号です。当社の2019年11月30日に終了する第2四半期の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)から構成されております。当社グループは直営ホールでの葬儀請負を中心とした葬儀施行業と、インターネットを活用したネット集客業を行っております。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。当社は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定を適用しております。

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、2019年5月31日に終了した前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものです。

要約四半期連結財務諸表については2020年1月14日に、代表取締役社長兼グループCEO中道康彰及び取締役兼CFO 関本彰大によって承認されております。

(2) 測定的基础

要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定する金融商品等を除き取得原価を基礎として作成されております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円(千円単位、単位未満切捨て)で表示しております。

3. 重要な会計方針

当社グループが本要約四半期連結財務諸表において適用する会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一です。なお、当第2四半期連結累計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループは、要約四半期連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

本要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断は、原則として前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様です。

5. 事業セグメント

当社グループは、葬儀事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. 配当金

(1) 配当金支払額

配当金の支払額は、次のとおりであります。

前第2四半期連結累計期間(自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

前第2四半期連結累計期間(自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)

該当事項はありません。

7. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループの売上収益の内訳は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
主要な製品、サービス		
葬儀売上	3,171,208	3,550,958
仲介手数料収入	214,658	237,312
その他のサービス	55,986	40,800
合計	3,441,853	3,829,072
収益認識時点		
一時点で充足	3,436,033	3,823,252
一定の期間にわたり充足	5,820	5,820
合計	3,441,853	3,829,072
顧客との契約から認識した収益	3,441,853	3,829,072
その他の源泉から認識した収益	—	—

(注) 当社グループは単一セグメントであり、本邦の外部顧客への売上収益が当社グループの売上収益のほとんどを占めております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた契約残高は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年5月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年11月30日)
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	159,059	172,069
合計	159,059	172,069

8. 1 株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益及び希薄化後1株当たり四半期利益は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年6月1日 至 2018年11月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年6月1日 至 2019年11月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (千円)	160,416	196,656
発行済普通株式の期中加重平均株式数 (株)	3,394,235	3,394,235
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いられた普通株式の期中加重平均株式数 (株)	3,417,645	3,428,326
基本的1株当たり四半期利益 (円)	47.26	57.94
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	46.94	57.36
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり四半期利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	新株予約権1種類 (新株予約権の数7,050個)
	前第2四半期連結会計期間 (自 2018年9月1日 至 2018年11月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2019年9月1日 至 2019年11月30日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (千円)	86,677	85,378
発行済普通株式の期中加重平均株式数 (株)	3,394,235	3,394,235
希薄化後1株当たり四半期利益の算定に用いられた普通株式の期中加重平均株式数 (株)	3,417,645	3,428,326
基本的1株当たり四半期利益 (円)	25.54	25.15
希薄化後1株当たり四半期利益 (円)	25.36	24.90
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり四半期利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	新株予約権1種類 (新株予約権の数7,050個)

9. 金融商品

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル1からレベル3までを次のように分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む、評価技法から算出された公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。

(1) 公正価値で測定する金融商品

前連結会計年度(2019年5月31日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結会計期間(2019年11月30日)

該当事項はありません。

(2) 償却原価で測定する金融商品

要約四半期連結財政状態計算書において公正価値で測定しないものの、公正価値の開示が要求される資産及び負債は次のとおりであります。なお、当該金融商品の帳簿価額が公正価値と近似している場合には、開示を省略しております。(注1)

前連結会計年度(2019年5月31日)

(単位：千円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産	339,850	—	339,850	—	339,850
長期借入金(注2)	3,960,000	—	4,000,000	—	4,000,000
合計	4,299,850	—	4,339,850	—	4,339,850

当第2四半期連結会計期間(2019年11月30日)

(単位：千円)

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の金融資産	360,721	—	362,203	—	362,203
長期借入金(注2)	3,855,246	—	3,890,000	—	3,890,000
合計	4,215,967	—	4,252,203	—	4,252,203

(注1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務は短期決済され、公正価値は帳簿価額と近似しているため、上記の表には含めておりません。

(注2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(公正価値の算定方法)

(a) その他の金融資産

主として敷金及び差入保証金により構成されております。公正価値については、その将来キャッシュ・フローを契約期間に応じた国債の利回り等適切な指標で割り引く方法により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(b) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引く方法により算定しており、公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

10. 関連当事者取引

親会社へのアドバイザー業務委託料の支払

新株式会社エポック・ジャパンと最終支配当事者であるAdvantage Partners(H.K.) Limitedは、2017年3月1日付でアドバイザー業務委託契約を締結しており、当社設立時に当社がその権利義務を承継しております。

主な契約内容は以下のとおりであります。

①契約の相手先

Advantage Partners(H.K.) Limited

②委託業務の内容

- (1) 資本政策及び新規株式公開準備に係る契約、立案及び推進に関するアドバイス
- (2) 前号に係る、事業戦略及び事業計画の策定に関するアドバイス
- (3) 前2号に係る、投資家候補への説明資料その他必要書類の作成、投資家候補によるデュー・デリジェンスへの対応及び投資家候補との各種交渉に係るアドバイス
- (4) その他各号に付随する業務

③報酬額

- (1) 甲（当社）が新規株式公開を行う前にAPファンドが甲の株式を譲渡した場合であって、譲渡後のAPファンドが保有する甲の株式の保有比率が50%超となる場合
(譲渡株価を基に算出した甲の100%株式価値＋譲渡時の甲の有利子負債－譲渡時の甲の現預金) × 2% × APファンドの株式譲渡割合
- (2) 甲が新規株式公開を行う前にAPファンドが甲の株式を譲渡した場合であって、譲渡後のAPファンドが保有する甲の株式の保有比率が50%以下となる場合
(譲渡株価を基に算出した甲の100%株式価値＋譲渡時の甲の有利子負債－譲渡時の甲の現預金) × 2%－
(1)の金額の合計額
- (3) 甲が新規株式公開を行った場合
250百万円－(1)の金額の合計額

④報酬額の支払時期

APファンドが甲の株式を譲渡した日（新規株式公開を行った場合にはその日）

11. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年5月31日)	当事業年度 (2019年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,625	2,936
売掛金	※1 42,697	※1 88,985
前払費用	—	1,080
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	—	300,000
その他	1	—
流動資産合計	45,324	393,001
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	2,633,719	2,633,719
関係会社長期貸付金	—	3,650,000
繰延税金資産	—	7,586
投資その他の資産合計	2,633,719	6,291,306
固定資産合計	2,633,719	6,291,306
資産合計	2,679,044	6,684,308
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	—	300,000
未払金	—	10,933
未払費用	※1 44,776	13,436
未払法人税等	1,774	8,997
未払消費税等	2,270	8,285
流動負債合計	48,821	341,652
固定負債		
長期借入金	—	3,700,000
固定負債合計	—	3,700,000
負債合計	48,821	4,041,652

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年5月31日)	当事業年度 (2019年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	100,000	100,000
その他資本剰余金	2,426,019	2,426,019
資本剰余金合計	2,526,019	2,526,019
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△1,921	10,510
利益剰余金合計	△1,921	10,510
株主資本合計	2,624,098	2,636,530
新株予約権	6,125	6,125
純資産合計	2,630,223	2,642,655
負債純資産合計	2,679,044	6,684,308

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 6月 1日 至 2018年 5月 31日)	当事業年度 (自 2018年 6月 1日 至 2019年 5月 31日)
営業収益	※1 39,534	※1 190,842
営業費用	※2 39,405	※2 130,452
営業利益	129	60,389
営業外収益		
受取利息	0	0
営業外収益合計	0	0
営業外費用		
融資手数料	—	45,000
創立費	276	—
営業外費用合計	276	45,000
経常利益又は経常損失(△)	△147	15,389
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△147	15,389
法人税、住民税及び事業税	1,774	10,544
法人税等調整額	—	△7,586
法人税等合計	1,774	2,957
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,921	12,432

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	—	—	—	—
当期変動額				
株式移転による増加	100,000	100,000	2,426,019	2,526,019
当期純損失(△)	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	100,000	100,000	2,426,019	2,526,019
当期末残高	100,000	100,000	2,426,019	2,526,019

	利益剰余金		株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	—	—	—	—	—
当期変動額					
株式移転による増加	—	—	2,626,019	—	2,626,019
当期純損失(△)	△1,921	△1,921	△1,921	—	△1,921
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	6,125	6,125
当期変動額合計	△1,921	△1,921	2,624,098	6,125	2,630,223
当期末残高	△1,921	△1,921	2,624,098	6,125	2,630,223

当事業年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	100,000	100,000	2,426,019	2,526,019
当期変動額				
当期純利益	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	100,000	100,000	2,426,019	2,526,019

	利益剰余金		株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△1,921	△1,921	2,624,098	6,125	2,630,223
当期変動額					
当期純利益	12,432	12,432	12,432	—	12,432
当期変動額合計	12,432	12,432	12,432	—	12,432
当期末残高	10,510	10,510	2,636,530	6,125	2,642,655

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 子会社株式及び関連会社株式
 - 移動平均法による原価法
- 2 繰延資産の処理方法
 - 創立費については、支出時に全額費用として処理しております。
- 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2018年5月31日)	当事業年度 (2019年5月31日)
短期金銭債権	42,697	88,985
短期金銭債務	44,776	-

(損益計算書関係)

※1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当事業年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
営業取引による取引高		
営業収益 (経営指導料)	39,534	190,842

※2 営業費用のうち主要な費目及び金額

営業費用はすべて一般管理費であります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)	当事業年度 (自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)
役員報酬	—	14,546
給与手当	16,872	64,152
雑給	2,043	—
賞与	5,622	10,260
法定福利費	3,783	13,103
福利厚生費	734	2,326
租税公課	171	140
支払手数料	10,177	25,728
その他	—	194

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2018年5月31日)	当事業年度 (2019年5月31日)
子会社株式	2,633,719	2,633,719

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年5月31日)	当事業年度 (2019年5月31日)
繰延税金資産		
未払賞与	1,945	1,972
未払社会保険料等	304	308
未払事業税	—	768
業績連動報酬	—	4,537
繰延税金資産小計	2,249	7,586
評価性引当額	△ 2,249	—
繰延税金資産合計	—	7,586
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産純額	—	7,586

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	前事業年度 (2018年5月31日)	当事業年度 (2019年5月31日)
法定実効税率	—	33.9
(調整)		
評価性引当金の増減	—	△15.1
住民税均等割額	—	3.0
軽減税率の適用	—	△5.5
その他	—	△1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	14.9

(注) 前事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 2017年6月1日 至 2018年5月31日)

連結財務諸表注記「7. 企業結合」に記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度(自 2018年6月1日 至 2019年5月31日)

連結財務諸表注記「7. 企業結合」に記載しているため、注記を省略しております。

(その他)

親会社へのアドバイザー業務委託料の支払

新株式会社エポック・ジャパンと最終支配当事者であるAdvantage Partners(H.K.) Limitedは、2017年3月1日付でアドバイザー業務委託契約を締結しており、当社設立時に当社がその権利義務を承継しております。

主な契約内容は以下のとおりであります。

①契約の相手先

Advantage Partners(H.K.) Limited

②委託業務の内容

(i) 資本政策及び新規株式公開準備に係る契約、立案及び推進に関するアドバイス

(ii) 前号に係る、事業戦略及び事業計画の策定に関するアドバイス

(iii) 前2号に係る、投資家候補への説明資料その他必要書類の作成、投資家候補によるデュー・デリジェンスへの対応及び投資家候補との各種交渉に係るアドバイス

(iv) その他各号に付随する業務

③報酬額

(1) 甲(当社)が新規株式公開を行う前にAPファンドが甲の株式を譲渡した場合であって、譲渡後のAPファンドが保有する甲の株式の保有比率が50%超となる場合

$(\text{譲渡株価を基に算出した甲の100\%株式価値} + \text{譲渡時の甲の有利子負債} - \text{譲渡時の甲の現預金}) \times 2\% \times \text{APファンドの株式譲渡割合}$

(2) 甲が新規株式公開を行う前にAPファンドが甲の株式を譲渡した場合であって、譲渡後のAPファンドが保有する甲の株式の保有比率が50%以下となる場合

$(\text{譲渡株価を基に算出した甲の100\%株式価値} + \text{譲渡時の甲の有利子負債} - \text{譲渡時の甲の現預金}) \times 2\% - (1) \text{の金額の合計額}$

(3) 甲が新規株式公開を行った場合

250百万円 - (1) の金額の合計額

④報酬額の支払時期

APファンドが甲の株式を譲渡した日(新規株式公開を行った場合にはその日)

④【附属明細表】(2019年5月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】(2019年5月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 5月31日 毎年 11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1
買取手数料	無料 （注）2
公告掲載方法	電子公告としております。但し電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.kizuna-hd.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2017年12月25日	2019年5月31日
種類	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 25,000株	普通株式 7,050株
発行価格	1,705円 (注) 3	2,000円 (注) 3
資本組入額	853円	1,000円
発行価額の 総額	42,625,000円	14,100,000円
資本組入額の 総額	21,325,000円	7,050,000円
発行方法	2017年12月25日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。	2019年5月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2

- (注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については、以下のとおりであります。
- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2019年5月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき1,600円	1株につき2,000円
行使期間	2017年12月25日から 2027年12月24日まで (行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とする。)	2022年6月1日から 2029年5月30日まで (行使期間の最終日が当社の休業日に当たる場合はその前営業日を最終日とする。)
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【取得者の概況】

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
関本 彰大	神奈川県鎌倉市	会社役員	25,000	42,625,000 (1,705)	特別利害関係者等 (当社の取締役、当社子会 社の取締役)

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
岡崎 仁美 (戸籍名： 田中 仁美)	東京都文京区	会社役員	2,500	5,000,000 (2,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、当社子会 社の取締役)
下田 啓明	東京都日野市	会社員	500	1,000,000 (2,000)	当社の従業員
宮本 和信	千葉県八千代市	会社員	500	1,000,000 (2,000)	当社子会社の従業員
高尾 幸雄	千葉県千葉市中央区	会社員	500	1,000,000 (2,000)	当社子会社の従業員
都筑 武文	愛知県知多郡阿久比町	会社員	500	1,000,000 (2,000)	当社子会社の従業員
萩原 智秀	宮崎県宮崎市	会社員	500	1,000,000 (2,000)	当社子会社の従業員
内田 一平	熊本県熊本市中央区	会社員	500	1,000,000 (2,000)	当社子会社の従業員
手塚 厚	東京都杉並区	会社員	500	1,000,000 (2,000)	当社子会社の従業員
八木 由治	千葉県千葉市花見川区	会社員	350	700,000 (2,000)	当社の従業員
藍田 哲也	神奈川県大和市	会社員	350	700,000 (2,000)	当社の従業員
瀬戸 隆史	神奈川県 相模原市中央区	会社員	350	700,000 (2,000)	当社子会社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合 (%)
投資事業有限責任組合アドバンテッジ パートナーズV号 ※1	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	2,325,195	66.89
AP Cayman Partners III, L.P. ※1 (常任代理人 株式会社イントリム)	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Island (東京都港区虎ノ門一丁目15番7号 TG115ビル4階 c/o イントリム司 法書士事務所)	795,168	22.87
Japan Fund V, L.P. ※1 (常任代理人 株式会社イントリム)	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman, KY1-9008, Cayman Island (東京都港区虎ノ門一丁目15番7号 TG115ビル4階 c/o イントリム司 法書士事務所)	205,303	5.91
アドバンテッジパートナーズ投資組合 64号 ※1	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	68,569	1.97
中道 康彰 ※2、4	大阪府箕面市	50,000 (50,000)	1.44 (1.44)
関本 彰大 ※3、4	神奈川県鎌倉市	25,000 (25,000)	0.72 (0.72)
岡崎 仁美 ※3、4 (注) 4	東京都文京区	2,500 (2,500)	0.07 (0.07)
下田 啓明 ※5	東京都日野市	500 (500)	0.01 (0.01)
宮本 和信	千葉県八千代市	500 (500)	0.01 (0.01)
高尾 幸雄	千葉県千葉市中央区	500 (500)	0.01 (0.01)
都筑 武文	愛知県知多郡阿久比町	500 (500)	0.01 (0.01)
萩原 智秀	宮崎県宮崎市	500 (500)	0.01 (0.01)
内田 一平	熊本県熊本市中央区	500 (500)	0.01 (0.01)
手塚 厚	東京都杉並区	500 (500)	0.01 (0.01)
八木 由治 ※5	千葉県千葉市花見川区	350 (350)	0.01 (0.01)
藍田 哲也 ※5	神奈川県大和市	350 (350)	0.01 (0.01)
瀬戸 隆史	神奈川県相模原市中央区	350 (350)	0.01 (0.01)
計	—	3,476,285 (82,050)	100.00 (2.36)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- ※1 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
- ※2 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
- ※3 特別利害関係者等 (当社の取締役)
- ※4 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)
- ※5 当社の従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 岡崎仁美の戸籍上の氏名は、田中仁美であります。

独立監査人の監査報告書

2020年1月21日

株式会社きずなホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きずなホールディングスの連結財務諸表、すなわち、2019年5月31日現在、2018年5月31日現在及び2017年6月1日現在の連結財政状態計算書、2019年5月31日及び2018年5月31日に終了する2連結会計年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社きずなホールディングス及び連結子会社の2019年5月31日現在、2018年5月31日現在及び2017年6月1日現在の財政状態並びに2019年5月31日及び2018年5月31日をもって終了するそれぞれの連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結財務諸表注記35. 関連当事者取引に記載されているとおり、会社はAdvantage Partners(H.K.) Limitedとアドバイザー業務委託契約を締結しており、当該アドバイザー業務委託契約に基づき、Advantage Partners(H.K.) Limitedに対し報酬を支払う可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年1月21日

株式会社きずなホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きずなホールディングスの2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2019年9月1日から2019年11月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2019年6月1日から2019年11月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び要約四半期連結財務諸表注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續が実施される。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社きずなホールディングス及び連結子会社の2019年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

要約四半期連結財務諸表注記10. 関連当事者取引に記載されているとおり、会社はAdvantage Partners(H.K.) Limitedとアドバイザリー業務委託契約を締結しており、当該アドバイザリー業務委託契約に基づき、Advantage Partners(H.K.) Limitedに対し報酬を支払う可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月21日

株式会社きずなホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健 文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きずなホールディングスの2017年6月1日から2018年5月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きずなホールディングスの2018年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（その他）に記載されているとおり、会社はAdvantage Partners(H.K.) Limitedとアドバイザー業務委託契約を締結しており、当該アドバイザー業務委託契約に基づき、Advantage Partners(H.K.) Limitedに対し報酬を支払う可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年1月21日

株式会社きずなホールディングス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健 文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠塚 伸 一 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社きずなホールディングスの2018年6月1日から2019年5月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社きずなホールディングスの2019年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（その他）に記載されているとおり、会社はAdvantage Partners(H.K.) Limitedとアドバイザー業務委託契約を締結しており、当該アドバイザー業務委託契約に基づき、Advantage Partners(H.K.) Limitedに対し報酬を支払う可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。



株式会社きずなホールディングス